

いちご一いちえとちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

冬季大会：令和4（2022）年1月24日（月）～30日（日）

本大会：令和4（2022）年10月1日（土）～11日（火）

いちご一いちえとちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

令和4（2022）年10月29日（土）～31日（月）

いちご一いちえとちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会

第4回 常任委員会



いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 第4回常任委員会 目次

1 報告事項

報告事項 1	いちご一会とちぎ国体 競技会会期等の変更	P. 3
報告事項 2	いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会の追加承認及び日程等の変更	P. 9
報告事項 3	いちご一会とちぎ国体 練習会場の変更	P. 13
報告事項 4	いちご一会とちぎ国体本大会 特別招待者の範囲	P. 17
報告事項 5	いちご一会とちぎ国体冬季大会 招待者の範囲	P. 19
報告事項 6	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における環境に配慮した取組について	P. 21
報告事項 7	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 公式ポスターデザイン入賞作品等	P. 22
報告事項 8	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 参加章、記念章及び大会メダルデザイン	P. 28
報告事項 9	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 炬火台、炬火トーチデザイン最優秀賞等	P. 32
報告事項 10	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 おもてなし広場基本計画	P. 35
報告事項 11	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 総合案内所基本計画	P. 39
報告事項 12	いちご一会とちぎ国体本大会 宿泊要項	P. 42
報告事項 13	いちご一会とちぎ国体冬季大会 宿泊要項	P. 47
報告事項 14	いちご一会とちぎ大会 宿泊要項	P. 52
報告事項 15	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 食品衛生対策実施要領	P. 57
報告事項 16	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 宿舍衛生対策実施要領	P. 77
報告事項 17	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 感染症対策実施要領	P. 81
報告事項 18	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 弁当調達要項	P. 85
報告事項 19	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等に係る弁当調製施設選定基準	P. 89
報告事項 20	いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項の改正	P. 91
報告事項 21	いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策実施要領	P. 93
報告事項 22	いちご一会とちぎ国体本大会 医療救護要項	P. 96
報告事項 23	いちご一会とちぎ国体冬季大会 医療救護要項	P. 97
報告事項 24	いちご一会とちぎ大会 医療救護要項	P. 98
報告事項 25	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 医療救護実施要領	P. 99
報告事項 26	いちご一会とちぎ国体 会場地市町村医療救護業務指針	P. 103
報告事項 27	いちご一会とちぎ国体本大会 輸送・交通要項	P. 107
報告事項 28	いちご一会とちぎ国体冬季大会 輸送・交通要項	P. 109
報告事項 29	いちご一会とちぎ大会 輸送・交通要項	P. 111
報告事項 30	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等自主警備業務実施計画	P. 113
報告事項 31	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画	P. 122
報告事項 32	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画	P. 132
報告事項 33	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等会場管理運営要綱	P. 138
報告事項 34	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 式典実施計画	P. 143
報告事項 35	いちご一会とちぎ国体 セーリング競技会おもてなし実施計画	P. 146
報告事項 36	いちご一会とちぎ国体 セーリング競技会宿泊・医事衛生実施計画	P. 147
報告事項 37	いちご一会とちぎ国体 セーリング競技会輸送交通・警備消防防災実施計画	P. 148
報告事項 38	いちご一会とちぎ大会 競技別会期	P. 150
報告事項 39	いちご一会とちぎ大会 情報保障体制整備基本方針	P. 152
報告事項 40	いちご一会とちぎ大会 競技開始式・表彰式実施要項	P. 154

2 審議事項

- | | | |
|-------|-------------------------------------|--------|
| 第1号議案 | いちご一会とちぎ国体 デモンストレーションスポーツ競技会場の変更(案) | P. 157 |
| 第2号議案 | いちご一会とちぎ国体 大会実施要項総則(案) | P. 158 |
| 第3号議案 | いちご一会とちぎ国体 冬季大会 実施要項総則(案) | P. 169 |
| 第4号議案 | いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案) | P. 181 |

3 その他

- | | | |
|-----|--------------------------|--------|
| (1) | いちご一会募金(寄附金)・企業協賛の状況について | P. 189 |
| (2) | いちご一会ダンスキャラバン隊の活動状況について | P. 191 |

4 参考資料

- | | | |
|-----|--------------------------------|--------|
| (1) | いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員名簿 | P. 195 |
| (2) | いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 会則 | P. 196 |
| (3) | いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 組織図 | P. 201 |
| (4) | 総会から常任委員会等への委任事項 | P. 202 |
| (5) | 「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」推進宣言 | P. 203 |

報 告 事 項

報告事項 1

令和3年1月28日 第4回競技運営専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体 競技会会期等の変更

1 競技会会期の変更

(1) 変更の趣旨

いちご一会とちぎ国体競技会会期について、宇都宮市から剣道競技の競技会会期の変更申請があり、下記のとおり変更するもの。

(2) 競技会会期の変更（案）

会場地	競技	種別	競技会場	会期	競技日	第2日	第3日	第4日	第5日
						10/2 (日)	10/3 (月)	10/4 (火)	10/5 (水)
宇都宮市	剣道	全種別	栃木県 総合運動公園 武道館	変更前	3	●	●	●	
				変更後	3		●	●	●

【変更理由】

競技会場となる栃木県総合運動公園武道館が総合開会式の入場規制エリアとなる見込みとなったため、競技会運営準備や競技日程について競技団体と協議した結果、会期を1日繰り下げること、より円滑かつ効率的に競技会運営ができると判断したため。

(3) 今後のスケジュール

令和3(2021)年3月 (公財) 日本スポーツ協会へ競技会会期変更(案)提出
(公財) 日本スポーツ協会国体委員会 正式決定

2 競技会場名の変更

令和3年1月29日 第4回総務企画専門委員会報告事項

(1) ネーミングライツによる名称変更

①那須塩原市くろいそ運動場

令和3(2021)年1月より那須塩原市くろいそ運動場の愛称をネーミングライツにより「石川スポーツグラウンドくろいそ」とすることとしたため、次のとおり名称変更する。

会場地	競技名	会場	
那須塩原市	ソフトテニス (全種別)	変更前	那須塩原市くろいそ運動場テニスコート
		変更後	石川スポーツグラウンドくろいそ(那須塩原市くろいそ運動場)テニスコート

②にしなすの運動公園

令和3(2021)年1月よりにしなすの運動公園の愛称をネーミングライツにより「三和住宅にしなすのスポーツプラザ」とすることとしたため、次のとおり名称変更する。

会場地	競技名 (デモンストレーションスポーツ)	会場	
		変更前	変更後
那須塩原市	さいかつぼーる	変更前	にしなすの運動公園体育館
		変更後	三和住宅にしなすのスポーツプラザ (にしなすの運動公園) 体育館*

*いちご一会とちぎ大会(第22回全国障害者スポーツ大会)においてはボッチャの競技会場となる。

※上記①、②については、今後も同様の名称変更の可能性があることから、(公財)日本スポーツ協会国体委員会には、後日一括して付議する予定(日本スポーツ協会了承済)。

(2) 申請による名称変更

いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツのウォーキングについて、関係競技団体及び会場地市町村からの申請を受け、次のとおり変更する。

①競技会場名の変更(案)

会場地	競技名	競技会場名	
		変更前	変更後
益子町	ウォーキング	変更前	益子町内特設ウォーキングコース
		変更後	サヤド・城内坂周辺アート探訪コース
<p>【変更理由】 当該競技では、町内の美術館や藍染工房など、工芸や文化に関する施設を散策することから、益子町サヤド・城内坂周辺の歴史や文化を楽しむことができる競技(コース)であることを、参加者へ周知するため。</p>			

②今後のスケジュール

令和3(2021)年3月 (公財)日本スポーツ協会へ変更(案)提出
 (公財)日本スポーツ協会国体委員会 正式決定

3 デモンストレーションスポーツ競技会会期（案）

(1) 趣旨

いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツにおける競技会会期について、会場地市町村及び関係競技団体からの報告を基に競技会会期（案）を作成した。

(2) デモンストレーションスポーツ競技会会期（案）

本大会におけるデモンストレーションスポーツ

	競 技 名	会場地市町村	実施予定施設	競技会会期 (令和4(2022)年)
1	アームレスリング	宇都宮市	栃木県総合文化センター	6月19日(日)
2	インディアカ	さくら市	さくら市氏家体育館	9月25日(日)
3	ウォーキング	鹿沼市	鹿沼市内特設ウォーキングコース	9月10日(土)
		那須烏山市	那須烏山市内特設ウォーキングコース	5月7日(土)
		益子町	サヤド・城内坂周辺アート探訪コース	5月28日(土)
4	エアロビック	那須町	那須町スポーツセンター	9月11日(日)
5	オリエンテーリング	矢板市	矢板運動公園	9月3日(土)
6	カローリング	高根沢町	高根沢町農業者トレーニングセンター	7月10日(日)
7	キッズトライアスロン	那須塩原市	那珂川河畔公園周辺特設コース	8月28日(日)
8	キンボールスポーツ	下野市	下野市石橋体育センター	9月17日(土)
9	クリケット	佐野市	佐野市国際クリケット場	6月5日(日)
10	さいかつぼーる	那須塩原市	三和住宅にしなすのスポーツプラザ(にしなすの運動公園)体育館	9月11日(日)
11	3B体操	那珂川町	那珂川町総合体育館	6月19日(日)
12	スポーツウェルネス吹矢	足利市	足利市民体育館	6月26日(日)
13	スポーツチャンバラ	大田原市	栃木県立県北体育館	7月24日(日)
14	スマートフェンシング	上三川町	上三川町体育センター	9月4日(日)
15	3x3	宇都宮市	オリオンスクエア	7月3日(日)
16	ソフトバレーボール	真岡市	真岡市総合体育館	9月11日(日)
17	ターゲット・バードゴルフ	壬生町	壬生町総合公園	9月11日(日)
18	タグラグビー	栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場	8月27日(土)
19	ダンススポーツ	大田原市	栃木県立県北体育館	8月7日(日)
20	ドッジボール	佐野市	佐野市運動公園市民体育館	6月19日(日)
21	長ぐつアイスホッケー	日光市	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	7月10日(日)
22	バウンドテニス	野木町	野木町立野木中学校体育館	9月4日(日)
23	パークゴルフ	足利市	足利市借宿緑地パークゴルフ場	5月15日(日)
24	フォークダンス	小山市	栃木県立県南体育館	9月25日(日)
25	フットサル	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	7月17日(日)
26	フットベースボール	栃木市	栃木市総合運動公園多目的グラウンド	9月11日(日)
27	フライングディスク	市貝町	城見ヶ丘運動公園 市貝町農業者トレーニングセンター	7月16日(土)
28	ふれあいトランポリン	茂木町	茂木町民体育館	6月19日(日)
29	ペタンク	高根沢町	高根沢町町民広場	5月28日(土)
30	ママさんバレーボール	芳賀町	芳賀町第二体育館	6月5日(日)
31	リレーマラソン	大田原市	DI STADIUM (美原公園陸上競技場)	9月11日(日)

冬季大会におけるデモンストレーションスポーツ

	競 技 名	会場地市町村	実施予定施設	競技会会期 (令和4(2022)年)
32	カーリング	日光市	日光市細尾ドームリンク	2月27日(日)

(3) 今後のスケジュール

令和3(2021)年12月 (公財)日本スポーツ協会国体委員会 正式決定

いちご一会とちぎ国体 競技会会期

式典	会場地	会場	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
			10/1 土	10/2 日	10/3 月	10/4 火	10/5 水	10/6 木	10/7 金	10/8 土	10/9 日	10/10 月	10/11 火
総合開会式	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	◎										
総合閉会式													

【正式競技】

競技(種目)	種別	会場地	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日	
					10/1 土	10/2 日	10/3 月	10/4 火	10/5 水	10/6 木	10/7 金	10/8 土	10/9 日	10/10 月	10/11 火	
陸上競技	全種別	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	5							●	●	●	●	●	
サッカー	成年男子	宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム	3		●		●	●							
		宇都宮市	宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	2		●	●									
		さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム	2		●	●									
	少年男子	真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場	4		●	●	●		●						
		真岡市	真岡市総合運動公園運動広場1	2		●	●									
		下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場	3		●		●	●							
	少年女子	益子町	益子町南運動公園陸上競技場	2		●	●									
		矢板市	矢板運動公園陸上競技場	3			●		●	●						
		矢板市	矢板運動公園サッカー場	2			●	●								
那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB	2			●	●										
テニス	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート	4		●	●	●	●							
宇都宮市	宇都宮市屋敷運動場庭球場	4		●	●	●	●									
ボート	全種別	栃木市	谷中湖特設ボートコース	4	●	●	●	●								
ホッケー	全種別	日光市	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場	5		●	●	●	●	●						
日光市	日光市ホッケー場	5		●	●	●	●	●								
ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	日光市	日光市大沢体育館	5						●	●	●	●	●		
バレーボール	6人制	成年男子	佐野市	佐野市アリーナたぬま	4						●	●	●	●		
		成年女子	鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	4						●	●	●	●		
		少年男子	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	4						●	●	●	●		
		少年女子	宇都宮市	宇都宮市体育館	4						●	●	●	●		
体操	トランポリン	男子 女子	茂木町	茂木町民体育館	1								●			
バスケットボール	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	5		●	●	●	●	●						
			宇都宮市体育館	2		●	●									
			栃木県立宇都宮工業高等学校体育館	1		●										
レスリング	成年男子 少年男子 女子	足利市	足利市民体育館	4		●	●	●	●							
セーリング	全種別	千葉市	千葉市稲毛ヨットハーバー	4		●	●	●	●							
ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	小山市	小山市立体育館	5						●	●	●	●	●		
ハンドボール	全種別	栃木市	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館)	5						●	●	●	●	●		
			学校法人國學院大學栃木学園第二体育館	2						●	●					
			日立栃木体育館	2						●	●					
		下野市	下野市石橋体育センター	5						●	●	●	●	●		
		野木町	野木町立野木中学校体育館	3						●	●	●				
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子	宇都宮市	宇都宮競輪場	4					●	●	●	●			
	ロード・レース	少年女子	那須町	那須町特設ロードレースコース	1									●		
ソフトテニス	全種別	那須塩原市	石川スポーツグラウンドくろいそ (那須塩原市くろいそ運動場) テニスコート	4							●	●	●	●		
卓球	全種別	鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	5	●	●	●	●	●							
軟式野球	成年男子	宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場	4							●	●	●	●		
			宇都宮清原球場	4							●	●	●	●		
		日光市	日光市日光運動公園野球場	1							●					
		小山市	小山運動公園野球場	2							●	●				
		矢板市	矢板運動公園野球場	1							●					
		益子町	益子町北公園野球場	2							●	●				
相撲	成年男子 少年男子	大田原市	栃木県立県北体育館	3	●	●	●									
馬術	成年男子 成年女子 少年	那須塩原市	地方競馬教養センター	5						●	●	●	●	●		
フェンシング	全種別	上三川町	上三川町体育センター	4		●	●	●	●							
柔道	成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	3								●	●	●		

競技(種目)	種別	会場	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
					10/1 土	10/2 日	10/3 月	10/4 火	10/5 水	10/6 木	10/7 金	10/8 土	10/9 日	10/10 月	10/11 火
ソフトボール	成年男子	大田原市	黒羽運動公園多目的運動場	3								●	●	●	
	成年女子		美原公園野球場	3								●	●	●	
	少年女子		美原公園第2球場	3								●	●	●	
	少年男子	足利市	大田原グリーンパーク	3								●	●	●	
			足利市総合運動場硬式野球場	3								●	●	●	
	足利市総合運動場軟式野球場	3									●	●	●		
バドミントン	全種別	大田原市	栃木県立県北体育館	4							●	●	●	●	
ライフル射撃	50m、10m	全種別	栃木県ライフル射撃場	4						●	●	●	●		
	B R、B P	少年男子 少年女子	宇都宮市	栃木県総合教育センター体育館	3					●	●	●			
	25m	成年男子		栃木県警察学校射撃場	3						●	●	●		
剣道	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	3			●	●	●						
ラグビーフットボール	成年男子 女子	佐野市	(仮称) 佐野市運動公園運動広場	4			●	●	●	●					
			佐野市運動公園陸上競技場	4		●	●		●	●					
	少年男子		佐野市運動公園多目的球技場	4		●	●		●	●					
スポーツクライミング	リード	全種別	壬生町	壬生町総合運動場特設会場	3		●	●	●						
	ボルダリング				3		●	●	●						
カヌー	スプリント	全種別	栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	4						●	●	●	●	
	スラローム	成年男子 成年女子	塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	2							●	●		
	ワイルドウォーター	2								●			●		
アーチェリー	全種別	那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	3							●	●	●		
空手道	全種別	小山市	栃木県立県南体育館	3		●	●	●							
銃剣道	成年男子 少年男子	壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	3							●	●	●		
なぎなた	成年女子 少年女子	栃木市	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	3		●	●	●							
ボウリング	全種別	足利市	足利スターレーン	5						●	●	●	●	●	
ゴルフ	成年男子	那須塩原市	ホウライカントリー倶楽部	2					●	●	●				
	少年男子		西那須野カントリー倶楽部	2					●	●	●				
	女子		塩原カントリークラブ	2					●	●	●				
トライアスロン	成年男子 成年女子	那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	1		●									

【正式競技(会期前実施競技)】

競技(種目)	種別	会場	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日
					9/10 土	9/11 日	9/12 月	9/13 火	9/14 水	9/15 木	9/16 金	9/17 土	9/18 日	9/19 月
水泳	競泳	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園屋内水泳場	3							●	●	●
	飛込	全種別			3			●	●	●				
	アーツティックスイミング	少年女子			1		●							
	水球	少年男子 女子	小山市	栃木県立温水プール館	4	●	●	●	●					
	オープンウォータースイミング	男子 女子	市貝町	塩田調整池特設オープンウォータースイミング競技場	1	●								
体操	体操競技	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	4	●	●	●	●					
	新体操	少年女子	小山市	栃木県立県南体育館	2							●	●	
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場	4	●	●	●	●					
弓道	近的	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	4	●	●	●	●					
	遠的				3	●	●	●						

※全種別(成年男子、成年女子、少年男子、少年女子)

【特別競技】

競技(種目)	種別	会場	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
					10/1 土	10/2 日	10/3 月	10/4 火	10/5 水	10/6 木	10/7 金	10/8 土	10/9 日	10/10 月	10/11 火
高等学校野球	硬式	-	宇都宮市	宇都宮清原球場	3		●	●		●					
	軟式				3		●	●		●					

【公開競技】

競技(種目)	種別	会場	競技会場	競技日数	競技日程
綱引	-	大田原市	栃木県立県北体育館	2	6月25日(土) ~ 6月26日(日)
武術太極拳	-	鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	2	9月24日(土) ~ 9月25日(日)
パワーリフティング	-	芳賀町	芳賀町第二体育館	3	9月17日(土) ~ 9月19日(月)
ゲートボール	-	那珂川町	小川総合福祉センター園地	2	9月3日(土) ~ 9月4日(日)
グラウンド・ゴルフ	-	高根沢町	高根沢町町民広場	2	9月17日(土) ~ 9月18日(日)

デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地市町村（50音順）

本大会におけるデモンストレーションスポーツ

	競 技 名	会場地市町村	実施予定施設	備考
1	アームレスリング	宇都宮市	栃木県総合文化センター	
2	インディアカ	さくら市	さくら市民体育館	
3	ウォーキング	鹿沼市	鹿沼市内特設ウォーキングコース	
		那須烏山市	那須烏山市内特設ウォーキングコース	
		益子町	サヤド・城内坂周辺アート探訪コース	※会場名の変更
4	エアロビック	那須町	那須町スポーツセンター	
5	オリエンテーリング	矢板市	矢板運動公園	
6	カローリング	高根沢町	高根沢町農業者トレーニングセンター	
7	キッズトライアスロン	那須塩原市	那珂川河畔公園周辺特設コース	
8	キンボールスポーツ	下野市	下野市石橋体育センター	
9	クリケット	佐野市	佐野市国際クリケット場	
10	さいかつぼーる	那須塩原市	三和住宅にしなすのスポーツプラザ（にしなすの運動公園）体育館	※ネーミングライツによる名称変更
11	3 B体操	那珂川町	那珂川町総合体育館	
12	スポーツウエルネス吹矢	足利市	足利市民体育館	
13	スポーツチャンバラ	大田原市	栃木県立県北体育館	
14	スマートフェンシング	上三川町	上三川町体育センター	
15	3x3	宇都宮市	オリオンスクエア	
16	ソフトバレーボール	真岡市	真岡市総合体育館	
17	ターゲット・バードゴルフ	壬生町	壬生町総合公園	
18	タグラグビー	栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場	
19	ダンススポーツ	大田原市	栃木県立県北体育館	
20	ドッジボール	佐野市	佐野市運動公園市民体育館	※競技会場の追加 （第1号議案参照）
21	長ぐつアイスホッケー	日光市	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	
22	バウンドテニス	野木町	野木町立野木中学校体育館	
23	パークゴルフ	足利市	足利市借宿緑地パークゴルフ場	
24	フォークダンス	小山市	栃木県立県南体育館	
25	フットサル	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	
26	フットベースボール	栃木市	栃木市総合運動公園多目的グラウンド	
27	フライングディスク	市貝町	城見ヶ丘運動公園 市貝町農業者トレーニングセンター	※競技会場の追加 （第1号議案参照）
28	ふれあいトランポリン	茂木町	茂木町民体育館	
29	ペタンク	高根沢町	高根沢町町民広場	
30	ママさんバレーボール	芳賀町	芳賀町第二体育館	
31	リレーマラソン	大田原市	DI STADIUM（美原公園陸上競技場）	

冬季大会におけるデモンストレーションスポーツ

	競 技 名	会場地市町村	実施予定施設	備考
1	カーリング	日光市	日光市細尾ドームリンク	

報告事項 2

令和3年1月28日 第4回競技運営専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会の追加承認及び日程等の変更

1 趣旨

いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会について、会場地市町村及び関係競技団体からの申請を受け、下記のとおり大会の追加承認及び承認大会等を変更するもの。

2 追加承認及び承認大会の変更

(1) 追加承認した大会

競技・種目名	市町名	大会名	競技会場名	大会日程
水泳 (水球)	小山市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	栃木県立温水プール館	令和3(2021)年 6月19日～20日
ハンド ボール	栃木市 下野市 野木町	第26回ジャパンオー プンハンドボールト ーナメント	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館) 日立栃木体育館 下野市石橋体育センター 野木町立野木中学校体育館	令和3(2021)年 8月11日～14日

(2) 承認大会の変更

競技・種目名	市町名	大会名		大会日程
トライアスロン	那須塩原市	変更前	いちご一会とちぎ国体トライアスロン競技 リハーサル大会	令和3(2021)年 9月12日
		変更後	第4回全国高等学校トライアスロン選手権	

3 日程等の変更

(1) 競技会場の変更

① なぎなた (栃木市)

大会名	競技会場名		大会日程
第62回都道府県対抗 なぎなた大会	変更前	学校法人國學院大學栃木学園四十周年記念館	令和3(2021)年 5月22日～23日
	変更後	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	
【変更理由】 本大会の競技会場の変更に伴い、競技別リハーサル大会の競技会場を変更するため。			

(2) 大会日程等の変更

① ソフトテニス (那須塩原市)

大会名		競技会場名	大会日程
男子第66回女子第65回 全日本実業団 ソフトテニス選手権大会	変更前	那須塩原市くろいそ運動場 テニスコート	令和3(2021)年 7月22日～25日
	変更後	石川スポーツグラウンドくろいそ(那須 塩原市くろいそ運動場)テニスコート	令和3(2021)年 7月23日～25日
【変更理由】 大会日程 : 競技団体(日本ソフトテニス連盟)から日程変更の要望があったため。 競技会場名: ネーミングライツにより、競技会場の名称が変更となったため。			

② 軟式野球（宇都宮市・日光市・小山市・矢板市・益子町）

大会名	会場	日程	
第29回 東日本軟式野球 選手権大会	宇都宮市：栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場 日光市：日光市日光運動公園野球場 小山市：小山運動公園野球場 矢板市：矢板運動公園野球場 益子町：益子町北公園野球場	変更前	令和3(2021)年 11月6日～9日
		変更後	令和3(2021)年 10月30日～11月2日
【変更理由】 競技団体（公益財団法人全日本軟式野球連盟）から日程変更の要望があったため。			

③ ソフトボール（足利市）

大会名	会場	大会日程	
第76回国民体育大会 関東ブロック大会	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	変更前	令和3(2021)年 6月26日～28日
		変更後	令和3(2021)年 8月14日～16日
【変更理由】 関東ブロック大会の日程が変更になったため。			

④ 空手道（小山市）

大会名	会場	日程	
第76回国民体育大会 関東ブロック大会兼 第52回関東空手道選手権大会	栃木県立県南体育館	変更前	令和3(2021)年 8月21日～22日
		変更後	令和3(2021)年 6月26日～27日
【変更理由】 関東ブロック大会の日程が変更になったため。			

4 今後のスケジュール

令和3(2021)年3月 会場地市町村へ開催承認通知または変更承認通知を送付
 令和3(2021)年5月～ 競技別リハーサル大会開催

いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会【競技別】

No.	競技・種目名		市町村名	競技会場名(本大会)	大会名	実施予定日	
						開始日	終了日
1	陸上競技		宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	第94回関東陸上競技選手権大会	2021/8/20	2021/8/22
2	水泳	競泳			第4回[2021年度]日本社会人選手権水泳競技大会	2021/11/6	2021/11/7
		飛込	宇都宮市	栃木県総合運動公園屋内水泳場	実施しない		
		アーティスティック スイミング			第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/5/30	
		水球	小山市	栃木県立温水プール館	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/6/19	2021/6/20
		オープンウォーター スイミング	市貝町	塩田調整池特設 オープンウォータースイミング競技場	未定	未定	
3	サッカー		宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	第57回全国社会人サッカー選手権大会	2021/10/9	2021/10/13
			さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム			
			真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場 真岡市総合運動公園運動広場1			
			下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場			
			益子町	益子町南運動公園陸上競技場			
			矢板市	矢板運動公園陸上競技場 矢板運動公園サッカー場			
			那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB			
4	テニス		宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート	第45回全日本都市対抗テニス大会	2021/7/15	2021/7/18
5	ボート		栃木市	谷中湖特設ボートコース	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/7/10	2021/7/11
6	ホッケー		日光市	今市青少年スポーツセンター 人工芝競技場 日光市ホッケー場	2021年度全日本社会人ホッケー選手権大会	2021/9/18	2021/9/22
7	ボクシング		日光市	日光市大沢体育館	令和3年度 第73回全日本社会人ボクシング選手権大会 令和3年度 第20回全日本女子ボクシング選手権大会	2021/10/27	2021/10/31
8	バレーボール	6人制	宇都宮市	宇都宮市体育館	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/8/21	2021/8/22
			佐野市	佐野市アリーナたためま			
			鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)			
	ビーチバレーボール	足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場	第4回関東ブロックジュニアビーチバレーボール大会	2021/8/28	2021/8/29	
9	体操	体操競技	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/7/17	2021/7/18
		新体操	小山市	栃木県立県南体育館	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/7/16	2021/7/17
		トランポリン	茂木町	茂木町民体育館	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/7/18	2021/7/19
10	バスケットボール		宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/8/21	2021/8/22
11	レスリング		足利市	足利市民体育館	第47回内閣総理大臣杯 令和3年度全日本大学レスリング選手権大会	2021/11/13	2021/11/14
12	セーリング		千葉県市 千葉市	千葉県稲毛ヨットハーバー	高松宮妃記念杯 第67回全日本実業団ヨット選手権大会 第23回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 2021年全日本セーリング選手権大会	2021/9/10	2021/9/12
13	ウエイトリフティング		小山市	小山市立体育館	内閣総理大臣杯 第58回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ 第13回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	2021/11/19	2021/11/23
14	ハンドボール		栃木市	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館) 日立栃木体育館	第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	2021/8/11	2021/8/14
			下野市	下野市石橋体育センター			
			野木町	野木町立野木中学校体育館			
15	自転車	トラック・レース	宇都宮市	宇都宮競輪場	第56回 全国都道府県対抗自転車競技大会	2021/9/3	2021/9/5
		ロード・レース	那須町	那須町特設ロードレースコース		2021/9/5	
16	ソフトテニス		那須塩原市	石川スポーツグラウンドくろいそ(那須塩原市くろいそ運動場)テニスコート	男子第66回女子第65回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会	2021/7/22	2021/7/25
17	卓球		鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	2021年全日本卓球選手権大会(団体の部)	2021/10/15	2021/10/17

いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会【競技別】

No.	競技・種目名		市町村名	競技会場名(本大会)	大会名	実施予定日	
						開始日	終了日
18	軟式野球		宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場	第29回東日本軟式野球選手権大会	2021/10/30	2021/11/2
			日光市	日光市日光運動公園野球場			
			小山市	小山運動公園野球場			
			矢板市	矢板運動公園野球場			
			益子町	益子町北公園野球場			
19	相撲		大田原市	栃木県立県北体育館	第60回全国教職員相撲選手権大会	2021/8/22	
20	馬術		那須塩原市	地方競馬教養センター	いちご一会とちぎ国体馬術競技リハーサル大会	2022/6/4	2022/6/5
21	フェンシング		上三川町	上三川町体育センター	第74回全日本フェンシング選手権大会(団体戦)	2021/12/17	2021/12/19
22	柔道		宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/6/27	
23	ソフトボール		大田原市	黒羽運動公園多目的運動場 美原公園野球場 美原公園第2球場	第73回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	2021/9/18	2021/9/20
			足利市	足利市総合運動公園硬式野球場 足利市総合運動公園軟式野球場	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/8/14	2021/8/16
24	バドミントン		大田原市	栃木県立県北体育館	バドミントンS/リーグⅡ2021大田原大会	2021/11/19	2021/11/21
25	弓道		宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	第68回全日本勤労者弓道選手権大会	2021/6/4	2021/6/6
26	ライフル射撃	50m、10m BR・BP	宇都宮市	栃木県ライフル射撃場 栃木県総合教育センター体育館	令和3年度 全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会	2021/9/18	2021/9/20
		25m		栃木県警察学校射撃場	令和3年度 全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会	2021/9/18	2021/9/19
27	剣道		宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/6/20	
28	ラグビーフットボール		佐野市	(仮称)佐野市運動公園運動広場 佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園多目的球技場	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	2021/8/27	2021/8/29
29	スポーツ クライミング	リード	壬生町	壬生町総合運動場特設会場	第9回日本学生スポーツクライミング対校選手権大会	2022/6/10	2022/6/12
		ボルダリング					
30	カヌー	スプリント	栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	第76回国民体育大会 関東ブロック大会 2021年関東カヌースプリント選手権大会	2021/7/4	
		スラローム ワイルドウォーター	塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	第76回国民体育大会 関東ブロック大会 2021年 関東カヌースラローム・ワイルドウォーター選手権大会 第77回国民体育大会カヌー競技リハーサル大会 (スラローム・ワイルドウォーター)	2021/6/5	2021/6/6
31	アーチェリー		那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	第28回インターハイ記念大会	2021/7/10	2021/7/11
32	空手道		小山市	栃木県立県南体育館	第76回国民体育大会 関東ブロック大会 第52回関東空手道選手権大会	2021/6/26	2021/6/27
33	銃剣道		壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	いちご一会とちぎ国体銃剣道競技リハーサル大会	2021/8/22	
34	なぎなた		栃木市	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	第62回都道府県対抗なぎなた大会	2021/5/22	2021/5/23
35	ボウリング		足利市	足利スターレーン	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯 第50回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会	2021/11/20	2021/11/23
36	ゴルフ		那須塩原市	塩原カントリークラブ	第17回栃木県女子社会人アマチュアゴルフ選手権大会	2021/7/8	
37	トライアスロン		那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	第4回全国高等学校トライアスロン選手権	2021/9/12	
38	高等学校野球	硬式	宇都宮市	宇都宮清原球場	令和4年度(第74回)春季関東地区高等学校野球大会	2022/5予定	
		軟式	宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場	令和3年度 第69回春季関東地区高等学校軟式野球大会	2021/5/28	2021/6/2

報告事項 3

令和3年1月28日 第4回競技運営専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体 練習会場の変更

1 趣旨

いちご一会とちぎ国体練習会場について、会場地市町村からの申請を受け、下記のとおり変更するもの。

2 練習会場の変更

 : 変更箇所

会場地 市町村	競技名	練習会場名	
		変更前	変更後
栃木市	ハンド ボール	栃木県立栃木商業高等学校第1体育館	栃木県立栃木商業高等学校第2体育館
		栃木県立栃木女子高等学校体育館	栃木県立栃木女子高等学校体育館
		栃木市大平体育館	栃木市大平体育館
		栃木市大平南体育館	栃木市大平南体育館
	(変更理由) 栃木商業高等学校第1体育館の床板に剥離している箇所があり、選手の安全面を考慮し、同校第2体育館へ変更することとした。		
なぎなた	学校法人國學院大學栃木学園第二体育館	栃木市都賀体育センター	栃木市木コミュニティセンター
	(変更理由) 関東ホーチキにしかた体育館（栃木市西方総合文化体育館）へ競技会場が変更されることに伴い、選手の利便性、競技運営を考慮し、近隣施設に変更することとした。		
佐野市	バレー ボール	佐野市運動公園市民体育館	佐野市運動公園市民体育館
		佐野市立あそ野学園義務教育学校体育館	佐野市立あそ野学園義務教育学校体育館
		佐野市葛生農業者トレーニングセンター	佐野日本大学高等学校・中等教育学校講堂兼総合体育館（プラザ40）
		(変更理由) 競技会場からの距離や施設の機能面において、より利便性が高く練習に適した環境を確保できるため、練習会場を変更することとした。	
	ラグビー フットボール	佐野市田沼グリーンスポーツセンター	佐野市田沼グリーンスポーツセンター
		佐野市運動公園野球場	佐野市運動公園野球場
		旗川石塚緑地	削除
		(仮設) 佐野市運動公園運動広場	(仮設) 佐野市運動公園運動広場
		佐野市運動公園多目的球技場	佐野市運動公園多目的球技場
		秋山川堀米緑地	削除
佐野市中運動公園	佐野市中運動公園		
(変更理由) 練習会場の使用計画を検討した結果、種別区分をなくして会場を使用することで、練習会場は5会場で充足できることが確認できたため、河川緑地の2会場は使用しないこととした。			

会場地 市町村	競技名	練習会場名	
		変更前	変更後
小山市	ウエイト リフティング	小山市立体育館トレーニング場	小山市立体育館駐車場敷
		(変更理由) 小山市立体育館トレーニング場の床面構造が、バーベル等の落下への耐久力が不足していることが判明、競技会場に隣接する駐車場へ仮設で練習会場を設営することとした。	
下野市	サッカー	下野市大松山運動公園多目的グラウンド	削除
		別処山運動公園	別処山運動公園
		(変更理由) 練習会場の使用計画を検討した結果、練習会場は1会場で充足できることが確認できたため、大松山運動公園多目的グラウンドは使用しないこととした。	
野木町	ハンド ボール	野木町体育センター	野木町体育センター
		野木町立野木第二中学校体育館	野木町立野木第二中学校体育館
		野木町立野木中学校旧体育館	削除
		(変更理由) 練習会場の使用計画を検討した結果、練習会場は2会場で充足できることが確認できたため、野木町立野木中学校旧体育館は使用しないこととした。	

3 今後のスケジュール

令和3(2021)年2月

会場地市町村へ変更通知を送付

いちご一会とちぎ国体 練習会場【競技別】

競技名(種目)	種別	会場地 市町村	競技会場名	練習会場予定施設	使用期間 (設営・撤去含)	管 理 者	備 考	
○正式競技								
1	陸上競技	全種別	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	【競技会場と同じ】 栃木県総合運動公園第2陸上競技場 栃木県総合運動公園投てき場	10月2日～10月14日 10月2日～10月14日 10月2日～10月14日	県 県 県	
2	水泳	競泳	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園屋内水泳場	【競技会場と同じ】	9月15日～9月20日	県
		飛込	全種別			【競技会場と同じ】	9月15日～9月20日	県
		AS	少年女子	小山市	栃木県立温水プール館	【競技会場と同じ】	9月9日～9月12日	県
		水球	少年男子			【競技会場と同じ】	9月9日～9月12日	県
	OWS	男子・女子	市貝町	塩田調整池特設オープンウォータースイミング競技場	【競技会場と同じ】	9月8日～9月10日	他	
3	サッカー	成年男子	宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	栃木県グリーンスタジアムサブグラウンド 宇都宮市河内総合運動公園多目的運動広場	9月28日～10月6日 9月28日～10月4日	県 市	
			さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム	さくら市鬼怒川運動公園 SAKURAグリーンフィールド	9月29日～10月3日 9月29日～10月3日	市 市	
		少年男子	真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場 真岡市総合運動公園運動広場1	真岡市鬼怒自然公園多目的芝生広場	9月30日～10月8日	市	
			下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場	別処山運動公園	9月29日～10月6日	市	
			益子町	益子町南運動公園陸上競技場	真岡市きぬわい広場	9月30日～10月6日	市 町外施設	
		少年女子	矢板市	矢板運動公園陸上競技場 矢板運動公園サッカー場	矢板中央高等学校東泉グラウンド とちぎフットボールセンター	10月1日～10月5日 10月1日～10月5日	他 他	
			那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB	那須塩原市青木サッカー場	10月1日～10月4日	市	
4	テニス	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート 宇都宮市屋敷運動場庭球場	帝京大学宇都宮キャンパス 庭球場 宮原運動公園庭球場	9月29日～10月4日 9月30日～10月4日	他 市	
5	ボート	全種別	栃木市	谷中湖特設ボートコース	【競技会場と同じ】	9月17日～10月15日	他	
6	ホッケー	全種別	日光市	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場	今市青少年スポーツセンターサッカー場 今市青少年スポーツセンター陸上競技場	9月30日～10月8日 9月30日～10月8日	他 他	
7	ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	日光市	日光市大沢体育館	日光市大沢地区センター駐車場敷	10月3日～10月12日	市	
8	バレーボール	少年男子	宇都宮市	宇都宮市清原体育館 宇都宮市体育館	栃木県立宇都宮清陵高等学校東体育館	10月5日～10月11日	県	
					作新学院大学第一体育館	10月5日～10月11日	他	
		少年女子	宇都宮市	宇都宮市清原体育館 宇都宮市体育館	栃木県農業大学校体育館	10月5日～10月11日	県	
					宇都宮市青少年活動センター(トライ東)体育館	10月5日～10月11日	市	
		成年男子	佐野市	佐野市アリーナたためま	国立大学法人宇都宮大学陽東キャンパス体育館	10月5日～10月11日	他	
					栃木県立県央産業技術専門学校体育館	10月5日～10月11日	県	
佐野市運動公園市民体育館	10月6日～10月11日				市			
成年女子	鹿沼市	TKUいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	佐野市立あそ野学園義務教育学校体育館	10月6日～10月11日	市			
			佐野日本大学高等学校・中等教育学校講堂兼総合体育館(フザガ40)	10月6日～10月11日	市			
少年男子 少年女子	足利市	足利市特設ビーチバレーホール会場	【競技会場と同じ】	9月5日～9月15日	市			
9	体操	体操競技	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	栃木県総合運動公園サブアリーナ	9月6日～9月14日	県
						宇都宮市体育館	9月6日～9月14日	市
		新体操	少年女子	小山市	栃木県立県南体育館	小山市立体育館	9月14日～9月20日	市
						栃木県立県南体育館(サブ)	9月15日～9月20日	県
トランポリン	男子・女子	茂木町	茂木町民体育館	【競技会場と同じ】	10月1日～10月10日	町		
10	バスケットボール	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ 宇都宮市体育館 栃木県立宇都宮工業高等学校体育館	栃木県立宇都宮白楊高等学校第2体育館	9月28日～10月3日	県	
					宇都宮市雀宮体育館	9月28日～10月3日	市	
					宇都宮市立陽南中学校体育館	9月28日～10月3日	市	
					宇都宮市立雀宮中学校体育館	9月28日～10月3日	市	
					栃木県立宇都宮中央女子高等学校第1体育館	9月28日～10月3日	県	
					栃木県立宇都宮北高等学校体育館	9月28日～10月3日	県	
					栃木県立宇都宮東高等学校体育館	9月28日～10月3日	県	
					宇都宮市立清原中学校体育館	9月28日～10月3日	市	
					足利市民体育館補助競技場	9月27日～10月7日	市	
足利市立青葉小学校体育館	9月27日～10月7日	市						
足利市民武道館	9月27日～10月7日	市						
12	セーリング	全種別	千葉市	千葉市稲毛ヨットハーバー	【競技会場と同じ】	9月30日～10月1日	市 県外開催	
13	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 少年女子	小山市	小山市立体育館	小山市立体育館駐車場敷	10月4日～10月11日	市 器具庫にアップ場10面	
14	ハンドボール	全種別	栃木市	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館) 学校法人國學院大学栃木学園第二体育館 日立栃木体育館	栃木県立栃木商業高等学校第2体育館	10月3日～10月8日	県	
					栃木県立栃木女子高等学校体育館	10月3日～10月8日	県	
			下野市	下野市石橋体育センター	栃木市大平体育館	10月3日～10月8日	市	
					栃木市大平南体育館	10月3日～10月8日	市	
					下野市立石橋中学校体育館	10月4日～10月10日	市	
			野木町	野木町立野木中学校体育館	下野市立石橋小学校体育館	10月4日～10月10日	市	
					下野市立古山小学校体育館	10月4日～10月10日	市	
栃木県立石橋高等学校体育館	10月4日～10月10日	県						
野木町体育センター	10月4日～10月8日	町						
野木町立野木第二中学校体育館	10月4日～10月8日	町						
15	自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子	宇都宮市	宇都宮競輪場	【競技会場と同じ】	9月29日～10月10日	市
		ロード・レース	少年女子	那須町	那須町特設ロードレースコース	練習会場なし	—	—
16	ソフトテニス	全種別	那須塩原市	石川スポーツグラウンドくろいそテニスコート (那須塩原市くろいそ運動場テニスコート)	【競技会場と同じ】	10月4日～10月10日	市	
					那須塩原市三島体育センターテニスコート	10月4日～10月10日	市	
					那須野が原公園テニスコート	10月4日～10月10日	県	
17	卓球	全種別	鹿沼市	TKUいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	栃木県立鹿沼南高等学校体育館	9月28日～10月6日	県	
					鹿沼市立石川小学校体育館	9月28日～10月6日	市	
					鹿沼市立津田小学校体育館	9月28日～10月6日	市	
					鹿沼市立北犬飼中学校体育館	9月28日～10月6日	市	

競技名(種目)	種別	会場地 市町村	競技会場名	練習会場予定施設	使用期間 (設営・撤去含)	管理 者	備考	
18 軟式野球	成年男子	宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場	駒生運動公園野球場	10月4日～10月7日	市		
				清原南公園野球場	10月6日～10月10日	市		
				栃木県総合運動公園C球場	10月6日～10月10日	県		
				日光市日光運動公園野球場	10月5日～10月7日	市		
		小山市 小山運動公園野球場	10月5日～10月8日	市				
矢板市 矢板運動公園野球場	10月5日～10月7日	市						
益子町 益子町北公園野球場	10月5日～10月9日	町						
19 相撲	成年男子 少年男子	大田原市	栃木県立東北体育館	栃木県立東北体育館仮設練習場	8月29日～10月21日	県		
20 馬術	成年男子 成年女子 少年	那須塩原市	地方競馬教養センター	【競技会場と同じ】	10月3日～10月10日	他		
21 フェンシング	全種別	上三川町	上三川町体育センター	日産体育館	10月1日～10月5日	他		
				上三川町立上三川中学校体育館	10月1日～10月5日	町		
				上三川町立上三川小学校体育館	10月1日～10月5日	町		
22 柔道	成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	栃木県立宇都宮高等学校武道場	10月5日～10月10日	県		
				栃木県立宇都宮南高等学校武道場	10月5日～10月10日	県		
				栃木県総合運動公園武道館第二道場	10月5日～10月11日	県		
23 ソフトボール	成年男子	大田原市	黒羽運動公園多目的運動場	川西運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館	
				寒井運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館	
				大田原市立黒羽中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:屋内運動場	
				栃木県立黒羽高等学校校庭	10月5日～10月10日	県	雨天時:第2体育館	
	成年女子			美原公園野球場 美原公園第2球場	上石上公園野球場	10月5日～10月10日	市	
					下石上公園ソフトボール場	10月5日～10月10日	市	
					大田原市立野崎中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:屋内運動場
					栃木県立大田原高等学校校庭	10月5日～10月10日	県	雨天時:第1体育館
	少年女子	大田原グリーンパーク	大田原市立石上小学校屋内運動場	10月6日～10月10日	市	雨天時練習場		
			佐久山運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館		
	少年男子	足利市	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	大田原市立金田南中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館	
				大田原市立湯津上中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:屋内運動場	
				ふれあいの丘多目的広場	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館	
24 バドミントン	全種別	大田原市	栃木県立東北体育館	足利市渡良瀬運動場(A～F面)	10月5日～10月10日	市		
				毛野体育館	10月5日～10月10日	市	雨天時用	
				三重体育館	10月5日～10月10日	市	雨天時用	
				足利市民体育館	10月6日～10月8日	市	雨天時用	
				大田原体育館	10月5日～10月10日	市		
				黒羽体育館	10月5日～10月9日	市		
				大田原西地区公民館体育館	10月6日～10月9日	市		
				大田原市立大田原小学校屋内運動場	10月5日～10月9日	市		
				大田原市立西原小学校屋内運動場	10月6日～10月10日	市		
				大田原市立大田原中学校屋内運動場	10月5日～10月10日	市		
大田原市立金田北中学校屋内運動場	10月5日～10月9日	市						
栃木県立那須拓陽高等学校第1体育館	10月5日～10月8日	県	市外施設					
栃木県立那須清峰高等学校第2体育館	10月5日～10月8日	県	市外施設					
25 弓道	近的 遠的	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	栃木県総合運動公園 仮設練習場	9月5日～10月14日	県	
26 ライフル射撃	50m、10m	全種別	宇都宮市	栃木県ライフル射撃場	【競技会場と同じ】	10月4日～10月9日	県	
	BR、BP	少年男子						
	25m	少年女子 成年男子						
27 剣道	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	栃木県立宇都宮高等学校西体育館	9月29日～10月5日	県		
				栃木県立宇都宮高等学校東体育館	9月29日～10月5日	県		
28 ラグビーフットボール	成年男子 少年男子 女子	佐野市	(仮称)佐野市運動公園運動広場 佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園多目的球技場	宇都宮市明保野体育館	9月29日～10月5日	市		
				栃木県総合運動公園武道館第二道場	9月29日～10月5日	県		
				佐野市田沼グリーンスポーツセンター	9月29日～10月7日	市		
				佐野市運動公園野球場	9月29日～10月7日	市		
				(仮称)佐野市運動公園運動広場	9月29日～10月7日	市		
				佐野市運動公園多目的球技場	9月29日～10月7日	市		
佐野市中運動公園	9月29日～10月7日	市						
29 スポーツライミング	リード ホルダリング	全種別	壬生町	壬生町総合運動場特設会場	壬生町総合運動場特設会場仮設テント 壬生町総合運動場特設会場仮設テント	9月24日～10月5日 9月24日～10月5日	町 町	
30 カヌー	スプリント	全種別	栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	【競技会場と同じ】	9月17日～10月15日	他	
	スラローム ワイルドウォーター	成年男子 成年女子	塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	【競技会場と同じ】	10月2日～10月10日	他	
31 アーチェリー	全種別	那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	那須烏山市緑地運動公園野球場	10月5日～10月10日	市		
32 空手道	全種別	小山市	栃木県立県南体育館	栃木県立県南体育館(サブ、柔・剣道場)	10月1日～10月5日	県		
				小山市立体育館	9月29日～10月2日	市	メイン2面、サブ6面	
33 銃剣道	成年男子 少年男子	壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	壬生町立壬生小学校体育館	10月5日～10月11日	町		
				壬生町立藤井小学校体育館	10月5日～10月11日	町		
34 なぎなた	成年女子 少年女子	栃木市	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	栃木市都賀体育センター 栃木市木コミュニティセンター	9月30日～10月4日 9月30日～10月4日	市 市		
35 ボウリング	全種別	足利市	足利スターレーン	【競技会場と同じ】	10月1日～10月12日	他		
36 ゴルフ	成年男子 少年男子 女子	那須塩原市	西那須野カントリー倶楽部 塩原カントリークラブ	ホウライカントリー倶楽部	【競技会場と同じ】	10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用(20打席)
				【競技会場と同じ】	10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用(15打席)	
				【競技会場と同じ】	10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用(20打席)	
37 トライアスロン	成年男子 成年女子	那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	三和住宅にしなすのスポーツプラザ(にしなすの運動公園) プール	9月30日～10月2日	市		
				三和住宅にしなすのスポーツプラザ(にしなすの運動公園) 多目的運動場	9月30日～10月2日	市		

いちご一会とちぎ国体本大会 特別招待者の範囲

いちご一会とちぎ国体本大会の特別招待者の範囲は、別紙「いちご一会とちぎ国体本大会 特別招待者の範囲」のとおりとする。

1 趣旨

いちご一会とちぎ国体の総合開会式・総合閉会式に招待する者の範囲を定める。

2 招待者の範囲設定方針

先催県の事例及び本県の状況を勘案の上、設定する。

3 今後の予定

実行委員会常任委員会に報告するとともに、国体開催基準要項に基づき、日本スポーツ協会と調整の上、報告する。

(参考)

国民体育大会開催基準要項(2020年10月15日版抜粋)

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

- ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
- ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
- ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

いちご一会とちぎ国体 本大会 特別招待者の範囲

大分類	中分類	小分類
県外	1 都道府県	知事 議会議長 教育長
	2 日本オリンピック委員会	顧問 会長 副会長 理事 監事
	3 次期開催県等	開催決定県実行委員会事務局長 開催決定県国体局長 開催内定県実行委員会事務局長 開催内定県国体局長 前回開催県実行委員会事務局長 前回開催県国体局長
	4 特別協力者	国体特別協力者
県内	1 報道機関	報道関係者
	2 県関係	各種行政委員会委員 県スポーツ推進審議会委員
	3 市町関係	各市町長 各市町議会議長 各市町教育長 開・閉会式会場地市議会議員 開・閉会式会場地市教育委員 各会場地市町実行委員会事務局長
	4 学校関係	(一社)県幼稚園連合会理事長 県保育協議会会長 県民間保育園連盟会長 県日本保育協会会長 県小学校長会会長 県中学校長会会長 県高等学校長会会長 県特別支援学校長会会長 県私立中学高等学校連合会会長 (一社)栃木県専修学校各種学校連合会理事長 各大学・短期大学長 県幼稚園PTA連合会会長 県PTA連合会会長 県高等学校PTA連合会会長 式典協力学校長 県高等学校文化連盟会長
	5 体育団体関係	県小学校教育研究会体育部会 部会長 県中学校体育連盟会長 県高等学校体育連盟会長 県女子体育連盟会長 県スポーツ推進委員協議会会長 各市町体育・スポーツ協会等会長 各実施競技団体会長(理事長)
	6 県政功労者	県政に功績があった者
	7 県実行委員会	実行委員会委員 各専門委員会等委員長及び委員 各部会部会長及び委員
	8 特別協力者	国体特別協力者

なお、上記から大会役員及び競技会役員を除くものとする。

範囲については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会との調整の上、正式決定します。

いちご一会とちぎ国体冬季大会 招待者の範囲

いちご一会とちぎ国体冬季大会の招待者の範囲は、別紙「いちご一会とちぎ国体冬季大会 招待者の範囲」のとおりとする。

1 趣旨

いちご一会とちぎ国体冬季大会の開始式・表彰式に招待する者の範囲を定める。

2 招待者の範囲設定方針

先催県の事例及び本県の状況を勘案の上、設定する。

3 今後の予定

実行委員会常任委員会に報告するとともに、国体開催基準要項に基づき、日本スポーツ協会と調整の上、報告する。

(参考)

国民体育大会開催基準要項(2020年10月15日版抜粋)

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

- ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
- ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
- ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

いちご一会とちぎ国体冬季大会 招待者の範囲

大分類	中分類	小分類
県外	1 各都道府県	都道府県知事・議会議長
	2 次期開催県等	次の開催都道府県の実行委員会事務局長・国体事務局長及び教育長 (1) 第78回冬季大会の開催地(岩手県※) (2) 第76回冬季大会の開催地(岐阜県・愛知県・秋田県)
	3 特別協力者	国体特別協力者
県内	1 報道関係	報道委員会委員・直接大会に協力した報道関係者
	2 県関係	スポーツ推進審議会委員
	3 市町関係	市町長・議会議長
	4 学校関係	大会協力学校長
	5 体育団体関係	県中学校体育連盟会長・県高等学校体育連盟会長・県スポーツ推進委員協議会会長・市スポーツ推進委員会会長
	6 県・市政功労者	県政及び市政に功績のあったもの
	7 県・市実行委員会	顧問・参与・監事・委員
	8 特別協力者	国体特別協力者

なお、上記から大会役員及び競技会役員を除くものとする。

※ 第78回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会開催地は未定(岩手県はスキー競技会開催地)

範囲については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会との調整の上、正式決定します。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における環境に配慮した取組について

1 環境に配慮したいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会について（令和2年8月 常任委員会決定）

両大会における新たなテーマとして「環境への配慮」を打ち出し、関係者の連携と県民の参加により幅広い取組へとつなげます。

2 両大会における主な取組内容（予定）

【本】：本大会・障スポ大会

【冬】：冬季大会

(1) 運営面における環境配慮

両大会の運営において、可能な限り環境への負荷が小さくなるよう、式典や競技会の実施において様々な取組を行います。

- ・再生可能エネルギー（太陽熱給湯システム、地中熱空調システム）設備の活用【本・冬】
- ・FCV、EV自動車を活用したイベントスペース等への電力供給【本】
- ・各種媒体の電子化による紙使用量の削減【本・冬】

(2) 調達する物品等における環境配慮

必要となる物品等の調達において、環境に配慮した製品を積極的に利用します。

- ・運営スタッフ等が着用する服飾類における再生素材の利用【本・冬】
- ・包装類でのプラスチック以外の素材利用【本・冬】
- ・FSC（森林認証）を受けた紙素材の利用【本・冬】
- ・両大会での使用を想定した、県内ものづくり企業による環境負荷の低減が図れる製品の開発支援【本・冬】※産業労働観光部で実施

(3) 両大会の開催を通じた環境配慮に関する周知啓発

両大会の周知と併せて、環境配慮に関する啓発や行動を促すための取組を行います。

- ・公共交通機関の利用促進【本・冬】
- ・会場等における食品ロスやゴミ削減などの呼びかけ【本・冬】
- ・COOL CHOICE とちぎによる地球温暖化対策の普及啓発【本】

3 今後の取組について

令和4年1月に開催する冬季大会を皮切りとし、本大会及び障害者スポーツ大会の開催に向け、より多くの方から参加・協力を得られるよう、引き続き取り組みを進めていきます。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 公式ポスターデザイン入賞作品等

1 応募状況について

(1) 募集期間：令和 2 (2020) 年 7 月 31 日 (金) ～10 月 31 日 (土)

(2) 応募作品数

	作品数	備 考
応募作品数	118	小学生 1 名、中学生 2 名、高校生 3 名、 大学・専門学生 78 名、一般 34 名
事前審査通過作品数	116	第三者の著作物の使用が疑われたことなど から 2 作品を除外

2 選考経過について

(1) 1 次審査 (令和 2 (2020) 年 11 月 6 日 (金) ～13 日 (金))

デザイン部会委員がそれぞれ上位 5 作品を選定し、事務局において順位に応じて配点・
集計し上位 10 作品を選定

(2) 2 次審査 (令和 2 (2020) 年 12 月 8 日 (火))

1 次審査を通過した上位 10 作品について、デザイン部会で審議し最優秀賞 (公式ポス
ター採用) 候補 1 作品、優秀賞候補 3 作品、予備作品 1 作品を選定

3 入賞作品について

候 補	所 属	氏 名
最優秀賞 (公式ポスター採用)	株式会社栃木プロジェクトプロ	石井 智幸
優秀賞	伴印刷株式会社	田崎 麻里子
	伴印刷株式会社	齋藤 強志
	株式会社井上総合印刷	丸山 秀樹

4 入賞作品の選定理由

入賞作品 4 作品については、他作品と比較して色彩が豊かで目につきやすい配色であった。
中でも、「いちご」「栃の葉」が使われており栃木県らしさが良く表現されている作品が公式
ポスターに相応しいと考え、最優秀賞候補作品を選定した。

5 いちご一会賞について

(1) デザイン部会からの提案趣旨

コロナ禍で休校や夏休みの縮小など様々な制約がある中、応募いただいた児童・生徒を奨励したい旨提案があったため、「いちご一会賞」として授与する。

(2) 入賞作品について

	所 属	学 年	氏 名	備 考
1	那須塩原市立稲村小学校造形部	4年 6年 6年	君島 春生 佐藤 花穂 中村 結花	障スポ 冬季大会 本大会
2	鹿沼市立東中学校	2年	羽鳥 ひかり	
3	益子町立七井中学校	1年	加藤 美貴	
4	栃木商業高等学校	2年	押山 千莉	
5	那須清峰高等学校	3年	宮本 百花	
6	さくら清修高等学校美術部	3年	増形 美遥	

6 今後のスケジュール

3 / 4 (木) 国体委員会 (承認)

3 / 下旬 表彰式 (予定)

○最優秀賞作品（公式ポスター採用）

<p>本大会</p>		<p>障スポ</p>		<p>冬季大会</p>		<p>【作品説明】 栃木らしさを表す重要なアイコンとして、いちごを一番目立つよう背景に大きく配置。全体にちりばめられた栃の葉は、ひとつひとつが国体・障スポへの県民の思いと期待、選手たちの競技にかける情熱を表しており、それらが集まり人のカタチとなって両大会の象徴として表現している。また、栃の葉には前回の「栃の葉国体」からの思いの繋がりという意味も込められている。</p>
------------	--	------------	---	-------------	--	--

○優秀賞作品

本大会	障スポ	冬季大会

【作品説明】

競技の人物シルエットを筆のタッチで表現し、枠からはみ出させることで躍動感や迫力のあるデザインとした。本大会を「赤」障害者スポーツ大会を「緑」冬季大会を「青」とテーマカラーを設け、差し色として取り入れた。

--	--	--

【作品説明】

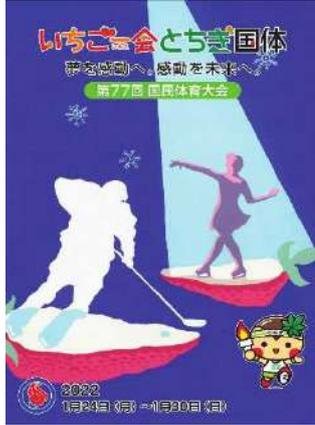
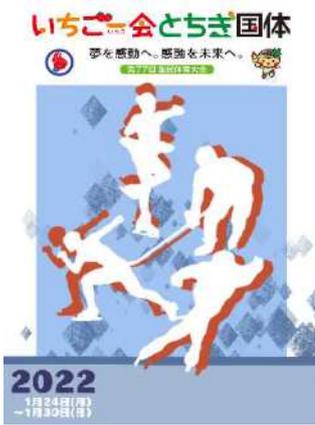
いちご王国とちぎを表現するために、下部に栃木県といちごを配置し、元気に飛び出すとちまるくんをデザインすることで「いちご王国とちぎ国体」を表現。バックにはコミック調にデザインした各競技の元気なとちまるくんを配置し、全体をコミカルにデザインした。

--	--	--

【作品説明】

いちごのビジュアルを全面に載せることで「いちご王国とちぎ」をアピールした。とちまるくんのキャラクターを数多く配置することで、国体開催と多種多様な競技が行われることを表現した。

〇いちご一会賞作品

	本大会	障スポ	冬季大会
1			
2			
3			
4			

	本大会	障スポ	冬季大会
5			
6			

報告事項 8

令和3年1月27日 第3回広報・県民運動専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 参加章、記念章及び大会メダルデザイン

1 応募状況について

(1) 募集期間：令和2(2020)年7月31日(金)～10月31日(土)

(2) 応募作品数

ア 参加章・記念章

	作品数	備考
応募作品数	2	
事前審査 通過作品数	1	想定を大きく上回る単価による提案のため1作品を除外

イ 大会メダル

	作品数	備考
応募作品数	10	
事前審査 通過作品数	2	栃木県らしさを感じられる「素材」の提案がなかったため8作品を除外

2 選考経過について

(1) 1次審査(令和2(2020)年11月6日(金)～13日(金))

参加章・記念章については事前審査通過1作品がふさわしいと認められ選定

大会メダルについては事前審査通過2作品にデザイン部会各委員が順位付けの上選定

(2) 2次審査(令和2(2020)年12月8日(火))

デザイン部会で審議し、それぞれ最優秀候補作品1作品及び予備作品1作品を選定

3 デザインについて

候補	会社名	使用素材
参加章・記念章	白石物産株式会社	県産杉材
大会メダル		県産杉材、亜鉛合金ダイカスト

4 デザインの選定理由

(1) 参加章・記念章

栃木県の伝統工芸である鹿沼組子の文様が美しく、木目も生かされておりいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の参加章としてふさわしいと考え選定した。

(2) 大会メダル

事前審査通過作品2点を比較し、使用素材・デザイン共に栃木県らしさが表現されており、参加章・記念章デザインと統一感が図れる当該デザインがふさわしいと考え選定した。

5 試作結果を踏まえた参加章・記念章デザインの補正について

令和2(2020)年12月8日(火)～令和3(2021)年1月15日(金)の期間で実施した参加章・記念章の試作結果を踏まえ、以下のとおり一部補正を行った。

(1) 補正内容

参加章・記念章の印字方法を「レーザー加工」から「UVプリント印刷」(カラー)に変更

(2) 補正理由

「レーザー加工」では文字が潰れやすく判読しにくいため、「UVプリント印刷」とすることで対応。また、「とちまるくん」をカラーで印刷することで、華やかな印象とした。

6 今後のスケジュール

3/4(木) 国体委員会(承認)

参加章・記念章デザイン（案）について

1 デザイン(案)



参加章（国体）

記念章（国体）

参加章（障スポ）

2 規格

- ・材 質 県産杉材
- ・サイズ 幅：40 mm 厚さ：5 mm

3 デザイン説明

栃木県の伝統工芸品「鹿沼組子」をモチーフにデザイン。「鹿沼組子」の文様にはそれぞれ縁起のいい意味が込められており、参加章（国体）には「七宝」、記念章（国体）には「麻の葉」、参加章（障スポ）には「積石亀甲」を使用している。

大会メダルデザインについて

1 デザイン



金メダル

銀メダル

銅メダル

2 規格

- ・材 質 県産杉材、亜鉛合金
- ・サイズ 縦 83.1mm×横 72mm×厚さ 9mm
(金属部分 直径：50mm 厚さ：3mm)

3 デザイン説明

栃木県の伝統工芸品「鹿沼組子」をモチーフにデザイン。表面の様子は「桜」、裏面の模様は「胡麻」を使用し、組子のもつ美しさと繊細さを表現。また、金属メダルを挟み込むことで3層の立体構造が複雑な陰影を生み出し、メダルに相応しい重厚感ある仕上がりとなっている。

**いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
炬火台、炬火トーチデザイン最優秀賞等**

1 応募状況について

- (1) 募集期間：令和2(2020)年7月31日(金)～10月31日(土)
 (2) 応募作品数

	作品数	内 訳
炬火台	126	園児1点、小学生9点、中学生20点、高校生43点、 大学・専門学生16点、一般37点
炬火トーチ	155	小学生17点、中学生39点、高校生40点、大学・専 門学生24点、一般35点

2 デザイン選定委員会における最優秀賞候補作品の選定について

- (1) 1次(書面)審査：各委員3点以内の最優秀候補作品を選定
 : 期間 令和2(2020)年11月11日(水)～24日(火)
 (2) 2次審査 : 1次審査通過作品の中から、最優秀賞候補作品各3点を選定
 : 開催日 令和2(2020)年12月17日(金)

3 式典専門委員会における最優秀賞選定について

最優秀賞候補作品から最優秀賞を選定(ほかの各2点は優秀賞)

4 最優秀賞及び優秀賞について

- (1) 炬火台

賞	受賞者	職業
最優秀賞	田口 義尚	デザイナー(株式会社みやもと)
優秀賞	作品1	本人希望により非公表
	作品2	本人希望により非公表

- (2) 炬火トーチ

賞	受賞者	職業
最優秀賞	伴印刷株式会社 新保 怜奈	デザイナー
優秀賞	作品1	松尾 怜奈 大学生(東洋大学3年)
	作品2	戸室 多美子 大学事務職員

5 最優秀賞について

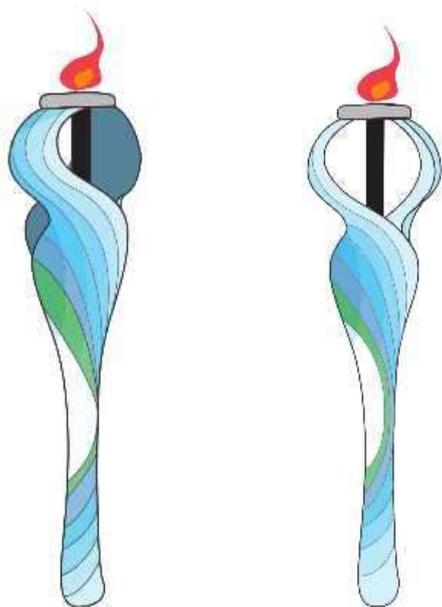
炬火台



【受賞者デザイン解説】

- ・大谷石と赤いガラスでいちご型に組み上げた。
- ・炬火がともることで、燃えさかるいちごが完成する。
- ・選手たちの大会に向けた熱く強い願いや思いを、栃木らしさを交えつつ表現した。

炬火トーチ



【受賞者デザイン解説】

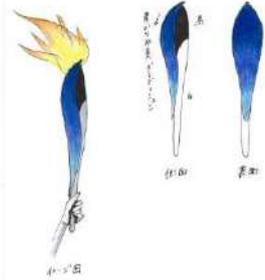
- ・緩やかなカーブで描かれた形は、栃木に流れる鬼怒川、那珂川、田川、荒川、思川の流れをイメージし、緑のラインは、栃木の自然を表現している。
- ・選手たちの一人一人のエネルギーを湾曲した線で表現した。

6 優秀賞について

炬火台

<p>作品 1</p>		<p>【受賞者デザイン解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県の豊かで雄大な自然をイメージ ・栃の葉に彩られた中禅寺湖を県鳥オオルリが羽ばたき、アスリートたちも未来に向かって羽ばたいて欲しいという願いを込めた。
<p>作品 2</p>		<p>【受賞者デザイン解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県特産のいちごをイメージした。 ・いちごを前面に押し出し、この国体で本県の魅力を全国に強く印象づけ記憶に残すことを考え、かなりインパクトのあるデザインを試みた。

炬火トーチ

<p>作品 1</p>		<p>【受賞者デザイン解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県鳥のオオルリをモチーフとして、今はまだ小さな子どもの鳥でも精一杯つばさを広げて夢の舞台へ羽ばたいて欲しいという思いからデザインした。
<p>作品 2</p>		<p>【受賞者デザイン解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県を象徴するいちごをモチーフとした。 ・大人も子どもも親しめるように、県内の伝統工芸である「竹工芸」からイメージ ・柄の部分は TOCHIGI の頭文字「T」を彫刻

7 今後のスケジュール

令和 3 (2021) 年	3 月下旬	表彰
	4 月以降	炬火台実施設計、炬火台座デザイン ミニ炬火台、炬火トーチ試作
令和 4 (2022) 年	3 月	ミニ炬火台、炬火トーチを市町へ配布
	4 月以降	市町炬火イベント、炬火台製作

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会おもてなし広場基本計画

1 設置目的

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会において、全国から来県される各選手団や大会関係者等の多くの方々をおもてなしの心であたたかく迎え、交流の輪を広げる場とするほか、いちごを始めとした本県の様々な魅力や環境に配慮した取組を全国に発信する場となるよう、両大会の開・閉会式会場やいちご一会とちぎ大会の競技会場に「おもてなし広場」を設置する。

2 設置主体

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

3 設置期間

いちご一会とちぎ国体：令和4(2022)年10月1日(土)～10月11日(火)

いちご一会とちぎ大会：令和4(2022)年10月29日(土)～10月31日(月)

4 愛称

いちご一会広場

※「いちご王国」・栃木で行われる両大会に参加するすべての人々が、県民の心のこもった様々なおもてなしに出会い、交流を深める場とするため。

5 設置場所

10市15会場

区分	式典・競技名(障害区分)	会場	所在地
とちぎ国体	開・閉会式、陸上競技、テニス、バスケットボール、軟式野球、柔道、剣道	栃木県総合運動公園 (広場は中央広場に設置)	宇都宮市
とちぎ大会	開・閉会式、陸上競技(身・知)、水泳(身・知)	栃木県総合運動公園 (広場は中央広場に設置)	宇都宮市
	アーチェリー(身)	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	那須烏山市
	卓球(身・知・精) 【サントテーブルテニス(身)含む】	TKC いちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	鹿沼市
	フライングディスク(身・知)	栃木市総合運動公園陸上競技場	栃木市
	ボウリング(知)	足利スターレーン	足利市
	ボッチャ(身)	にしなすの運動公園体育館	那須塩原市
	バスケットボール(知)	栃木県総合運動公園 (広場は中央広場に設置)	宇都宮市
	車いすバスケットボール(身)	栃木県立県南体育館	小山市
	ソフトボール(知)	美原公園野球場・第2球場	大田原市
	グランドソフトボール(身)	屋板運動場運動広場	宇都宮市
	フットベースボール(知)	足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場	足利市
	バレーボール(身) (知) (精)	宇都宮市清原体育館 宇都宮市体育館 佐野市アリーナたぬま	宇都宮市 宇都宮市 佐野市
	サッカー(知)	真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場 1	真岡市

6 実施内容

(1) 栃木県総合運動公園中央広場の区分

主なエリア	内 容
関係機関・協賛企業等出展	日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会・協賛企業・特別協賛企業の出展、県・市町のPRブース等
出展企業・団体	民間企業・団体等がスポーツ用品や土産等を販売、最先端企業技術の展示
特産品販売	特産品や郷土料理、ご当地グルメ等を販売
融合・交流	セルフ商品(障害者就労支援所で制作した商品)の展示・販売、障害者スポーツ体験コーナーを実施、特別支援学校生徒による発表・展示等
大型休憩所	休憩スペース、企画展示(「いちご王国」・栃木等)、ふるまい等を実施
ステージ企画	両大会参加選手による企画、郷土芸能、県民参加企画、県関係著名人による企画等、日本スポーツ協会主催企画
とちまるくん広場(競技体験エリア)	競技体験等を実施
カフェスペース	飲食物の販売、飲食・休憩スペース

(2) 栃木県総合運動公園以外の競技会場

内 容
・郷土料理などの飲食物や土産等を販売、ふるまい等を実施

※おもてなし広場の運営に当たっては、プラスチック以外の素材利用やフードロス・ゴミの削減に取り組む。

7 来場予定者数

(1) いちご一会とちぎ国体(開・閉会式の参加見込み数) (単位:人)

	開会式	閉会式	合計
広場来場予定者数	27,500	14,000	41,500

※広場来場予定者数は先催4県(茨城、福井、愛媛、岩手)の来場者数の平均値

(2) いちご一会とちぎ大会(メイン会場3日間) (単位:人)

	1日目(開会式)	2日目(競技)	3日目(閉会式)	合計
広場来場予定者数	21,500	13,500	18,500	53,500

※広場来場予定者数は先催3県(福井、愛媛、岩手)の来場者数の平均値

8 その他

いちご一会広場の運営については、公益財団法人日本スポーツ協会の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本指針」や政府ガイドライン、各業種別ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止策を講じるとともに、バリアフリーなど人に優しく環境に最大限配慮した運営方法を検討する。

なお、本基本計画は今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、見直す可能性がある。

9 今後の日程

時 期	内 容
令和3年1月	いちご一会広場基本計画(案)審議、決定
4月～	広場レイアウト、売店等設置運営要項、出店料、ステージイベント等を検討
8月～	出展意向調査(関係機関、協賛企業等)
12月	売店等設置運営要項(案)審議、決定 いちご一会広場実施計画(案)審議、決定
令和4年4月～	出展意向調査(県内関係機関等)
5月～6月	出展意向とりまとめ
8月	出展者説明会
9月～	広場設置、運営

いちご一会とちぎ国体冬季大会おもてなし広場基本計画

1 設置目的

いちご一会とちぎ国体冬季大会において、全国から来県される各選手団や大会関係者等の多くの方々をおもてなしの心であたたかく迎え、交流の輪を広げる場とするほか、いちごを始めとした本県の様々な魅力や環境に配慮した取組を全国に発信する場となるよう、大会の開始式会場等でおもてなしを実施する。

2 設置主体

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、第77回国民体育大会日光市実行委員会

3 設置期間

令和4(2022)年1月24日(月)～1月30日(日)

4 愛称

いちご一会広場

※「いちご王国」・栃木で行われる国体に参加するすべての人々が、県民の心のこもった様々なおもてなしに出会い、交流を深める場とするため。

5 設置場所(2会場)

式典・競技名	会場	所在地
開始式会場	日光市今市文化会館	日光市
競技会場	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市

6 実施内容

(1) 日光市今市文化会館(県)

内 容
・国体(本大会)・障スポPR、募金グッズ販売、観光PR等

(2) 栃木県立日光霧降アイスアリーナ

区分 主なエリア	県	日光市
関係機関出展	日本スポーツ協会、県PRブース等	市PRブース
協賛企業出展	協賛企業	—
特産品販売	いちご等の特産品を販売	
融合・交流	—	競技紹介コーナー等を設置
大型休憩所	休憩スペース、企画展示、ふるまい等を実施	

※おもてなし広場の運営に当たっては、プラスチック以外の素材利用やフードロス・ゴミの削減に取り組む。

7 来場予定者数 (開始式会場・競技会場(霧降)の参加見込み数) (単位:人)

	開始式	競技会場(霧降)	合計
入場者総定数	990 ※1	27,023 ※2	28,013

※1 冬季大会式典実施計画に基づく

※2 前回大会開催地(八戸市)の実績

8 その他

いちご一会広場の運営については、公益財団法人日本スポーツ協会の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本指針」や政府ガイドライン、各業種別ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止策を講じるとともに、バリアフリーなど人に優しく環境に最大限配慮した運営方法を検討する。

なお、本基本計画は今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、見直す可能性がある。

9 今後の日程

時 期	内 容
令和3年 2月～	広場レイアウト、売店等設置運営要項等を検討
4月～	出展意向調査(関係機関、協賛企業等)
5月～6月	出展意向とりまとめ
12月	出展者説明会
令和4年 1月～	広場設置、運営

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会総合案内所基本計画

1 設置目的

いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会に参加する選手や役員、招待者、観覧者、応援者等を温かくお迎えし、開・閉会式会場、競技会場への交通案内や、観光、食事、物産品等に関する各種情報案内やPRを行うため、公共交通拠点等へ総合案内所を設置する。

2 設置者

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

3 設置場所・期間等

(1)総合案内所・・・県実行委員会が、開・閉会式会場や本県の交通玄関口である主要な公共交通拠点に設置。

開催時期		設置エリア	設置場所	設置期間
とちぎ 国体	会期前	主要な公共交通拠点	JR宇都宮駅、小山駅、東武西川田駅	2022年9月8日(木)～19日(月) (競技実施の2日前から終了の日まで)
	会期中	主要な公共交通拠点	JR宇都宮駅、小山駅、那須塩原駅、雀宮駅、東武西川田駅	2022年9月29日(木)～10月11日(火) (総合開会式の2日前から総合閉会式の日まで)
		開・閉会式会場	栃木県総合運動公園 入場口等	2022年10月1日(土)～11日(火) (総合開会式の日から総合閉会式の日まで)
とちぎ大会		主要な公共交通拠点	JR宇都宮駅、小山駅、那須塩原駅、雀宮駅、東武西川田駅	2022年10月27日(木)～31日(月) (開会式の2日前から閉会式の日まで)
		開・閉会式会場	栃木県総合運動公園 入場口等	2022年10月28日(金)～31日(月) (各会場の競技開始日の前日から競技終了日まで)
		各競技会場	大会各競技会場 (16カ所)	

(2)案内所・・・市町実行委員会が、競技会場や各市町の交通拠点、選手団の指定乗降地に設置。設置期間についても市町実行委員会が定める。

4 業務内容

設置場所	式典・競技名(障害区分)
開・閉会式会場	①会場案内業務 ②交通アクセスに関する情報提供 ③競技全般に関する情報 ④観光案内 ⑤手話・要約筆記 ⑥迷子・落とし物 ⑦車椅子等貸出 ⑧ラジオ貸出(視覚障害者対応) 等
主要な公共交通拠点	①各競技会場までのアクセス案内 ②競技会日程・結果等に関する案内 ③観光・食事・物産等に関する案内 ④手話・要約筆記 等

5 その他

総合案内所の運営については、公益財団法人日本スポーツ協会の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本指針」や政府ガイドライン、各業種別ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止策を講じる。

なお、本基本計画は今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、見直す可能性がある。

6 今後の準備スケジュール

令和2年度		令和3年度		令和4年度				
	1月～	6月～	7月～	4月	5月～	6月	7月～9月	10月・11月
設置場所・内容・規模等の検討	設置場所・内容・規模等の検討 総合案内所基本計画(案) ※専門委員会	市町・施設管理者との協議	総合案内所の仕様等作成	市町・施設管理者との調整	委託業者の募集・選定 総合案内所運営人員計画策定	総合案内所設置業務委託契約	実施本部員研修(歓迎案内班) 総合案内受付マニュアル配布 総合案内所運営	

いちご一会とちぎ国体冬季大会総合案内所基本計画

1 設置目的

いちご一会とちぎ国体冬季大会に参加する選手や役員、招待者、観覧者、応援者等を温かくお迎えし、開・閉会式会場、競技会場への交通案内や、観光、食事、物産品等に関する各種情報案内やPRを行うため、公共交通拠点等へ総合案内所を設置する。

2 設置者

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、第77回国民体育大会日光市実行委員会

3 設置場所・期間等

総合案内所・・・県実行委員会が、メインの競技会場である日光霧降アイスアリーナや本県の交通玄関口である主要な公共交通拠点に設置。

開催時期		設置エリア	設置場所	設置期間
とちぎ国体 冬季大会	会期中	メイン 競技会場	日光霧降 アイス アリーナ	2022年1月24日(月)～1月30日(日) (開始式の日から表彰式の日まで)
		主要な 公共交通拠点	JR宇都宮駅 JR日光駅 東武日光駅	2022年1月22日(土)～1月30日(日) (開始式の2日前から表彰式の日まで)

4 業務内容

設置場所	式典・競技名(障害区分)
主要な公共交通拠点	①各競技会場までのアクセス案内 ②競技会日程・結果等に関する案内 ③観光・食事・物産等に関する案内 等

5 その他

総合案内所の運営については、公益財団法人日本スポーツ協会の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本指針」や政府ガイドライン、各業種別ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止策を講じる。

なお、本基本計画は今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、見直す可能性がある。

6 今後の準備スケジュール

令和2年度		令和3年度				
12月～	1月	4月～	9月	10月	11月～	1月
市町・施設管理者との協議 設置場所・内容・規模等の検討	※専門委員会 総合案内所基本計画(案)(冬季大会)	市町・施設管理者との調整 総合案内所の仕様等作成	委託業者の募集・選定 総合案内所運営人員計画策定	総合案内所設置業務委託契約	実施本部員研修(歓迎案内班) 総合案内受付マニュアル配布	総合案内所運営

いちご一会とちぎ国体本大会 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用、又は研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	3,000 円～15,000 円※ ¹	2,100 円～10,500 円※ ²	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。
	10%	3,300 円～16,500 円	2,310 円～11,550 円	

※¹ 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※² 「素泊まり」料金は、「1 泊 2 食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舍と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	2,400 円～12,000 円	2,700 円～13,500 円
	10%	2,640 円～13,200 円	2,970 円～14,850 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舍の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舍からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舍が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和4（2022）年9月6日（火）15時から令和4（2022）年9月20日（火）10時まで及び令和4（2022）年9月27日（火）15時から令和4（2022）年10月12日（水）10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第77回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあつても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会又は会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合、変更後の税率を適用するものとする。

いちご一会とちぎ国体冬季大会 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舍の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舍は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舍は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舍に配宿する。
- (4) 1人の宿舍に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000 円～13,000 円※ ¹	4,200 円～9,100 円※ ²	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。
	10%	6,600 円～14,300 円	4,620 円～10,010 円	

※¹ 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※² 「素泊まり」料金は、「1 泊 2 食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800 円～10,400 円	5,400 円～11,700 円
	10%	5,280 円～11,440 円	5,940 円～12,870 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和4（2022）年1月20日（木）15時から令和4（2022）年1月31日（月）10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあたっては、第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。
なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。宿舍は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。
- (4) 合同配宿本部が指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あつせんを希望する場合は、実行委員会が定める弁当申込方法により申込みものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舍の指示に従い、指定された場所に保管するものとする。

11 その他

(1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

いちご一会とちぎ大会 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 22 回全国障害者スポーツ大会に参加する、選手・監督、役員等（以下「大会参加者」）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、役員及び介助員（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行う。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舎に配宿するよう努める。

- (2) 移動に係る負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場地へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。
- (3) 障害者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。(第 77 回国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
選手団	税抜	3,000 円～ 15,000 円	2,100 円～ 10,500 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。
	税込 (10%)	3,300 円～ 16,500 円	2,310 円～ 11,550 円	
選手団以外の 宿泊対象者	実勢料金を基本とし、別途実行委員会が定める額			

※選手団における「1 泊 2 食」料金は 500 円刻みとする。

※素泊まり料金は、「1 泊 2 食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	2,400円～12,000円	2,700円～13,500円
	税込 (10%)	2,640円～13,200円	2,970円～14,850円
選手団以外の 宿泊対象者	宿泊料金から8(4)の欠食控除を適用した額		

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊取消料

ア 宿泊を取消した場合の宿泊取消料は、次表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

※荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

※取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 災害その他事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金及び宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(8) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和4(2022)年10月27日(木)15時から令和4(2022)年11月1日(火)10時までとする。

9 宿泊申込み

(1) 選手団については、都道府県及び政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して県委員会に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

(2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。

(3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

(4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

(1) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 入宿後の宿泊の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生時期はその申出があった日時とする。

(3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。

なお、任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

12 その他

- (1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (3) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 食品衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 食品衛生対策要項」に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、栃木県及び会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定め、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）における食品の安全性を確保することを目的とする。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法第3条による許可を受けて旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を行う施設（以下「営業宿泊施設」という。）であって、両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「両大会参加者」という。）を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当・仕出し料理調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当・仕出し料理を調製する施設

ウ 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

エ 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

オ 無料食品提供施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

カ 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

栃木県保健福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び保健所（宇都宮市保健所を含む。以下同じ。）は、県委員会及び会場地委員会から次表のとおり管轄の保健所に提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

また、県外の施設については、県生活衛生課を通じ、関係自治体へ食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

なお、会場地委員会は、保健所に提出した報告書等の写しを県委員会に提出し、県委員会は県委員会分と会場地委員会分を合わせて、県生活衛生課へ回送する。

対象施設	提出書類	提出方法
ア 営業宿泊施設の調理施設	営業宿泊施設利用予定報告書 (※宿舍衛生対策実施要領に定める様式第1号)	県委員会が管轄の保健所に提出 (冬)令和3(2021)年2月末日まで (本・障)令和3(2021)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
イ 弁当・仕出し料理調製施設	弁当調製施設名簿 (※弁当調達要項に定める様式第1号)	県委員会及び会場地委員会が管轄の保健所に提出 (冬)令和3(2021)年5月末日まで (本・障)令和3(2021)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
ウ 既設の食品営業施設	会場内に設置	保健所は食品衛生営業許可台帳により把握
エ 臨時の食品営業施設		臨時食品営業施設設置計画書 (様式第1号)
オ 無料食品提供施設		無料食品提供施設設置計画書 (様式第2号)
カ 弁当引換所		弁当引換所設置計画書 (様式第3号)
		県委員会及び会場地委員会が管轄の保健所に提出 (冬)開催の概ね3か月前まで (本・障)開催の概ね3か月前まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

(冬) …国体冬季大会、(本・障) …国体本大会及び全国障害者スポーツ大会

(3) 監視指導

県生活衛生課及び保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、公益社団法人栃木県食品衛生協会各支部の協力を得て、次表を目標に対象施設の監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	両大会前	両大会期間中	
	令和3(2021)年度 ～開催年度		
ア 営業宿泊施設の調理施設	1～2回	必要に応じて	別紙1「食品関係施設の事業者等が遵守すべき事項」及び別紙2「食品提供施設に対する指導および検査」のとおり
イ 弁当・仕出し料理調製施設			
ウ 既設の食品営業施設	—	1回以上	
エ 臨時の食品営業施設			
オ 無料食品提供施設			
カ 弁当引換所			

(4) 食品衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課及び保健所と連携し、公益社団法人栃木県食品衛生協会各支部の協力を得て、次により食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

- (ア) 食中毒の予防対策と発生時の対応
- (イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底
- (ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品・調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の営業者、食品衛生責任者又は代表者及び関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

原則として、令和3（2021）年度から両大会開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。なお、県委員会及び会場地委員会が主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(5) 広報活動

県生活衛生課及び保健所は、関係機関、団体等の協力を得て、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(6) 食中毒等健康被害発生時の対応

ア 県委員会及び会場地委員会は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合、直ちに発生場所を管轄する保健所に通報するとともに、県生活衛生課に連絡する。なお、宇都宮市実行委員会においては宇都宮市保健所に連絡するものとする。

イ 両大会に関係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課及び保健所は栃木県食中毒処理要領（宇都宮市においては宇都宮市食中毒処理要領）に基づき速やかに対応するほか、県委員会及び関係する会場地委員会に情報提供を行う。

(7) 緊急連絡体制の整備

県生活衛生課、保健所、県委員会及び会場地委員会が緊密に連携し、両大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

3 実施報告

(1) 食品衛生講習会

会場地委員会は、この実施要領に基づく食品衛生講習会を実施した場合、その実施結果について、次表のとおり県委員会に報告し、県委員会は県委員会実施分と上記報告を合わせて、速やかに県生活衛生課に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
食品衛生講習会の実施報告書（様式第4号）	◆令和3（2021）年度中の実施結果 令和4（2022）年3月末日まで ◆令和4（2022）年度中の実施結果 実施後速やかに

(2) 食品衛生監視指導

保健所（宇都宮市保健所を除く。）は、この実施要領に基づく食品衛生監視・指導等の実施結果について、次表のとおり県生活衛生課に、宇都宮市保健所においては宇都宮市実行委員会に報告し、県生活衛生課及び宇都宮市実行委員会は、上記の報告を速やかに県委員会に情報提供するものとする。

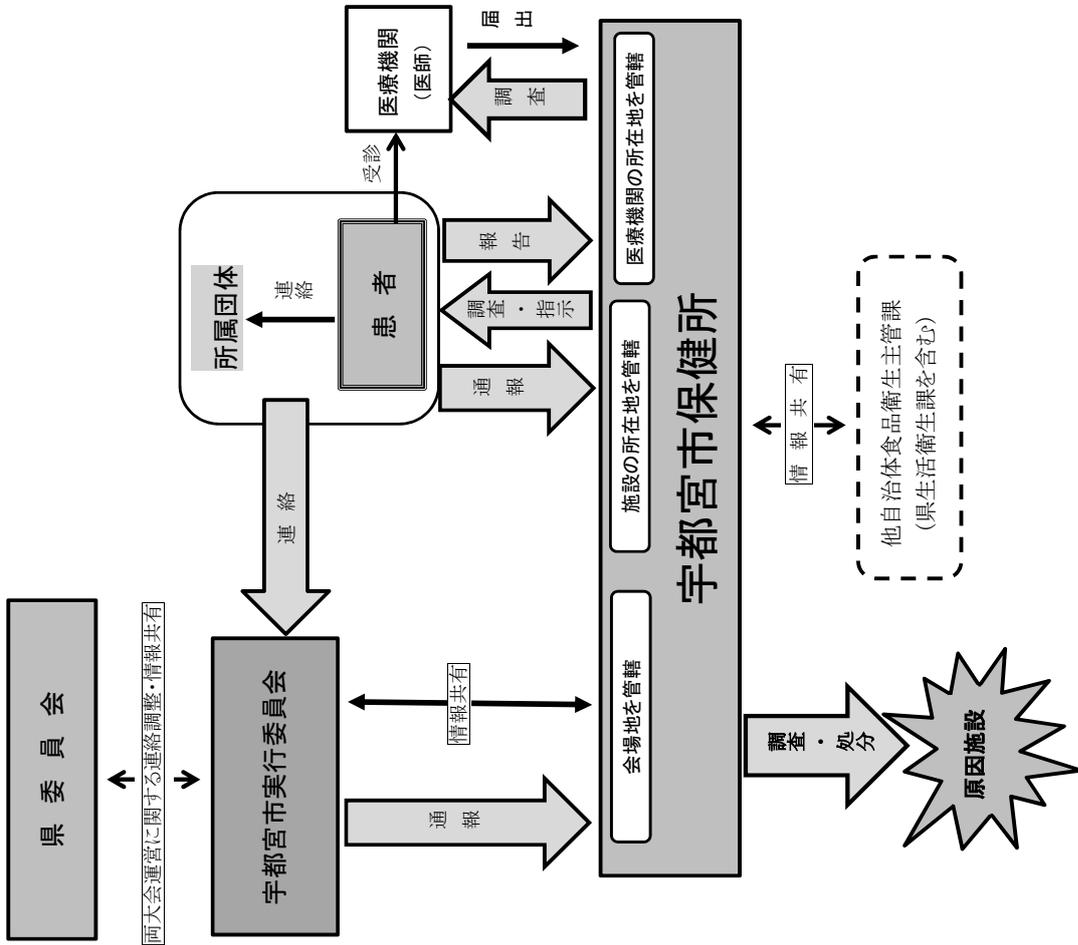
報告書様式	報告期限
食品関係施設の監視指導実施結果報告書（様式第5号） 食品等の検査結果報告書（様式第6号）	◆令和3（2021）年度中の実施結果 令和4（2022）年3月末日まで ◆令和4（2022）年度中の実施結果 実施後速やかに

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課及び宇都宮市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

転用施設を配宿先として利用する場合、会場地委員会は管轄の保健所と協議の上、営業宿泊施設の取扱いに準じて食品衛生対策を実施する。

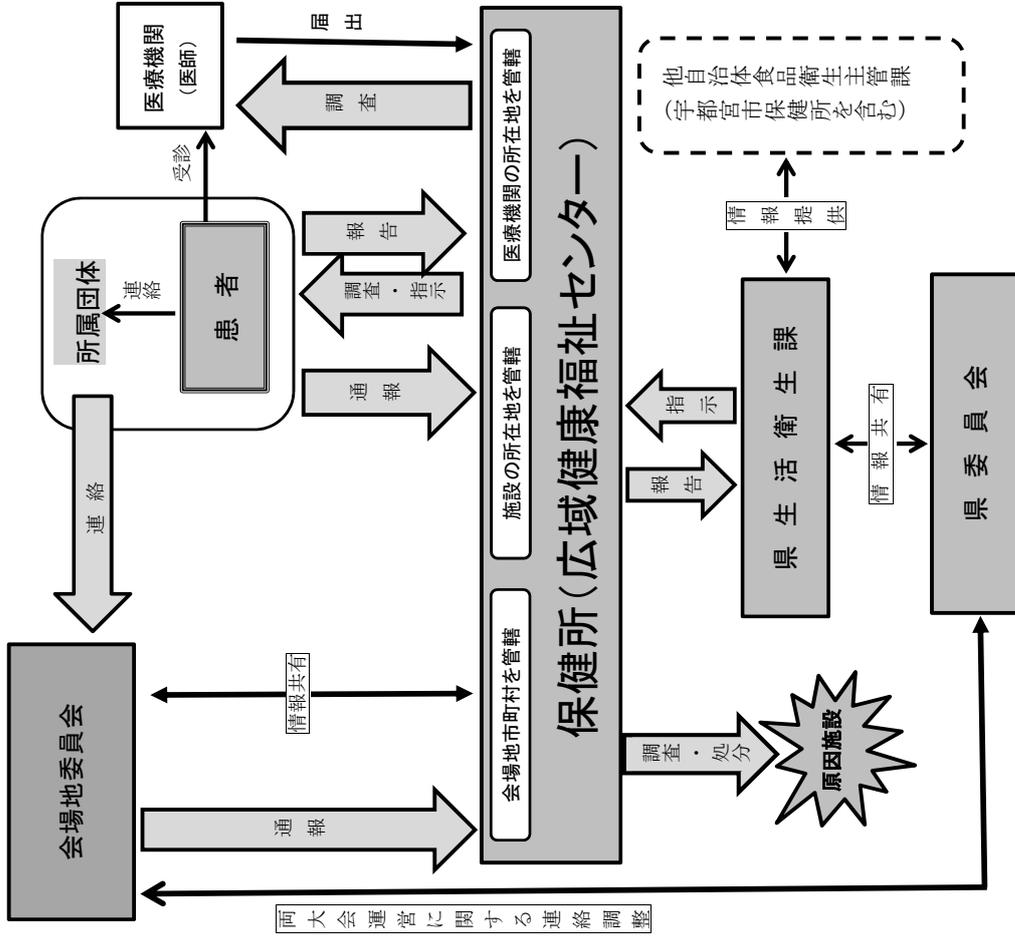
食中毒等健康被害発生時の緊急連絡体制(宇都宮市)



- ◆患者所属団体は、直ちに宇都宮市保健所へ通報するとともに宇都宮市実行委員会に連絡する。
- ◆宇都宮市実行委員会は、上記連絡のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報に関する情報を得た場合、直ちに宇都宮市保健所に通報する。
- ◆大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報入手した場合、速やかに患者を医療機関に受診させるとともに、宇都宮市保健所に通報するように周知する。

別記

食中毒等健康被害発生時の緊急連絡体制(宇都宮市を除く栃木県)



- ◆患者所属団体は、直ちに管轄保健所へ通報するとともに会場地委員会に連絡する。
- ◆会場地委員会は、上記連絡のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所へ通報する。
- ◆大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報入手した場合、速やかに患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健所に通報するように周知する。

食中毒等健康被害発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先 (食品衛生担当課)	管轄地域
県西健康福祉センター (県西保健所)	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	TEL: 0289-64-3028 FAX: 0289-64-3059	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター (県東保健所)	〒321-4305 真岡市荒町 116-1	TEL: 0285-83-7220 FAX: 0285-84-7438	真岡市、益子町 茂木町、市貝町 芳賀町
県南健康福祉センター (県南保健所)	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1	TEL: 0285-22-4235 FAX: 0285-21-0175	小山市、栃木市 下野市、上三川町 野木町、壬生町
県北健康福祉センター (県北保健所)	〒324-8585 大田原市住吉町 2-14-9	TEL: 0287-22-2364 FAX: 0287-23-9433	大田原市、那須塩原市 矢板市、さくら市 那須烏山市、那須町 塩谷町、高根沢町 那珂川町
安足健康福祉センター (安足保健所)	〒326-0032 足利市真砂町 1-1	TEL: 0284-41-5897 FAX: 0284-41-6907	足利市、佐野市
宇都宮市保健所 (宇都宮市生活衛生課)	〒321-0974 宇都宮市竹林町 972	TEL: 028-626-1111 FAX: 028-627-9244	宇都宮市

◆県担当課及び県実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
栃木県保健福祉部 生活衛生課	〒320-8501 宇都宮市靖田 1-1-20	TEL: 028-623-3109 FAX: 028-623-3116
栃木県団体・障害者スポーツ大会局 施設調整課 宿泊・輸送担当 (県委員会事務局・衛生担当)	〒320-8501 宇都宮市靖田 1-1-20	TEL: 028-623-3846 FAX: 028-623-3527

食品関係施設の監視指導実施結果報告書

令和 年 月 日

〇〇〇〇

保健所

区 分	対象施設数	延べ監視施設数	違反発見施設数	違反の件数					処分件数			処分以外の措置件数	
				施設基準	管理運営基準	規格基準	表示基準	その他	営業の禁停止	改善命令	その他		
ア	営業宿泊施設の調理施設												
イ	弁当・仕出し料理調製施設												
ウ	(ア) 既設の食品営業施設												
	(イ) 臨時の食品営業施設												
	(ウ) 無料食品提供施設												
	(エ) 弁当引換所												
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

食品等の検査結果報告書

令和 年 月 日

〇〇〇〇

保健所

区 分	対象施設数	検査施設数	延べ検査件数	ATP検査件数	収去検査件数			収去検体数
					一般細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	
ア	営業宿泊施設の調理施設							
イ	弁当・仕出し料理調製施設							
ウ	(ア) 既設の食品営業施設							
	(イ) 臨時の食品営業施設							
	(ウ) 無料食品提供施設							
	(エ) 弁当引換所							
合 計		0	0	0	0	0	0	0

(記入例)1施設でATP検査5件、一般細菌数3件、大腸菌群2件、黄色ブドウ球菌2件実施した場合、延べ検査件数は12件とする。

食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項

両大会に係る食品提供施設の営業者等は、法令に基づく衛生管理を徹底の上、次の事項について遵守すること。

1 食品提供施設

- (1) 営業宿泊施設の調理施設
両大会参加者が宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設
- (2) 弁当・仕出し料理調理施設
両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当・仕出し料理を調理する施設
- (3) 既設の食品営業施設
両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設
- (4) 臨時の食品営業施設
両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設
- (5) 無料食品提供施設
両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設
- (6) 弁当引換所
両大会会場内に設置される弁当の引換所

2 共通の遵守事項

- (1) 衛生管理状況の点検・記録
ア 両大会開催期間中、食品衛生責任者等（食品衛生責任者及び下記 4、5 により設置する管理責任者をいう。以下同じ。）は、施設の衛生管理計画に基づく記録表の他に以下の記録表により衛生管理状況を点検し記録すること。
(ア) 食品衛生自主管理記録表[営業宿泊施設の調理施設・既設の食品営業施設]（参考様式第 1 号）
(イ) 食品衛生自主管理記録表[弁当・仕出し料理調理施設]（参考様式第 2 号）
(ウ) 食品衛生自主管理記録表[臨時の食品営業施設・無料食品提供施設]（参考様式第 3 号）
(エ) 食品衛生自主管理記録表[弁当引換所]（参考様式第 4 号）
イ 食品衛生責任者等は、食品衛生講習会を受講すること。
(2) 調理従事者等の健康管理
ア 調理従事者（食品に直接接触する作業に従事する者。以下同じ。）は、概ね両大会開催前に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等）の感染の有無を確認すること（1 食品提供施設（7）弁当引換所を除く）。なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌 0157 については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
イ 上記検便結果で陽性の場合は、再検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
ウ 食品衛生責任者等は、作業開始前に全ての調理従事者等（調理従事者及び配膳又は容器包装に入られた食品を取り扱う作業に従事する者。以下同じ。）の健康状態（嘔吐、下痢、手指の傷等）の確認を行うこと。

- エ 下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合や、手指に化膿創がある場合は、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- オ 調理従事者は、感染を防止するため、日常生活の中で胃腸炎症状を呈した者の吐物や排泄物の処理を行うことを避けること。

(3) 調理従事者等の服装

- ア 調理従事者等は、清潔な外衣及び専用の履物を着用し、必要に応じて帽子、マスク、手袋を着用すること。
- イ 調理従事者等は、腕時計、指輪、つけ爪などは外す。帽子は毛髪がはみ出ないように着用し、爪は短く清潔に保つこと。
- (4) 手洗いの徹底
ア 石けん、消毒液、ペーパータオル等を備えた手洗い設備を常に使用できる状態にしておくこと。なお、手洗い設備は、手を触れずに給水栓が開閉でき、40℃前後の温湯が給水される構造であることが望ましい。
イ 調理従事者等は、次のタイミングで手洗いを行うこと。
(ア) 作業開始前及びトイレの使用後
(イ) 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
(ウ) 食品に直接触れる作業に当たる直前
(エ) 生肉、鮮魚介類、卵殻等に触れた後、その他の食品や器具に触れる場合
(オ) 配膳の前
ウ 調理従事者等は、次の手順を参考に、適切な方法で手洗いを行うこと。
(ア) 手を水で濡らし、石けんをつける。
(イ) 指、腕を洗う。特に、指の間、指先をよく洗う。（30 秒程度）
(ウ) 石けんをよく洗い流す。（20 秒程度）
(エ) 使い捨てペーパータオル等でふく。（タオル等の共用はしないこと。）
(オ) 消毒用アルコールをにかけて手指によくすりこむ。
※作業開始前及びトイレの使用後は、(ア)～(ウ) の手順を 2 回繰り返す。

3 食品提供施設（1）～（3）に対する個別の遵守事項

- (1) 施設（調理場）の衛生管理
ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、清潔な状態を維持すること。
イ 施設内は整理整頓し、不必要な物品等を置かないこと。
ウ 施設の内壁、天井、床を清潔に維持するとともに、破損等があるときは速やかに補修すること。
エ 施設内の採光・照明・換気は十分に行い、必要に応じて温湿度管理を行うこと。
オ 窓及び出入口は、開放したままにしないこと。開放したままにする場合は、網戸等を設置し、埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止すること。
カ 排水溝は、排水が適切に行われるよう清掃、消毒、補修すること。
キ トイレは、定期的に清掃、消毒を行い、常に清潔にすること。
(ア) 従事者用トイレの便器、床の消毒
1,000mg/L 次亜塩素酸ナトリウム液又はこれと同等の効果をもつ方法で消毒すること。

(2) 設備等（設備、調理機械・器具）の衛生管理

ア 調理機械・器具は、十分に洗浄・消毒するとともに、衛生的に保管すること。

(ア) 調理器具、食器等の消毒

80℃、5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で消毒すること（参考 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」）。

イ 調理機械・器具に、故障又は破損がある場合は、速やかに補修すること。

ウ 手洗い設備には、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

エ 手指が触れる場所（給水栓、冷蔵庫取っ手、スイッチボタン、ドアノブ等）は、十分に清掃消毒し、清潔を保つこと。

(ア) 調理器具、食器等の消毒

200mg/L 次亜塩素酸ナトリウム液又はこれと同等の効果を有する方法で消毒すること。

オ まな板、包丁、ふきん等は、よく洗浄・消毒され、食品及び用途ごとに区分して使用すること。

カ 冷蔵庫及び冷凍庫内は、整理し、清潔に保ち、相互汚染防止のため区分け保存をすること。

キ 冷蔵庫及び冷凍庫は、温度管理を十分に行うこと。

(3) 使用水の管理

ア 水道水以外の水を使用する場合は、事前に水質検査を受けること。

イ 滅菌装置を設置している場合は、装置が正常に作動しているか定期的に確認するとともに、遊離残留塩素濃度が適正であることを確認すること。

(4) 食品の取扱い

施設の衛生管理計画に基づき、適切に管理及び記録を実施すること。なお、衛生管理の実施に当たっては、特に以下の項目に留意すること。

ア 原材料の仕入れに当たっては、品質・表示等について点検するとともに、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保管すること。また、購入伝票等の保管を行い、仕入先を明らかにしておくこと。

イ 調理済み食品は、前日調理は避け、提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立て、調理後、直ちに提供されるもの以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するため必要に応じて冷蔵又は温蔵保管すること（食中毒菌の発育至適温度帯である20～50℃を避け、概ね10℃以下又は65℃以上で管理）。

ウ 調理は、相互汚染のないよう衛生的に行うこと。

エ 野菜及び果物を、加熱せずに提供する場合には、飲用適の流水で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム200mg/Lの溶液に、5分間（100mg/Lの溶液の場合には10分間）又はこれと同等の効果を有するもの（食品添加物として使用できる有機酸等）で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いを行うこと。

オ 加熱調理を行う際は、食品の中心部の温度が75℃以上で、1分間以上（ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90℃で90秒以上）加熱すること。加熱温度は、中心温度計により確認すること。

カ 盛り付けは衛生手袋等を使用し、食品に直接手が触れないようにすること。また、衛生手袋の使用に当たっては、装着前の手洗い、衛生的な装着操作、装着後に食品以外に触れないこと及び適宜交換することを徹底すること。

キ 提供食数にかかわらず、検査は調理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上又は1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほか、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。

【例】

・弁当（仕出し料理）の場合、1食分を余分に調理し、容器ごと検査として保管する。
・仕切りの入った検査容器がない場合は、未使用の合成樹脂製の袋で代用する。

（1品毎に袋に入れて口をしぼる。1食分をまとめて袋に入れて口をしぼる。）

ク 弁当・仕出し料理の調理（食品提供施設（2））

(ア) 弁当・仕出し料理の主食及び副食は、十分に放冷した後、詰め合わせること。

(イ) 次の事項を弁当の容器包装に表示すること。

名称、原材料名（アレルギー、遺伝子組換え等の表示を含む）、食品添加物、消費期限（時刻まで）、保存方法、製造所所在地・製造者名等食品表示法で規定している事項

(ウ) 早期の喫食を喚起する旨、弁当の容器包装又は添付チラシ等に記載するよう努めること。

(エ) 配送に当たっては、次の事項に留意し、弁当の温度を10℃以下で管理すること。

・荷室の温度管理（10℃以下）が、運転席等外部から行うことが可能な冷蔵車等を使用し運搬すること。

・保冷箱等により輸送する場合は、直射日光が当たらないように運搬し、輸送前後の保冷箱等内の温度を測定し、一定であることを確認すること。

・弁当の配付終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理（10℃以下）、衛生管理を行うこと。

・弁当引換所が長時間保管されることがないよう喫食時間に合わせて納品すること。

・通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を納品すること。

(5) 廃棄物の処理

ア 廃棄物容器は、蓋があり、汚液又は汚臭がもれないよう清潔にしておくこと。

イ 廃棄物は、食品等を取扱い、保管する場所に置かないこと。

ウ 清掃用具は専用の場所に保管すること。

(6) 記録の作成及び保管

食品衛生責任者は、施設の衛生管理計画に基づく記録の他に以下の記録を作成し、整理して保管すること。

ア 衛生管理

「衛生管理記録表」（参考様式第5号）及び「調理従事者等の健康状況」（参考様式第6号）

イ 提供したメニュー

ウ その他次の事項

(ア) 調理従事者等及び家族等同居者の健康状況

(イ) 水道水以外の水を使用している場合の遊離残留塩素濃度

(ウ) その他

4 食品提供施設(4)、(5)に対する個別の遵守事項

(1) 取扱品目

取扱品目は、原則として、完成品、半成品若しくは下処理された食品を調理、盛り付けしたものであって、かつ、作業工程が「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」などの加熱工程(調味料を使用する工程は除く)により調理された食品とする。ただし、以下に掲げるものは認めらる。

- ① かき氷(果物氷、味付き氷(削りイチゴ、台湾かき氷等)等氷以外の原材料を含む氷を使用するものは除く)
- ② クリーム類(ソフトクリーム、生クリーム等) (既製品の盛付のみ)
- ③ 飲料水類(既製品の注ぎ分けのみ)

(2) 適切な取扱設備

ア 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。

イ 食品が直接日光にあたらない設備とすること。

ウ 消毒液を備えた流水式手洗い設備を設けること。

エ 取り扱う食品の保存方法により、冷凍庫・冷蔵庫等保存設備を設けること。

(3) 食品の取扱い

ア 下処理は、食品衛生法に基づき適切な許可、届出等のある施設(以下「許可施設等」とする。)で行うこと。ただし、やむを得ず許可施設等以外の施設を使用する場合は、大会期間中専用で使用でき、食材を衛生的に取り扱うことができる施設で行うこと。

イ 原材料の運搬は、下処理を行った食材を衛生的な蓋付きの容器等に入れ外部からの汚染を防止するとともに、食品に応じて温度管理を適切に行うこと。

ウ 加熱調理を行う際は、食品の中心部まで十分に(75℃以上で1分以上)(ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90℃で90秒)加熱すること。

エ 未加熱の野菜、果物、肉類、魚介類、卵及び乳類を提供しないこと。

オ 購入後会場内で速やかに喫食できる提供方法とすること。

カ 容器は使い捨てで、かつ衛生的なものを使用すること。

(4) 廃棄物の処理

ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適正に処理すること。

イ 廃棄物容器及びその周辺は、常に清潔にしておくこと。

(5) 管理責任者の設置

ア 食品による事故等の発生を防止するために、施設ごとに衛生管理に当たる管理責任者(露店営業施設については食品衛生責任者)を設置すること。

イ 大会期間中、管理責任者は、食品衛生自主管理記録表[臨時食品営業施設・無料食品提供施設](参考様式第3号)を記入すること。

5 食品提供施設(6)に対する個別の衛生指導事項

(1) 弁当引換所の設置基準

ア 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。

イ 食品が直接日光にあたらない設備とすること。

ウ 弁当引換所の設置者は、弁当引換所又は付近の使用しやすい場所に、手洗い設備を確保すること。弁当引換所に確保できない場合は、アルコール噴霧式消毒器を弁当引換所に設置すること。

(2) 弁当の取扱い

ア 弁当の保管

(ア) 納品された弁当は、保冷庫等で保管すること(弁当引換所に隣接した場所に、保冷庫等を配置している場合を含む)。

(イ) 保冷庫は常に清潔に保つとともに、隔測温度計を設置し、保冷機能が保たれていることを確認すること。

イ 弁当の引渡し

(ア) 弁当の引換時間を厳守すること。

(イ) 弁当を両大会参加者に引き渡す際の呼びかけ、張り紙、場内放送、チラシ添付等の方法により、早期の喫食と併せて持ち帰りの禁止を呼びかけること。

ウ 弁当の廃棄

消費期限を過ぎた弁当は確実に廃棄すること。

(3) 弁当の引換えの記録

ア 弁当の引換えに当たっては、引換え先と弁当調製施設の関連が明確になるようにしておくこと。

イ 弁当引換所ごとに衛生管理に当たる管理責任者をおくこと。

ウ 管理責任者は、弁当の納品から引換えに関する次の事項について「弁当の引換え記録表」(参考様式第7号)により記録すること。

(ア) 弁当の納品時刻

(イ) 庫内温度(納品時、引換え直前)

(ウ) 納品個数

(エ) 製造者

(オ) 消費期限

(カ) 弁当の引換え時刻(開始、終了)

(キ) 引換え個数

(ク) 引換え先

(ケ) 廃棄時刻

(コ) 廃棄個数

(4) 廃棄物の処理

ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適正に処理すること。

イ 廃棄物容器及びその周辺は、常に清潔にしておくこと。

食品衛生自主管理記録表 [弁当・仕出し料理調製施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。
定時的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

Table with columns: 点検項目, 点検月日, メモ. Rows include: 施設・設備、人的能力に... 施設の内外、その周囲... 施設内に不必要な物品... 天井、壁、床等... 室内の採光、換気... ネズミ、コキブリ等の侵入... 排水溝は清掃、補修... 便所は清潔か... 手洗い設備は使用... ルーペーを備えている... 調理器具は十分洗浄... 11 まな板、包丁、ふきん... 12 冷蔵庫・冷凍庫内は... 13 冷蔵庫・冷凍庫に... 14 使用水の検査... 15 原材料の仕入れ... 16 購入伝票等の保管... 17 必要以上に作り置き... 18 生で提供する野菜... 19 食品は、中心部まで... 20 盛り付けに衛生手袋... 21 主食及び副食は十分... 22 弁当類にあっては... 23 輸送中の温度管理... 24 検査は、適正に保... 25 廃棄物容器は、蓋が... 26 清掃用具は専用の... 27 下痢・おう吐・発熱... 28 家族に下痢・嘔吐... 29 清潔な作業着、帽子... 30 爪を短く切り、作... 31 決められた場所以... 32 提供した食品が原因... 食品衛生責任者の署名

◆食品衛生講習会を受講し、講習の内容を調理従事者等に伝達すること。

食品衛生自主管理記録表 [営業宿泊施設の調理施設・既設の食品営業施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。
定時的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

Table with columns: 点検項目, 点検月日, メモ. Rows include: 施設・設備、人的能力に... 施設の内外、その周囲... 施設内に不必要な物品... 天井、壁、床等... 室内の採光、換気... ネズミ、コキブリ等の侵入... 排水溝は清掃、補修... 便所は清潔か... 手洗い設備は使用... ルーペーを備えている... 調理器具は十分洗浄... 11 まな板、包丁、ふきん... 12 冷蔵庫・冷凍庫内は... 13 冷蔵庫・冷凍庫に... 14 使用水の検査... 15 原材料の仕入れ... 16 購入伝票等の保管... 17 必要以上に作り置き... 18 生で提供する野菜... 19 食品は、中心部まで... 20 盛り付けに衛生手袋... 21 検査は、適正に保... 22 廃棄物容器は、蓋が... 23 清掃用具は専用の... 24 下痢・おう吐・発熱... 25 家族に下痢・嘔吐... 26 清潔な作業着、帽子... 27 爪を短く切り、作... 28 決められた場所以... 29 提供した食品が原因... 食品衛生責任者の署名

◆食品衛生講習会を受講し、講習の内容を調理従事者等に伝達すること。

大会会場名： _____

食品衛生自主管理記録表 [弁当引換所]

大会期間中は毎日点検しましょう。
 定期的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目	点検月日							メモ
	/	/	/	/	/	/	/	
1 施設やその周辺はよく清掃されているか。								
2 テント張り等で防塵・防水措置をしているか。日光は直接、食品に当たらないか。								
3 弁当を保管するための保冷庫等はあるか。								
4 保冷庫等に温度計はあるか。また、正常に機能しているか。								
5 保冷庫は清潔か。								
6 消毒液を有する流水式の手洗い設備が施設内又は隣接した場所にあるか。								
7 消毒用アルコールスプレー等を備え、活用しているか。								
8 仕入れ伝票等の保管を行っているか。								
9 弁当類は保冷庫等で保管しているか。								
10 弁当の引換時間は守られているか。								
11 消費期限を過ぎた弁当を確実に廃棄しているか。								
12 早期喫食を呼びかける看板等を設置しているか。								
13 早期喫食を呼びかけるチラシ等を弁当に添付しているか。								
14 弁当引換業務についての記録をとっているか。								
15 廃棄物容器は、蓋があり、清掃され、置き場所は適当か。								
16 清掃用具は専用の場所に保管しているか。								
17 清潔な作業着、帽子、履物、マスクを着用しているか。								
18 爪を短く切り、作業前、用後等に手の洗浄消毒を行っているか。								
19 決められた場所以外で、更衣、喫煙、食事をしていないか。								
20 従事者やその家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。								
管理責任者の署名								

◆食品衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

大会会場名： _____

食品衛生自主管理記録表 [臨時の食品営業施設・無料食品提供施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。
 定期的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目	点検月日							メモ
	/	/	/	/	/	/	/	
1 施設やその周辺はよく清掃されているか。								
2 テント張り等で防塵・防水措置をしているか。日光は直接、食品に当たらないか。								
3 保存容器のある食品を取り扱う場合は、温度計のある冷蔵等設備を設けているか。								
4 消毒液を有する流水式の手洗い設備が施設内又は隣接した場所にあるか。								
5 消毒用アルコールスプレー等を備え、活用しているか。								
6 使用水は飲用適なものであるか。								
7 取扱品目は問題ないか()								
8 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、日付、表示等の点検を行っているか。								
9 下処理は衛生的な施設で行ったか。								
10 原材料の運搬は衛生的か。								
11 原材料は適切な温度で保管しているか。								
12 食品は、中心部まで十分加熱しているか。								
13 未加熱の食材を提供していないか。								
14 容器は使い捨ての衛生的なものを使用しているか。								
15 購入後に速やかに喫食される提供方法であるか。								
16 食品衛生上の能力を超えた販売をしていないか。								
無料食品提供施設								
17 消費期限又は賞味期限を超えて食品を販売していないか。								
無料食品提供施設								
18 容器包装に入れられた食品に適正な表示があるか。								
19 廃棄物容器は、蓋があり、清掃され、置き場所は適当か。								
20 清掃用具は専用の場所に保管しているか。								
21 下痢・おう吐・発熱又は手指に化膿創をもつ者が直接食品に触れる業務に従事していないか。								
22 家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。								
23 清潔な作業着、帽子、履物、マスクを着用しているか。								
24 爪を短く切り、作業前、用後等は必ず手を洗っているか。								
25 決められた場所以外で、更衣、喫煙、食事をしていないか。								
26 提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。								
管理責任者(食品衛生責任者)の署名								

◆食品衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

衛生管理記録表

品名	
製造年月日	令和 年 月 日
消費期限	令和 年 月 日 時
調理予定数	個
調理数量	個

作業開始時間	:
原材料の前処理 開始時間	:
終了時間	:

○冷蔵庫・冷凍庫の温度管理記録

	冷蔵庫 1	冷蔵庫 2	冷凍庫 1	冷凍庫 2
作業前				
作業後				
実施者				

○使用水の検査記録

項目	結果	実施者	水質検査 ◆検査実施日
臭い			月 日
味			
色			
にごり			
異物			◆結果
残留塩素			

○加熱食品の管理記録

品名	℃	分	分	分	分	分	分
中心温度	℃						
加熱時間		分					
放冷時間			分				
実施者							

○非加熱食品の管理記録

品名	分	分	分	分	分
放冷時間					
実施者					

調理従事者等の健康状況

氏名 ()

項目 月日	おう気 おう吐	下痢 腹痛	発熱	手指の傷 化膿創	家族等同居 者の感染症 症状の有無	検便提出日と 結果	食品衛生 責任者等 チェック	対 応 措 置
						◆検便提出日 月 日		
						◆結果:		

弁当の引換え記録表

会場地：_____

引換日：令和 年 月 日

製造者	納品時刻	庫内温度		納品個数	消費期限	引換時刻		引換個数	引換先	廃棄時刻	廃棄個数	責任者署名
		納品時	引換直前			開始	終了					
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		
	：	°C	°C			：	：			：		

※ 会場内の引換所1か所につき1枚で使用する。

食品提供施設に対する指導及び検査

1 食品提供施設

- (1) 営業宿泊施設の調理施設
同大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設
- (2) 弁当・仕出し料理調理施設
同大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当・仕出し料理を調理する施設
- (3) 既設の食品営業施設
同大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設
- (4) 臨時の食品営業施設
同大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設
- (5) 無料食品提供施設
同大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設
- (6) 弁当引換所
同大会会場内に設置される弁当の引換所

2 食品衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課及び保健所と連携し、食品提供施設の事業者等とした食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。

食品衛生講習会の内容については、別紙1「食品提供施設が遵守すべき事項、食品衛生法に係る事項及び食中毒の予防に関することとする。

3 立入調査

食品提供施設(1)～(3)を管轄する保健所等は、「施設調査票」(様式第1号)に基づき当該施設の立入調査を実施し、不備な事項があれば改善指導及びその履行確認を行う。

特に、弁当調理施設等危害度の高い施設又は衛生管理に不備が認められる施設については、立入調査時の施設の拭き取り検査及び食品の収去検査を実施する。

4 施設の拭き取り検査

保健所は、1食品提供施設(1)～(3)について、必要に応じてATP簡易測定器等を用いて拭き取り検査を実施し、その結果に基づき効果的に指導する。拭き取りは、包丁、まな板、冷蔵庫内、冷蔵庫取っ手、給水栓、スイッチ、ドアノブ(トイレを含む)等、主に食品又は手指が直接触れる箇所を対象とする。検査結果及び結果に基づく指導事項は、「ATP検査結果」(様式第2号)に記録する。洗浄後の汚染度が高い箇所については、適切な方法により洗浄後、再検査を行う。

5 食品検査

保健所は、食品提供施設(2)の営業者に対し自主検査の実施及び結果報告を指導するとともに、必要に応じて収去検査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

- (1) 対象食品
同大会期間中に提供される弁当・仕出し料理の副食(2品以上)
- (2) 時期
ア 冬季大会において食品を提供する施設
令和3(2021)年 9月～11月
イ 本大会・障害者スポーツ大会において食品を提供する施設
令和4(2022)年 4月～6月
- (3) 項目及び判定

旧「弁当及びびそうざいの衛生規範」に基づき、次の検査項目及び判定基準とする。

検査食品	検査項目	判定基準
卵焼、フライ等の加熱処理したもの	細菌数(生菌数)	検体1gにつき100,000以下であること
	大腸菌群	陰性であること
	黄色ブドウ球菌	陰性であること
サラダ、生野菜等の未加熱処理のもの	細菌数(生菌数)	検体1gにつき1,000,000以下であること

(4) 措置

- ア (3)の判定基準を超えた場合は、当該施設の立入調査を実施し、原因究明及び再発防止を指導する。
- イ 再発防止対策実施後、その効果を確認するため、再度の自主検査(必要に応じて収去検査実施)を指導する。

施設調査票

No. 1

調査年月日	令和 年 月 日	調査者
施設の名称		対応者
施設の所在地	〒	
業種		
調理従事者数	人	
使用水の種類	上水道・簡易水道・専用水道・井戸水・その他 ()	
滅菌装置	有 ・ 無	滅菌管理状況
遊離残留塩素濃度	mg/L (使用水の種類にかかわらず測定)	
手洗い設備		
清掃状況		
そ族昆虫対策 (虫・蜘蛛・黴)		
冷蔵庫・冷凍庫		
庫内温度		
衛生状態		
食品毎の区分		
洗浄消毒方法		
保管方法		
調理場内保管		
廃棄物		
排出経路		

No. 2

実施日	食品名	検査結果			判定
		一般細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	
					適・不適
調理従事者の検便		実施日： 令和 年 月 日 実施人数： 人 不適 人 結果： 適 人 (不適内容)			
検査	保管状況 (虫・黴)				
その他の確認・指示					
履行確認					

ATP検査結果

施設名 _____

① ATP測定結果			
実施日	実施箇所	1回目測定	2回目測定
/	(例) まな板	700 B	300 A
/			
/			
/			
/			
/			
/			
② 検査結果に基づく指導事項等			

ATP拭き取り検査判定基準 (参考)

検査場所	管理基準値 (RLU)		拭き取り方法
	合格A	不合格C	
手指	< 1,500	> 3,000	手のひら縦横、指の間、指先など
まな板	< 500	> 1,000	中央付近10cm四方
包丁	< 200	> 400	刃の両面、持ち手と刃の継ぎ目
調理台	< 200	> 400	表面5箇所の10cm四方
バット	< 200	> 400	汚れが残りやすい角部分
冷蔵庫取っ手	< 200	> 400	取っ手全体の内側外側

※ 平滑なもの(ガラス、ガラス等)：200RLU 凸凹のあるもの(傷つきやすいもの)：500RLU

拭き取りは、洗浄後、消毒・殺菌前に行うこと。
 拭き取りは、綿棒が軽くしなる程度の一定の圧力により行うこと。
 数値は、A (合格)、B (要注意)、C (不合格) の3段階で判定すること。
 判定がB又はCの場合は、再洗浄等を指導後、再度測定を行うこと。

収去検査結果						
実施日	検体内訳	加熱の有無	検査結果			判定
			一般細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
/		有・無				適・不適
検査結果に基づく指導事項等						

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 宿舎衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 環境衛生対策要項」に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、栃木県、会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する宿泊施設の衛生対策について必要な事項を定め、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）における宿舎衛生対策に万全を期することを目的とする。

2 実施内容

(1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

ア 営業宿泊施設の把握

栃木県保健福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び保健所（宇都宮市保健所も含む。以下同じ。）は、県委員会から次表のとおり管轄の保健所に提出される報告書により、旅館業法第3条の許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）の利用予定を把握する。

また、県外の施設については、県生活衛生課を通じ、関係自治体へ宿舎衛生指導の実施及び報告を依頼する。

なお、県委員会は、保健所に提出した報告書の写しを県生活衛生課へ回送する。

提出書類	提出方法
営業宿泊施設利用予定報告書 (様式第1号)	県委員会が管轄の保健所に提出 (冬) 令和3(2021)年2月末日まで (本・障) 令和3(2021)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

(冬)・・・国体冬季大会、(本・障)・・・国体本大会及び全国障害者スポーツ大会

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令等に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

ウ 監視指導

県生活衛生課及び保健所は、原則として両大会開催までに、旅館業法関係法令等に基づき、レジオネラ症防止対策等の監視指導を行い、指摘事項がある場合には、必要に応じて監視指導票等を営業者に交付する。また、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視指導を行う。

エ 宿舎衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課及び保健所と連携し、次により宿舎衛生講習会を両大会開催までに実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

両大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

令和3（2021）年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるように、日程及び会場の調整を行う。なお、県委員会及び会場地委員会が主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

3 実施報告

(1) 宿舍衛生講習会

会場地委員会は、この実施要領に基づく宿舍衛生講習会を実施した場合、その結果について、次表のとおり県委員会に報告し、県委員会は県委員会実施分と上記報告を合わせて、速やかに県生活衛生課に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
宿舍衛生講習会の実施報告書（様式第2号）	◆令和3（2021）年度中の実施結果 令和4（2022）年3月末日まで ◆令和4（2022）年度中の実施結果 実施後速やかに

(2) 宿舍衛生監視指導

保健所（宇都宮市保健所を除く。）は、この実施要領に基づく宿舍衛生監視指導の実施結果について、次表のとおり県生活衛生課に、宇都宮市保健所においては宇都宮市実行委員会に報告し、県生活衛生課及び宇都宮市実行委員会は、上記実施報告を速やかに県委員会に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
宿舍衛生監視指導実施結果報告書（様式第3号）	◆令和3（2021）年度中の実施結果 令和4（2022）年3月末日まで ◆令和4（2022）年度中の実施結果 実施後速やかに

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課及び宇都宮市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

営業宿泊施設以外の施設であって、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 宿泊施設充足対策要項に定める転用施設を配宿先として利用する場合、会場地委員会は管轄の保健所と協議の上、営業宿泊施設の取扱いに準じて宿舍衛生対策を実施する。

宿舎衛生監視指導実施結果報告書

保健所 _____

1 営業宿泊施設

種別	宿舎として利用される 対象施設数	監視指導件数	備考
ホテル・旅館			
簡易宿所			
計			

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 感染症対策実施要領

1 目的

この実施要領は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 防疫対策要項」に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、栃木県、会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する感染症対策に関して必要な事項を定め、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）における感染症の発生予防及びまん延防止を図る。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

両大会参加者等に対し、最新の感染症発生状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

イ 活動の内容

(ア) 県委員会

県委員会は、栃木県保健福祉部健康増進課（以下「県健康増進課」という。）と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成、市町村・関係団体等への配布・掲示
- b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等の県広報媒体を活用したPR
- c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 会場地委員会

会場地委員会は、保健所（宇都宮市保健所を含む。以下同じ。）及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
- b 広報誌、ホームページ等市町村広報媒体を活用したPR
- c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 衛生備品の配備

県委員会及び会場地委員会は、以下の分担により、各会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液やマスク等の衛生備品を配備する。

ア 県委員会

両大会の開・閉会式会場及びいちご一会とちぎ国体冬季大会の開始式・表彰式会場
いちご一会とちぎ大会の競技会場・練習会場

イ 会場地委員会

いちご一会とちぎ国体の競技会場・練習会場

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健所等は、両大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、必要に応じて感染の拡大防止のための指示・助言を行い、まん延の防止に努める。当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を行う。

(4) 緊急連絡体制の整備

両大会期間中における感染症の発生に備え、別記により緊急連絡体制を整備する。

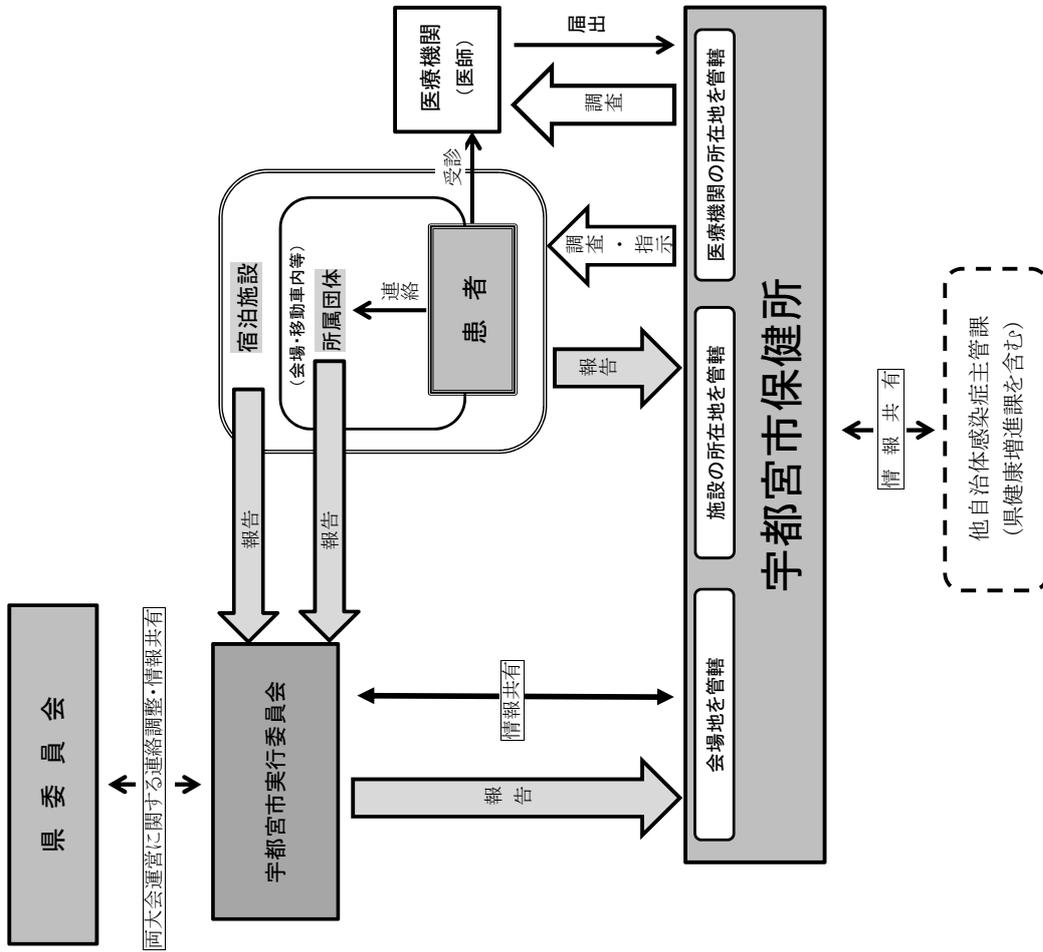
3 その他

(1) 両大会参加者等に食品を提供する施設に対する調理従事者の健康管理指導、食中毒発生時の対応等については、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 食品衛生対策実施要領」に定める。

(2) 新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等によるものとする。

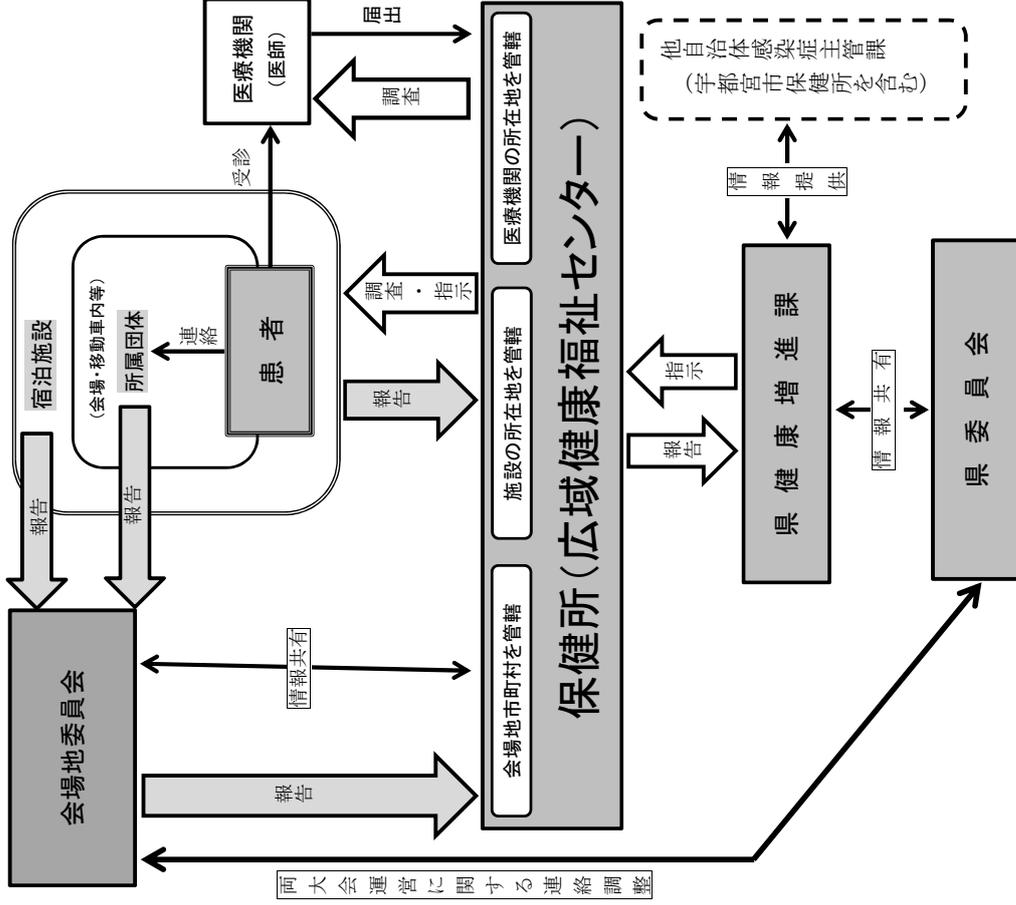
(3) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県健康増進課及び保健所が協議の上、別に定めるものとする。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(宇都宮市)



- ◆ 患者の宿泊施設又は所属団体は、直ちに宇都宮市保健所及び宇都宮市実行委員会に報告する。
- ◆ 宇都宮市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに宇都宮市保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、宇都宮市保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体に周知する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(宇都宮市を除く栃木県)



- ◆ 患者の宿泊施設又は所属団体は、直ちに管轄保健所及び会場地委員会に報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体に周知する。

感染症(疑いを含む)発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先 (感染症担当課)	管轄地域
県西健康福祉センター	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	TEL: 0289-62-6225 FAX: 0289-64-3059	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター	〒321-4305 真岡市荒町 116-1	TEL: 0285-82-3323 FAX: 0285-83-7003	真岡市、益子町 茂木町、市貝町 芳賀町
県南健康福祉センター	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1	TEL: 0285-22-1219 FAX: 0285-22-8403	小山市、栃木市 下野市、上三川町 野木町、壬生町
県北健康福祉センター	〒324-8585 大原市住吉町 2-14-9	TEL: 0287-22-2679 FAX: 0287-23-6980	大田原市、那須塩原市 矢板市、さくら市 那須烏山市、那須町 塩谷町、高根沢町 那珂川町
安足健康福祉センター	〒326-0032 足利市真砂町 1-1	TEL: 0284-41-5895 FAX: 0284-44-1088	足利市、佐野市
宇都宮市保健所 (宇都宮市保健予防課)	〒321-0974 宇都宮市竹林町 972	TEL: 028-626-1114 FAX: 028-626-1133	宇都宮市

◆ 県担当課及び実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
栃木県保健福祉部 健康増進課	〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20	TEL: 028-623-3089 FAX: 028-623-3920
栃木県国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課 宿泊・輸送担当 (県委員会事務局・衛生担当)	〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20	TEL: 028-623-3846 FAX: 028-623-3527

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「両大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

(1) 県実行委員会

- ア いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式、冬季大会開始式・表彰式
- イ いちご一会とちぎ大会 開・閉会式及び競技会

(2) 会場地委員会

- いちご一会とちぎ国体 競技会

3 弁当調製施設の選定

(1) 県委員会及び会場地委員会は、栃木県保健福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び関係する保健所の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

- ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。
- イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の大きさ、従業者数等に見合ったものであること。
- ウ 総合開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。
- エ 県委員会及び会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ別に定める。

(3) 県委員会及び会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

(1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設をいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会弁当調製施設名簿（様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。）により、次に定める期日までに管轄の保健所に報告するとともに、その写しを県委員会に提出する。

- ア 冬季大会で弁当調製を行う施設：令和3（2021）年5月末日
- イ 本大会で弁当調製を行う施設：令和3（2021）年9月末日

(2) 県委員会は、自ら選定した弁当調製施設を弁当調製施設名簿により、(1)に定める期日までに施設を管轄する保健所に報告するとともに、会場地委員会から提出のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿により県生活衛生課に提出する。

- (3) 県委員会及び会場地委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合、それぞれ(1)及び(2)に準じ速やかに追加分の弁当調製施設を報告する。
- (4) 県生活衛生課は、県委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不適当と認めたとき。
- (2) 会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取り消しの報告を受けた県委員会は、速やかに施設を管轄する保健所及び県生活衛生課に報告する。
- (3) 県委員会が選定を取り消したときは、速やかに施設を管轄する保健所及び県生活衛生課に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。
- (4) 県生活衛生課は、県委員会及び会場地委員会が選定の取り消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) あっせん弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（県委員会又は会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当のことをいう。）を提供する対象者は、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2) あっせん弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円（税抜）以内とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の献立

県委員会及び会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや栃木県産食材の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込み、受付及び発注等

- (1) あっせん弁当及び支給弁当の申込み、受付、発注等の手続きについては、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、申込みを受け付けたあっせん弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。

なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県委員会及び会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルゲン、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会及び会場地委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県委員会及び会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

10 弁当の保管及び引換

県委員会及び会場地委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県委員会及び会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会又は会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や保健所等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 弁当調製施設名簿

保健所長 様

令和 年 月 日

<対象となる大会の区分>

実行委員会

いちご一会とちぎ国体(冬季 スケート・アイスホッケー競技会)
いちご一会とちぎ国体(本大会)
いちご一会とちぎ大会(障スポ)

担当者(所属・氏名)

連絡先

番号	弁当調製施設(営業所)			営業者氏名 又は法人名	1日当たりの弁当調製能力(食)					発注予定数 (食)	発注予定日	配送先 会場名 (競技名)	備考
	名称	所在地	電話番号		通常	最大	国体・大会提供可能数						
							土曜	日曜	平日				

※「弁当調製施設(営業所)」欄には、食品衛生法による営業許可を受けた施設の名称、所在地、電話番号を記入してください。
 「営業者氏名又は法人名」欄には、食品衛生法による営業許可申請を行った営業者名(個人の場合は氏名、法人の場合は法人名)を記入してください。
 「1日当たりの弁当調製能力(食)」欄は、弁当調製施設に聞き取りの上、記入願います。
 「発注予定数(食)」欄には、最も発注数の多い日の予定数量を記入してください。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 弁当調製施設名簿【記入例】

〇〇保健所長 様

令和 年 月 日

<対象となる大会の区分>

〇〇市実行委員会

いちご一会とちぎ国体(冬季 スケート・アイスホッケー競技会)
○ いちご一会とちぎ国体(本大会)
いちご一会とちぎ大会(障スポ)

担当者(所属・氏名) 〇〇〇課 下野太郎

連絡先 028*-**-****-****

番号	弁当調製施設(営業所)			営業者氏名 又は法人名	1日当たりの弁当調製能力(食)					発注予定数 (食)	発注予定日	配送先 会場名 (競技名)	備考
	名称	所在地	電話番号		通常	最大	国体・大会提供可能数						
							土曜	日曜	平日				
1	とちまる屋弁当	〇〇市 〇〇1-2-3	028*-**-****	(株)とちまる食品	500	750	200	200	100	200	10/5~10/9	〇〇球場 (軟式野球)	
2	花子弁当	〇〇市 〇〇4-2-3	028*-**-****	栃木 花子	200	300	100	100	50	100	10/4	〇〇スタジアム (サッカー)	

※「弁当調製施設(営業所)」欄には、食品衛生法による営業許可を受けた施設の名称、所在地、電話番号を記入してください。
 「営業者氏名又は法人名」欄には、食品衛生法による営業許可申請を行った営業者名(個人の場合は氏名、法人の場合は法人名)を記入してください。
 「1日当たりの弁当調製能力(食)」欄は、弁当調製施設に聞き取りの上、記入願います。
 「発注予定数(食)」欄には、最も発注数の多い日の予定数量を記入してください。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等に係る弁当調製施設選定基準

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会弁当調達要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）総合開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式並びにいちご一会とちぎ大会（以下「大会」という。）開・閉会式及び競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

1 立地条件

栃木県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。
なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

2 衛生管理体制

- (1) 国体開催前の過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。
- (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票（平成16年4月1日付け食安発第0401001号）（令和2年度又は令和3年度発行のもの）における評価が80点以上であり、保健所の監視指導により一定以上の衛生管理ができていることが確認されていること。
- (4) 検食は、原材料（同一内容の食品を1回300食以上又は1日750食以上調製する場合）及び調理済み食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器（合成樹脂製の袋等）に入れ、-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、両大会の開催前に、検便検査の実施が可能であること。
なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌0157については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国体・大会開催期間中に加入できること。

3 弁当の調製能力

- (1) 調製能力が1日あたり最大200食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) 申出のあった提供可能数が、調製施設の大きさ、従業員数等に見合ったものであること。

4 対応能力

- (1) 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること

- (2) 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 県委員会が定める食材及び献立内容で調製できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示。）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会が指示する表示
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き及び持ち運び用の袋を提供できること。また、それらについて県委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 弁当の内容について「おしながき」の添付が可能であること。
- (7) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を納入できること。
- (8) 荷室の温度管理（10℃以下）が運転席等外部から行うことが可能な冷蔵車を使用するなど、適切な温度管理（10℃以下）を行い、県委員会が指示する時刻・場所に衛生的な運搬ができること。

また、配付終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理（10℃以下）、衛生管理を行えること。
- (9) 総合開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収ができること。
- (10) 荒天等により、総合開・閉会式、競技会等が変更又は開催中止となった場合に、弁当の調製及び納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。

いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項の改正

1 改正の趣旨

- (1) 令和2(2020)年、JRA(日本中央競馬会)施設の入厩要件から日本脳炎予防接種義務が削除されたことを受けて、公益社団法人日本馬術連盟は「馬インフルエンザ予防接種実施要領(検査・予防接種実施要領)」における日本脳炎予防接種義務についての項目を削除し令和2(2020)年4月1日から施行されたところである。それに伴い、「いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項」について、所要の改正を行うもの。
- (2) 県において行政手続きにおける押印を原則廃止することとしたことを踏まえ、届出・報告様式の押印欄を削除する。

2 主な改正点

- (1) 日本脳炎予防接種義務に係る項目(様式11、12も含む。)を削除する。
- (2) 様式4、5、9、10の押印欄を削除する。

3 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>3 防疫対策</p> <p>(2) 防疫検査</p> <p>家畜防疫員は、<u>参加馬</u>が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、<u>馬インフルエンザ予防接種に係る次の基準</u>を満たしていることを確認する。</p> <p>なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>3 防疫対策</p> <p>(2) 防疫検査</p> <p>家畜防疫員は、<u>出場馬</u>が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、<u>次に掲げる基準</u>を満たしていることを確認する。</p> <p>なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。</p> <p><u>ア 馬インフルエンザ予防接種</u></p> <p><u>(ア) 略</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p><u>(エ) 略</u></p> <p><u>イ 日本脳炎予防接種</u></p> <p><u>令和4(2022)年5月1日以降に2週間から2か月の間隔で2回のワクチン接種を受けていること。</u></p> <p><u>ただし、接種開始時期が同年4月30日以前の馬については、上記間隔で2回接種完了後、入厩までに更に1回追加接種すること。</u></p>

改正案		現行																																							
<p>(様式11)</p> <p style="text-align: right;">【本大会】</p> <p style="text-align: center;">令和4年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入・退厩(変更)申込書</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12. 入・退厩馬:</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>馬名</th> <th>登録番号</th> <th>馬名</th> <th>登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 様式11は、馬運車ごと別葉で作成すること。 ※ 日本馬術連盟乗馬登録証の裏表の写し、馬の検査・予防接種・薬浴・投票証明手帳(①表紙、②馬インフルエンザ予防接種の基礎・補強接種に至る全ての予防接種証明(創設)が記載されているページ)の写しを併せて提出のこと。</p> <p>※ 変更申込みの場合は、下記部分の記入は変更箇所のみで可とする。</p>	馬名	登録番号	馬名	登録番号	1	5			2	6			3	7			4	8			<p>(様式11)</p> <p style="text-align: right;">【本大会】</p> <p style="text-align: center;">令和4年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入・退厩(変更)申込書</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12. 入・退厩馬:</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>馬名</th> <th>登録番号</th> <th>馬名</th> <th>登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 様式11は、馬運車ごと別葉で作成すること。 ※ 日本馬術連盟乗馬登録証の裏表の写し、馬の検査・予防接種・薬浴・投票証明手帳(①表紙、②馬インフルエンザ予防接種の基礎・補強接種に至る全ての予防接種証明、③日本脳炎予防接種の令和4年度における接種が記載されているページ)の写しを併せて提出のこと。</p> <p>※ 変更申込みの場合は、下記部分の記入は変更箇所のみで可とする。</p>	馬名	登録番号	馬名	登録番号	1	5			2	6			3	7			4	8		
馬名	登録番号	馬名	登録番号																																						
1	5																																								
2	6																																								
3	7																																								
4	8																																								
馬名	登録番号	馬名	登録番号																																						
1	5																																								
2	6																																								
3	7																																								
4	8																																								
<p>(様式12)</p> <p style="text-align: right;">【本大会】</p> <p style="text-align: center;">令和4年 月 日</p> <p style="text-align: center;">予防注射確認票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>大綱囲み内をご記入ください</p> </div> <p>馬データ (略)</p> <p>馬インフルエンザ (略)</p> <p style="text-align: right;">日本脳炎</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">接種状況</th> <th colspan="2">実施年月日</th> <th rowspan="2">基準日</th> </tr> <tr> <th>(年)</th> <th>(月) (日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td></td> <td></td> <td>R4.5.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和4年5月1日以降に、 2週間から2か月の間隔で 2回接種</p>	接種状況	実施年月日		基準日	(年)	(月) (日)	1回目				2回目			R4.5.1	<p>(様式12)</p> <p style="text-align: right;">【本大会】</p> <p style="text-align: center;">令和4年 月 日</p> <p style="text-align: center;">予防接種確認票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>大綱囲み内をご記入ください</p> </div> <p>馬データ (略)</p> <p>馬インフルエンザ (略)</p> <p style="text-align: right;">日本脳炎</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">接種状況</th> <th colspan="2">実施年月日</th> <th rowspan="2">基準日</th> </tr> <tr> <th>(年)</th> <th>(月) (日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td></td> <td></td> <td>R4.5.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和4年5月1日以降に、 2週間から2か月の間隔で 2回接種</p>	接種状況	実施年月日		基準日	(年)	(月) (日)	1回目				2回目			R4.5.1												
接種状況		実施年月日			基準日																																				
	(年)	(月) (日)																																							
1回目																																									
2回目			R4.5.1																																						
接種状況	実施年月日		基準日																																						
	(年)	(月) (日)																																							
1回目																																									
2回目			R4.5.1																																						

いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策実施要領

1 趣旨

この要領は、いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項（以下「要項」という。）に基づき、馬術競技参加馬の防疫、健康管理等馬事衛生対策の実施に関し必要な事項を定める。

2 防疫対策

(1) 防疫対策に係る基準の周知

参加都道府県に対して、要項3（2）に定める基準（以下「防疫基準」という。）を周知するものとする。

(2) 事前確認

ア 参加都道府県に対して、「予防接種確認票」（要項様式12号）の提出にあわせて、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」（以下「健康手帳」という。）及び「日本馬術連盟乗馬登録証」（以下「登録証」という。）の写しを送付させるものとし、参加馬が防疫基準を満たしていることを事前に確認する。

イ 確認の結果、防疫基準を満たしていない場合は、基準を満たすよう参加都道府県に対して指導を行うものとする。

(3) 健康手帳等の確認及び馬体照合

ア 参加馬が会場に到着したときに受付所において「健康手帳」及び「登録証」の正本の提出を求め、事前に確認した写しと照合し、合致していることを確認する。

イ 参加馬の特徴を「登録証」の記載の特徴と照合し、合致していることを確認する。

ウ 確認の結果、合致しない場合は、馬事衛生本部において対応を検討する。

(4) 消毒

ア 消毒は、厩舎、馬洗い場、汚物堆積場について参加馬の到着前5日以内に動力噴霧器を使用して行う。

また、参加馬の退厩後直ちに、当該退厩馬の馬房の消毒を行う。

イ 馬運車の消毒のため、馬降所の入場口付近に車両消毒所を設置し、馬運車が到着したとき及び退厩の際に馬運車が再入場するときに、消毒マット等を使用して車体及びタイヤの消毒を行う。

また、参加都道府県に対して馬運車で馬糞清掃に使用した器具等の消毒を指導する。

なお、汚物収集車両、飼料運搬車両等厩舎地区に出入りする関係車両も馬運車と同様の方法で消毒を行うものとする。

ウ 参加馬の消毒のため、厩舎地区の参加馬の出入口に出場馬用の消毒マットを設置し、馬降所や競技会場と厩舎の間を移動する際に消毒マット上を歩行させることにより蹄底の消毒を行う。

エ 厩舎地区に立ち入る者の消毒のため、厩舎地区の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マットを、厩舎の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マット及び手指消毒薬を、手洗い場に手指消毒薬を設置し、靴底及び手指の消毒を行わせる。

(5) 病虫害の駆除

厩舎、汚物堆積場等において、病虫害が発生する恐れのある場合は、殺虫剤を散布する。

3 健康管理

(1) 健康検査

入厩時、馬体照合が終了した参加馬に対し、馬降所において健康検査を行う。

また、退厩日当日に厩舎において健康検査を行う。

(2) 健康観察

毎日、厩舎内を巡回し、ホースマネージャーが行った参加馬の健康観察及び体温測定の結果と当該馬の臨床状況を確認する。

また、必要に応じてホースマネージャーに対して健康管理の指導を行う。

(3) 異常が認められる場合の対応

健康検査及び健康観察で異常が認められる場合は、馬事衛生本部に報告のうえ、救護獣医師による診療、隔離厩舎への移動、伝染性疾病に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

(4) 馬診療

ア 馬診療所には、診療時間中、原則として救護獣医師2名を馬診療所に常駐させる。

また、診療時間外は、連絡体制を整備のうえ、会場近隣に宿泊所を確保し、救護獣医師1名を待機させる。

イ 救護獣医師は、参加都道府県の依頼により、参加馬に発生した疾患に対して応急手当及び緊急処置を行う。

なお、加療馬の競技への参加の適性に疑義があると判断したときは、馬事衛生本部に報告するほか、伝染性疾病が疑われる場合は、隔離厩舎への移動、伝染性疾病に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

また、加療馬の管理責任者が安楽死処置を依頼し、獣医師団の判定に基づき競技運営委員長が安楽死処置を認めた場合は、安楽死処置を行う。

競技実施中に事故馬が発生した場合の対応は、別に定める。

ウ 馬事衛生本部は救護獣医師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は馬診療所と馬事衛生本部、獣医師団、装蹄師等との連絡調整を行う。

エ 馬診療所に配備する医療機器、医薬品等は、栃木県獣医師会及び救護獣医師と協議のうえ定める。

(5) 装蹄

ア 装蹄所には、開所時間中、原則として大会装蹄師2名（次に定める出張所に待機させる大会装蹄師を含む。）を常駐させる。

また、競技実施中は、待機馬場へ急行できる場所に出張所を設置し、大会装蹄師1名を待機させる。

イ 大会装蹄師は、参加都道府県の依頼により、参加馬の落鉄に対する応急処置及び蹄鉄の深層、クランポン加工、パット等の装着、特殊蹄鉄等の装蹄業務を行う。

ウ 馬事衛生本部は大会装蹄師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は装蹄所と馬事衛生本部、獣医師団、救護獣医師等との連絡調整を行う。

エ 装蹄所に配備する装蹄用具、消耗品等は、栃木県馬術連盟及び大会装蹄師と協議のうえ定める。

4 入・退厩の調整

(1) 入・退厩計画の作成

参加都道府県から提出された「入・退厩（変更）申込書」（要項様式11号）に基づき、参加馬の入・退厩計画を作成する。

なお、必要に応じて、参加都道府県と入厩予定時刻等の調整を行う。

(2) 入・退厩時の連絡調整

馬輸送責任者から参加馬の輸送の出発時に入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等の連絡を受け、入・退厩計画と照合する。

退厩時は、馬輸送責任者と退厩時刻を調整し、退厩に伴って必要となる参加都道府県の手続き等の完了を確認する。

5 参加馬以外の馬との接触の防止

(1) 立入禁止区域の設置

馬事衛生本部は、参加馬以外の馬との接触を防止するため、参加馬の通路を定め、定められた通路以外に参加馬が立ち入らないよう徹底する。

(2) 防疫対策

参加馬と参加馬以外の馬の通路が重なる区域については、それぞれが使用する時間を割り振る。

なお、必要に応じて、それぞれの蹄底の消毒を行うための消毒マットを設置するなどの防疫対策を講じる。

6 飼料及び敷料

(1) 飼料

飼料は、参加都道府県に対し、事前に飼料の購入の斡旋の要否を確認し、斡旋を必要とする場合、購入する飼料の種類及び数量を照会し、取りまとめのうえ、販売業者に配送を依頼する。

配送された飼料は、それぞれの入厩時に配布する。

(2) 敷料

敷料は、大会期間中に必要と見込まれる量を注文し、入厩前に各馬房に敷き込むものとする。

入厩前の敷込みに使用したもの以外の敷料は、大会期間中、参加都道府県が使用できるよう敷料庫に保管する。

7 リハーサル大会への準用

この要領は、いちご一会とちぎ国体馬術競技リハーサル大会の馬事衛生対策の実施に準用する。

いちご一会とちぎ国体本大会 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体 医療救護基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護本部及び救護所の設置

県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に搬送する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。

いちご一会とちぎ国体冬季大会 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体 医療救護基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開始式及び表彰式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護本部及び救護所の設置

県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に搬送する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。

いちご一会とちぎ大会 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ大会 開催基本計画に基づき、いちご一会とちぎ大会（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、会場地市町村実行委員会、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務

県委員会が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式会場における医療救護
- (2) 競技会場及び練習会場における医療救護
- (3) 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- (4) 宿泊施設における医療救護

4 救護本部及び救護所の設置

県委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に搬送する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 医療救護実施要領

1 目的

この実施要領は、いちご一会とちぎ国体 医療救護要項、いちご一会とちぎ国体冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 医療救護要項及びいちご一会とちぎ大会 医療救護要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「とちぎ国体」という。）及びいちご一会とちぎ大会（以下「とちぎ大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が実施する医療救護に関して必要な事項を定める。

2 実施体制

県委員会は、医療救護業務を実施するため、救護本部及び救護所を設置し、救護所には救護班を配置するほか、必要に応じて移動救護班を配置する。なお、設置場所及び班の編制は、別に定める。

3 とちぎ国体の総合開・閉会式会場、とちぎ国体冬季大会の開始式・表彰式会場及びとちぎ大会の開・閉会式会場における医療救護

(1) 救護所の設置

- ア 救護活動及び式典に支障のないよう、適切な場所に適切な数の救護所を設置する。
- イ 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。
- ウ 救護所内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。
- エ 電話、ファクシミリ等通信機器、コピー機等を配備する。

(2) 救護班及び移動救護班の配置

- ア 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- イ 来場者数や会場の諸条件等を考慮し、必要に応じて移動救護班を編成し、配置する。
- ウ 救護班及び移動救護班に従事する医師、看護師等の編成は、医療機関、関係団体等の協力を得て行う。

(3) 救護本部、救護班及び移動救護班の業務

ア 救護本部

- (ア) 救護班及び移動救護班と連絡調整を行い、医療救護業務を統括する。
- (イ) 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、救急自動車等の出動を要請し搬送措置を講じるとともに、傷病者の所属する都道府県本部等に連絡する。
- (ウ) 当日の業務終了後、救護班及び移動救護班から提出された「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）、「移動救護対応記録」（様式第2号）及び「取扱傷病者一覧表」（様式第3号）を県委員会に提出する。

イ 救護班

- (ア) 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに、「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）に所定の事項を記入する。
- (イ) 医師等の判断により傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、救護本部に連絡する。
- (ウ) 医療機関に搬送する傷病者に対し、「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）を交付する。
- (エ) 当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」（様式第3号）を作成し、「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）（搬送する傷病者に原本を交付した場合はその控え）とともに救護本部に提出する。

ウ 移動救護班

(ア) 別に定める担当区域内を巡回し、傷病者の早期発見に努める。

(イ) 傷病者が発生した場合は、応急処置を行い、必要に応じて最寄りの救護所に搬送する。

(ウ) 当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」(様式第3号)を作成し、「移動救護対応記録」(様式第2号)とともに、救護本部に提出する。

(4) 医薬品等の配備

ア 救護所及び移動救護班に医薬品、医療機器、AED(自動体外式除細動器)等必要な物品を配備する。

イ ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(5) 救急搬送体制の確保

ア 関係機関と協議し、必要に応じ、救急自動車等を配備する。

イ 医療機関に搬送する必要がある傷病者の発生に備え、傷病者の受入れが円滑に行われるよう予め医療機関に協力を要請する。

(6) 医療救護業務従事者の研修等の実施

医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修等を実施する。

4 とちぎ大会の競技会場及び練習会場における医療救護

救護所の設置、救護班の業務その他の医療救護に必要な事項については、上記3に準じ、必要な医療救護体制を整備する。

5 県委員会主催のとちぎ国体・とちぎ大会関連イベントにおける医療救護

イベントの内容に応じ、必要な医療救護体制を整備する。

6 とちぎ大会の宿泊施設における医療救護

(1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、速やかに県委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

(2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢、連絡先、参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

7 その他

(1) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社栃木県支部の承諾を得ることとし、必要な手続を行う。

(2) 医療救護関係者の留意事項は、次のとおりとする。

ア 傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障のないよう配慮する。

イ 医療機関に搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。

ウ 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) とちぎ国体の総合開・閉会式リハーサル、とちぎ国体冬季大会の開始式及び表彰式リハーサル並びにとちぎ大会の開・閉会式リハーサル及び競技会に係るリハーサル大会における医療救護については、必要に応じ、この要領に準じて実施する。

FAX送信票

宛先	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 医療救護担当 宛	
	FAX番号 028-0000-0000	
医療機関名	担当者 (所属)	
住所	(氏名)	
TEL	FAX	

下記診療内容欄に記入後、この用紙を、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会まで当日中にFAXで送付ください。よろしくお願いいたします。

傷病名	
治療内容 使用医薬品	
診療内容	診療医師名
その他	

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。
TEL 028-0000-0000 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号	No.
-------	-----------	-----

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所	発行番号	No.
発症場所	発行日時	令和4年 月 日
	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他 ()	午前 時 分 午後 時 分
傷病者情報	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ()
	性別	男 女
住所連絡先	M・T・S・H・R	歳
	年 月 日 生	/
保険証所持の有無	都道府県名 ()	宿舎の名前
	(TEL) (携帯)	付添者
傷病内容	有 ・ 無	
受傷部位	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創	
発症(事故)原因		
心電処置の内容	体温	脈拍
	ハイタルカイン	°C
処置内容	既往歴	有 () 無 ()
	現病歴	服薬
処置内容	処置時間：午前・午後	時 分
使用医薬品		
備考		
搬送	有 ・ 無	救護所医師等氏名

搬送先医療機関 担当医 様
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和4年 月 日
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
会長 福田 富一

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会に返送することについては、個人情報保護の観点に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄 (署名)

取扱傷病者一覧表

月 日

(移動) 救護班

区分	救護班及び移動救護班取扱傷病者数				医療機関への搬送者数					
	選手	監督	役員	観客	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害										
感冒										
貧血										
頭痛										
熱中症										
疲労										
眼症										
耳症										
打撲										
捻挫										
骨折										
脱臼										
筋腱断裂										
(挫・切・裂) 創										
歯牙の外傷										
その他										
男計										
女計										
合計										

※ この様式は、一日の業務終了後に救護班及び移動救護班が集計し記載すること。

移動救護()対応記録

月 日

No.	時間	場所	区分	傷病者情報	傷病内容	対応
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他()	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他()	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他()	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他()	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他()	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		

いちご一会とちぎ国体 会場地市町村医療救護業務指針

1 目的

この指針は、いちご一会とちぎ国体 医療救護要項及びいちご一会とちぎ国体冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 医療救護要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が実施する医療救護の基本的事項を定めることにより、業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施体制

会場地委員会は、医療救護業務を実施するため、競技会場に救護所を設置し、救護所には救護班を配置する。

また、必要に応じて救護本部を設置し、医療救護業務を統括する。

3 関係機関等との連携

会場地委員会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、医療機関、地元消防署その他の関係機関・団体の協力を得て業務を実施する。

4 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

ア 救護活動及び競技に支障のないよう、競技会場の適切な場所に救護所を設置する。

イ 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。

ウ 救護所内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

エ 電話、ファクシミリ等通信機器、コピー機等を配備する。

(2) 救護班の配置

ア 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた班編成とする。

イ 救護班に従事する医師、看護師等の編成は、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議の上、医療機関、関係団体等の協力を得て行う。

(3) 救護班の業務

ア 応急処置

(ア) 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）に所定の事項を記入する。

(イ) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、救急自動車等の出動を要請するなどの措置を講じるとともに、速やかに会場地委員会に報告する。

(ウ) 医療機関に搬送する傷病者に対し、「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）を交付する。

イ 記録・報告等

当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」（参考様式第2号）を作成し、「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）（搬送する傷病者に原本を交付した場合はその控え）とともに会場地委員会に提出する。

- (4) 医薬品等の配備
 - ア 救護所に、当該会場の競技特性等を勘案の上、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）等必要な物品を配備する。
 - イ ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (5) 救急搬送体制の確保
 - ア 地元消防署と協議し、必要に応じ、競技会場に救急自動車等を配備する。
 - イ 医療機関に搬送する必要がある傷病者の発生に備え、傷病者の受入れが円滑に行われるよう予め医療機関に協力を要請する。
- (6) 医療救護業務従事者の研修等の実施
 - 医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修等を実施する。

5 練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおいても、必要に応じて、上記4に準じ、必要な医療救護体制を整備する。なお、会場に救護所を設置しない場合においても、係員等を配置するなど、連絡や応急手当を行える体制を整える。

6 宿泊施設における医療救護

- (1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底
 - 傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、速やかに会場地委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。
- (2) 搬送情報の把握
 - 傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢、連絡先、参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

7 県委員会への報告

大会期間中に入院患者が発生した場合は速やかに「入院患者発生速報」（参考様式第3号）により、県委員会に報告する。
また、全競技終了後、「取扱傷病者一覧表」（参考様式第2号）を競技会場ごとに取りまとめ、県委員会に報告する。

8 その他

- (1) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社栃木県支部の許諾を得ることとし、県委員会を通じて必要な手続きを行う。
- (2) 医療救護関係者の留意事項は、次のとおりとする。
 - ア 傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障のないよう配慮する。
 - イ 医療機関に搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。
 - ウ 傷病者のプライバシーの保護に努める。
- (3) この指針は、競技別リハーサル大会における医療救護について、準用するものとする。
- (4) この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

FAX送信票

宛先	いちご一会とちぎ国体〇〇〇〇実行委員会 医療救護担当 宛 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
----	--

医療機関名	担当者 (所属)
住所	(氏名)
TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙をいちご一会とちぎ国体〇〇〇〇実行委員会まで当日中にFAXで送付くださいますようお願いいたします。

傷病名	
治療内容 使用医薬品	
診療内容	診療医師名
その他	

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 いちご一会とちぎ国体〇〇〇〇実行委員会

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号	No.
-------	-----------	-----

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所	発行番号	No.
発症場所	発行日時	令和4年 月 日 午前 時 分 午後
	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他 ()	選手・監督・役員・観客 その他 ()
傷病者情報	参加区分	/
	性別 男 女 年齢 M・T・S・H・R 歳	競技名/会場名
住所 連絡先	都道府県名 ()	宿舍の名前
	(TEL) (携帯)	付添者 (携帯) - - -)
保険証所持の有無	有 . 無	
傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創)	
受傷部位		
発症(事故)原因		
心 急 処 置 の 内 容	体温	脈拍
	°C	mmHg
ハイタルサイン	服薬	有 () 無
現病歴		
既往歴		
処置内容	処置時間：午前・午後 時 分	
使用医薬品		
備考		
搬送	有・無	救護所医師等氏名

搬送先医療機関 担当医 様

いちご一会とちぎ国体において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和4年 月 日
いちご一会とちぎ国体〇〇〇〇実行委員会
会長 〇〇〇〇

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からいちご一会とちぎ国体〇〇〇〇実行委員会に返送することについては、個人情報保護の観点に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄 (署名)

入院患者発生速報

令和4年月日 午前・午後 時 分

宛先	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 医療救護担当 宛 FAX: 028-623-3527	
会場地委員会名	競技会場名	報告者氏名

患者	ふりがな氏名	男 女	参加区分	選手、監督、役員、観客、その他
	都道府県名	年 月 日生	競技種目	
宿舎名				
発生時間	月 日 ()	午前 午後	時 分	
発生場所				
発生原因及び状況				
症状				
競技参加の支障の有無				
入院先医療機関名				
使用医薬品				
備考				

取扱傷病者一覧表

月 日 会場地 競技名

区分	救護所取扱傷病者数				医療機関移送者の数					
	選手	監督	役員	観客	計	選手	監督	役員	観客	計
胃腸障害	男									
	女									
感冒	男									
	女									
貧血	男									
	女									
頭痛	男									
	女									
熱中症	男									
	女									
疲労	男									
	女									
眼症	男									
	女									
耳症	男									
	女									
打撲	男									
	女									
捻挫	男									
	女									
骨折	男									
	女									
脱臼	男									
	女									
筋腱断裂	男									
	女									
(挫・切・裂)	男									
	女									
創	男									
	女									
歯牙の外傷	男									
	女									
その他	男									
	女									
男計										
女計										
合計										

※この様式は、1日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

いちご一会とちぎ国体本大会 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会及び会場地委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 駐車場対策

(1) 総合開・閉会式会場駐車場

総合開・閉会式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(2) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式

県委員会は、総合開・閉会式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

いちご一会とちぎ国体冬季大会 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 開始式・表彰式輸送

開始式・表彰式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会及び会場地委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 駐車場対策

(1) 開始式・表彰式会場駐車場

開始式・表彰式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(2) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

(1) 開始式・表彰式

県委員会は、開始式・表彰式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(3) 積雪、凍結等への対応

県委員会及び会場地委員会は、スリップ等による交通事故や走行不能を防止するため、使用車両にスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等を装着又は携行するとともに、積雪、凍結などの路面状況や天候等に応じた走行に留意する等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所等において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

いちご一会とちぎ大会 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第22回全国障害者スポーツ大会の実施競技（オープン競技を除く。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）並びに関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 開・閉会式輸送

開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送（公式練習における輸送及び指定乗降地（県委員会が設定する来県時の下車駅及び離県時の乗車駅をいう。）と宿舎の間の輸送を含む。）は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、県委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 駐車場対策

(1) 開・閉会式会場駐車場

開・閉会式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(2) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、県委員会が会場地委員会の協力を得て十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会又は会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

県委員会は、開・閉会式及び各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所等において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会が別に定める。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
開・閉会式等自主警備業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、いちご一会とちぎ国体警備・消防防災基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、冬季大会開始式・表彰式及びいちご一会とちぎ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(実施機関)

第2条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

第2章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【栃木県総合運動公園】 ・栃木県総合運動公園敷地内及び周辺 ・その他関係施設
いちご一会とちぎ国体 総合開 会 式	令和4(2022)年 10月1日(土)	
いちご一会とちぎ国体 総合閉 会 式	令和4(2022)年 10月11日(火)	【荒天時】 ・未定
いちご一会とちぎ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
いちご一会とちぎ大会 開 会 式	令和4(2022)年 10月29日(土)	
いちご一会とちぎ大会 閉 会 式	令和4(2022)年 10月31日(月)	

事前警戒・警備	令和4(2022)年 9月中旬(予定) ～9月30日(金) 令和4(2022)年 10月中旬(予定) ～10月28日(金)	
---------	--	--

(組織及び任務)

第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表(別表)のとおり編成し、本部員及び警戒員(以下「本部員等」という。)に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第5条 警備消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関及び実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 実施場所の把握

効果的に自主警備活動を行い、迅速に現場へ急行できるよう、実地踏査により、開・閉会式会場の入退場経路などの状況、施設の規模、構造、収容能力、非常口、避難経路、避難場所等を把握する。

(2) 事前警戒・警備

ア 仮設物の転倒や損壊の防止、会場内への不審者の侵入防止及び不審物件の発見のため事前の警戒・警備を行う。

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操作により飛行させることができる無人航空機(以下「無人航空機」という。)による犯罪行為や妨害行為を未然に防止するため、警察と連携して対策を講じる。

ウ 来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、あらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講じるとともに、警察と連携して車両の突入を阻止する対策を講じる。

(3) 交通誘導整理

ア 駐車許可証等確認場所において、関係車両に対し駐車許可証等の有無を確認する。

なお、駐車許可証等を携帯していない車両については、許可の有無を確認の上、必要に応じて許可証の再発行を行う。

イ 両大会関係車両に対し、指定駐車場への案内・誘導を行う。

ウ 一般車両が両大会関係車両駐車場へ進入することを防止する。また、通行規制を行う場合は、通行規制場所において迂回路の指示を行う。

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる違法駐車車両を発見したときは、運転手に対して移動を要請する。要請に応じない場合又は運転手不在の場合は、警察へ車両の排除を要請する。

オ 歩行者の安全を確保するため、会場直近の交差点等において交通の誘導整理を行う。

(4) 会場内外通行管理

ア 来場者種別に応じた動線案内及び通行誘導を行う。

イ 両大会参加者以外の一般通行者に対して、立入制限場所及び迂回路を案内する。

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両及び人員を確認し、歩行者との接触事故を防止するための通路を確保する。

エ IDカード、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場券の案内・整理を行う。

(5) 雑踏警備

ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、アプローチデッキ、各入場口など人の滞留や混雑が予想される場所において、来場者の誘導を行うとともに、所要時間等を広報し、焦燥感の軽減を図る。

イ 駆け足、押し合い等による転倒等の事故を防止するため、動線別の案内、誘導を行うとともに、階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所については、資器材を活用して注意喚起を行う。

ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等、状況に応じた適切な措置を行う。

(6) 会場入退場者管理

ア 開・閉会式会場に入場管理エリアを設定し、IDカード等を所持していない者の入場を禁止する。

イ 入場管理エリア内に入場する来場者のIDカード等を確認するため、入場管理エリアの入口にIDカード等確認場所を設置する。本部員等は、IDカード等の確認及び本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ 式典会場の入口に金属探知器検査及び手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開・閉会式等会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物品（以下「持込禁止物」という。）の発見を行う。

エ 持込禁止物を式典会場内に持ち込ませないため、持込禁止物一時預かり所及び飲料移し替え所（以下「一時預かり所等」という。）を設置する。本部員等は、一時預かり所等を適切に管理運営する。

オ 式典会場における途中退場者に対して、再入場時に手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときには確実に手荷物検査等を行う。

カ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間毎に確認し、会場内の来場者を管理する。

(7) 不審者、不審物件等に対する警戒

ア 本部員等は、不審者、不審物件、不審車両、無人航空機等を認知又は発見したときは速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

イ 本部員等は、会場管理運営要綱で定める開・閉会式会場内において禁止する行為を行う者に対し、注意・警告等を行い、従わない場合は退場させる。

ウ 本部員等は、犯罪行為や妨害行為をした者又はしようとする者を認知又は発見したときは、速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

(8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物及び拾得物を発見又は届け出があったときは、速やかに警備消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

(事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 本部員等は、事案等を認知又は発見したときは、警備消防防災本部へ事案等の概要を報告する。

イ 報告を受けた警備消防防災本部は、直ちに本部員等を現場に派遣し、当該事案等の事実確認、状況把握を行うとともに、自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援、周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧、収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部及び自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講じる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 両大会参加者の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ) 可能な範囲で事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。
なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動

を呼びかける。

(オ) 現場に通じる緊急車両の通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

ウ 犯罪等予告に対する対応

警備消防防災本部は、犯罪、爆破等の予告など犯罪情報を入手した場合は、速やかに自主警備関係機関に通報するとともに、協力して対応する。この際、両大会参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第8条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第9条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」(様式第1号)、「通信記録」(様式第2号)及び「事件・事故等発生状況報告書」(様式第3号)により記録する。

(通信連絡)

第10条 警備消防防災本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

第3章 冬季大会開始式・表彰式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第11条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
スケート・アイスホッケー 競 技 会 開 始 式	令和4(2022)年 1月24日(月)	【日光市】 ・日光市今市文化会館及び周辺
事 前 警 戒 ・ 警 備	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	
ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月28日(金)	【日光市】 ・観光ホテル日光千姫物語及び周辺
ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月30日(日)	
事 前 警 戒 ・ 警 備	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	

(活動要領)

第12条 自主警備体制及び活動要領は、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第4章 いちご一会とちぎ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第13条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和4(2022)年 10月28日(金) ～10月31日(月) (公式練習日含む) ※実施本部等が必要 と認める場合は、上 記実施期日以外の事 前警戒・警備に係る 期間を含むものとす る。	<p>【宇都宮市】</p> <p>○カンセキスタジアムとちぎ[陸上競技(身・知)]</p> <p>○栃木県総合運動公園屋内水泳場[水泳(身・知)]</p> <p>○栃木県総合運動公園メインアリーナ [バスケットボール(知)]</p> <p>○宇都宮市清原体育館 [バレーボール(身)]</p> <p>○宇都宮市体育館 [バレーボール(知)]</p> <p>○宇都宮市屋板運動場運動広場 [グラウンドソフトボール(身)]</p> <p>【足利市】</p> <p>○足利スターレーン [ボウリング(知)]</p> <p>○足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場 [フットベースボール(知)]</p> <p>【栃木市】</p> <p>○栃木市総合運動公園陸上競技場 [フライングディスク(身・知)]</p> <p>【佐野市】</p> <p>○佐野市アリーナたぬま [バレーボール(精)]</p> <p>【鹿沼市】</p> <p>○TKCいちごアリーナ [卓球(身・知・精)] (サウンドテーブルテニス(身)を含む)</p> <p>【小山市】</p> <p>○栃木県立県南体育館 [車いすバスケットボール(身)]</p> <p>【真岡市】</p> <p>○真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場1 [サッカー(知)]</p> <p>【大田原市】</p> <p>○美原公園野球場・第2球場 [ソフトボール(知)]</p> <p>【那須塩原市】</p> <p>○三和住宅にしなすのスポーツプラザ体育館 [ボッチャ(身)]</p>

		<p>【那須烏山市】</p> <p>○那須烏山市緑地運動公園多目的競技場 [アーチェリー (身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(活動要領)

第 14 条 自主警備体制及び活動要領は、第 2 章の規定を準用し、会場地市と協議の上、協力して整備する。

第 5 章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第 15 条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第 16 条 自主警備業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

第 6 章 雑則

(委任)

第 17 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

様式第1号 (第9条関係)

開・閉会式等自主警備業務記録

行 事 名	国体事前警備・開・閉会式総合リハーサル・総合開会式・総合閉会式 大会事前警備・開・閉会式リハーサル・開会式・閉会式・競技() 冬季開始式・スケート表彰式・アイスホッケー表彰式			
	実 施 日 時	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
記 録 者	発生日時			(当日勤務員の代表者が記名)
	発生場所			
1	事案内容			
	措 置			
	発生日時			
2	発生場所			
	事案内容			
3	措 置			
	発生日時			
備 考	発生場所			
	事案内容			
備 考	措 置			

別表 (第4条関係)

警備消防防災本部編成表

編 成	業 務 内 容
警備消防防災本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用 ○ その他重大な事案対応
警備消防防災班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備消防防災本部の運営 ○ 実施本部各班との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 事案等情報収集 ○ 業務内容の記録 ○ 教育訓練 ○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時における活動 ・ 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応 ・ 事件事故等発生時における対応 ・ 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応
本 部 員 ・ 警 戒 員 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気等使用予防管理 ・ 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導 ・ 平常時における活動 ・ 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保 ・ 緊急車両の配備 ・ 火災等発生時における対応 ○ 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動

- ※1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。
- ※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。
- ※3 「本部長」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。
「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、いちご一会とちぎ国体警備・消防防災基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、冬季大会開始式・表彰式及びいちご一会とちぎ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制及び活動要領について定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるもののほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第3条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び各施設管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

第2章 火災等予防管理

(火気等使用予防管理)

第4条 実施本部は、火災予防及び災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の指定

喫煙場所、火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、指定する。

(2) 各施設管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備機器等の設置又は変更

ウ 式典等における火気の使用

エ 催物施設整備での火気の使用

オ 臨時売店における火気の使用

カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(遵守事項)

第5条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
- (2) 電熱器、ガス器具等の火気設備器具は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
- (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備器具は確実に点検を行って安全を確認すること。
- (5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 両大会に関係するすべての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

第3章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第6条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【栃木県総合運動公園】 ・栃木県総合運動公園敷地内及び周辺 ・その他関係施設
いちご一会とちぎ国体 総 合 開 会 式	令和4(2022)年 10月1日(土)	
いちご一会とちぎ国体 総 合 閉 会 式	令和4(2022)年 10月11日(火)	【荒天時】 ・未定
いちご一会とちぎ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
いちご一会とちぎ大会 開 会 式	令和4(2022)年 10月29日(土)	
いちご一会とちぎ大会 閉 会 式	令和4(2022)年 10月31日(月)	
事 前 予 防 ・ 点 検	令和4(2022)年 9月中旬(予定) ～9月30日(金) 令和4(2022)年 10月中旬(予定) ～10月28日(金)	

(組織及び任務)

第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表（別表1）のとおり編成し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

- 2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する「臨時消防防災組織」（別表2）を編成する。

(関係機関等との連携)

第8条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関及び各施設管理者と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第9条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火戸付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難口誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、点検結果を「予防管理・点検・措置結果報告書」（様式第1号）により警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班及び消防防災関係機関に連絡を行うとともに、是正・改善を行う。

(緊急車両の配備)

第10条 警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上定める。

(火災等発生時における対応)

第11条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

- ア 火災等の情報又は発生の報告を受領したときは、その報告内容を「通信記録」(様式第2号)に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。
- イ 火災等の発生を確認した場合は、直ちに消防防災関係機関に通報するとともに、「火災等発生状況報告書」(様式第3号)により火災等の内容を把握する。
- ウ 把握した火災等の状況に応じて、実施本部救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行う。

(2) 初期対応

- ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。
 - (ア) 本部員等を現場に派遣し、消防防災関係機関による消火活動等への支援を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編成し、運用する。
 - (イ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報を収集し、逐次、実施本部、消防防災関係機関等に通報・連絡を行う。
 - (ウ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報・連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。
 - (エ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。
- イ 本部員等は、次の初期対応を行う。
 - (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行う。負傷者がいる場合は、救護活動を優先する。
 - (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導を行う。
 - (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動等に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理を行う。
 - (エ) 可能な範囲で火災等に係る目撃者、参考人等の確保に努める。
 - (オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。
 - (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4) 救急・救助活動

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関や実施本部救護担当班の救護活動を支援する。

(非常放送)

第12条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 非常放送の対応

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ各施設管理者と協議する。

(2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第13条 避難場所は、関係機関と調整のうえ決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第14条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第15条 警備消防防災本部、消防防災関係機関等との通信連絡体制は、別に定める。

第4章 冬季大会開始式・表彰式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第16条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
スケート・アイスホッケー 競 技 会 開 始 式	令和4(2022)年 1月24日(月)	【日光市】 ・日光市今市文化会館及び周辺
事 前 予 防 ・ 点 検	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	
ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月28日(金)	【日光市】 ・観光ホテル日光千姫物語及び周辺
ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月30日(日)	
事 前 予 防 ・ 点 検	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	

(活動要領)

第 17 条 消防防災体制及び活動要領は、第 3 章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第 5 章 いちご一会とちぎ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第 18 条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和 4 (2022) 年 10 月 28 日 (金) ～10 月 31 日 (月) (公式練習日含む) ※実施本部等が必要 と認める場合は、上 記実施期日以外の事 前予防・点検に係る 期間を含むものとす る。	【宇都宮市】 ○カンセキスタジアムとちぎ [陸上競技 (身・知)] ○栃木県総合運動公園屋内水泳場 [水泳 (身・知)] ○栃木県総合運動公園メインアリーナ [バスケット ボール (知)] ○宇都宮市清原体育館 [バレーボール (身)] ○宇都宮市体育館 [バレーボール (知)] ○宇都宮市屋板運動場運動広場 [グランドソフトボ ール (身)] 【足利市】 ○足利スターレーン [ボウリング (知)] ○足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場 [フット ベースボール (知)] 【栃木市】 ○栃木市総合運動公園陸上競技場 [フライングディ スク (身・知)] 【佐野市】 ○佐野市アリーナたぬま [バレーボール (精)] 【鹿沼市】 ○TKCいちごアリーナ [卓球 (身・知・精)] (サウンドテーブルテニス (身) を含む) 【小山市】 ○栃木県立県南体育館 [車いすバスケットボール (身)] 【真岡市】 ○真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場 1 [サッ カー (知)] 【大田原市】 ○美原公園野球場・第 2 球場 [ソフトボール (知)] 【那須塩原市】 ○三和住宅にしなすのスポーツプラザ体育館 [ボッ

		チャ(身) 【那須烏山市】 ○那須烏山市緑地運動公園多目的競技場 [アーチェリー(身)] ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。
--	--	--

(活動要領)

第19条 消防防災体制及び活動要領は、第3章の規定を準用し、会場地市と協議の上、協力して整備する。

第6章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第20条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第21条 消防防災業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における消防防災業務に関すること。
- (2) 警備消防防災本部及び臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- (3) 火災等の情報収集、伝達及び通報に関すること。
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
- (5) 通信機器の取扱いに関すること。
- (6) その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

第7章 雑則

(委任)

第22条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表1 (第7条関係)

警備消防防災本部編成表

編 成	業 務 内 容
警備消防防災本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用 ○ その他重大な事案対応
警備消防防災班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備消防防災本部の運営 ○ 実施本部各部各班との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 事案等情報収集 ○ 業務内容の記録 ○ 教育訓練 ○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時における活動 ・ 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応 ・ 事件事故等発生時における対応 ○ 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応 ○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気等使用予防管理 ・ 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導 ・ 平常時における活動 ・ 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保 ・ 緊急車両の配備 ・ 火災等発生時における対応
本 部 員 ・ 警 戒 員 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動

- ※1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。
- ※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。
- ※3 「本部長」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

別表2 (第7条関係)

臨時消防防災組織編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班 編 成	業 務 内 容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括 ○ 火災等の情報分析、被害予測 ○ 避難指示 ○ 被害状況、応急措置等の記録
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の情報収集 ○ 会場施設の被害情報収集 ○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整 ○ 実施本部各班内の実施本部長及び警戒員への連絡調整
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場施設の被害状況の確認 ○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安管理
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救助活動 ○ 負傷者の搬送
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
交 通 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各 班 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援 ○ その他特命事項の処理

火災等発生状況報告書

認知日時	令和4(2022)年 月 日 () 時 分
認知状況等	<p>【認知状況】 現認 ・ 認知 (口頭 ・ 有線 ・ 携帯 ・ 無線)</p> <p>【通報者等入定事項】</p> <p>※住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)を最低限記載(聴取)</p>
火災等の概要	
発生日時	令和4(2022)年 月 日 () 時 分頃
発生場所	
被害種別	火災 ・ その他 ()
被害状況	
〔二次災害の有無〕	
負傷者等 (人定別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者(有・無) 名 (男性 人・女性 人) ・負傷程度
被害物品等	<ul style="list-style-type: none"> ・被害物品 (有・無) ・被害程度・範囲
備考	
措置	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の搬送= 有 ・ 無 搬送先病院名等を記載： () ・消防防災関係機関への連絡= 有 ・ 無 警察、消防、自衛消防組織等を記載： () ・出動人員 名 [内訳：本部 名、自衛消防組織 名、消防 名] ・消防車 台 ・ 放水の有無= 有 ・ 無 ・その他
報告年月日	令和4(2022)年 月 日 ()
報告者	現場臨場者 (役職・氏名) 他 氏名 警備消防本部 班 氏名

※ 負傷者の入定事項については、備考欄又は別紙(様式自由)に記載添付する。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、いちご一会とちぎ国体警備・消防防災基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、冬季大会開始式・表彰式及びいちご一会とちぎ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象、火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロなどの突発的な事案であって、死傷者等を伴い社会的反響の大きい事案又は死傷者等を伴うおそれがあり大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 両大会開・閉会式会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【栃木県総合運動公園】 ・栃木県総合運動公園敷地内及び周辺 ・その他関係施設
いちご一会とちぎ国体 総 合 開 会 式	令和4(2022)年 10月1日(土)	
いちご一会とちぎ国体 総 合 閉 会 式	令和4(2022)年 10月11日(火)	【荒天時】 ・未定

いちご一会とちぎ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
いちご一会とちぎ大会 開 会 式	令和4(2022)年 10月29日(土)	
いちご一会とちぎ大会 閉 会 式	令和4(2022)年 10月31日(月)	
事 前 警 戒	令和4(2022)年 9月中旬(予定) ～9月30日(金) 令和4(2022)年 10月中旬(予定) ～10月28日(金)	

(警戒措置)

第4条 警備消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認及び避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮、避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止、機器等の運転の安全確認
- (7) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）、消防、警察、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- (8) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第5条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策、会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関、県・関係市町災害対策本部等との密接な連携及び情報共有
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

(特別緊急災害対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがあり、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、別表のとおり「特別緊急災害対策本部」(以下「特別緊急本部」という。)を編成する。

2 特別緊急本部設置時の連絡・通信体制は、別に定める。

(県防災組織との関係)

第7条 実施本部は、大規模災害等の発生又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部署の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合には、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(避難場所)

第8条 避難場所は、関係機関と調整のうえ決定する。

第3章 冬季大会開始式・表彰式会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第9条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
スケート・アイスホッケー 競 技 会 開 始 式	令和4(2022)年 1月24日(月)	【日光市】 ・日光市今市文化会館及び周辺
事 前 警 戒	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	
ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月28日(金)	【日光市】 ・観光ホテル日光千姫物語及び周辺
ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月30日(日)	
事 前 警 戒	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	

(活動要領)

第10条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第4章 いちご一会とちぎ大会の競技会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第11条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和4(2022)年 10月28日(金) ～10月31日(月) (公式練習日含む) ※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒に係る期間を含むものとする。	【宇都宮市】 ○カンセキスタジアムとちぎ [陸上競技 (身・知)] ○栃木県総合運動公園屋内水泳場 [水泳 (身・知)] ○栃木県総合運動公園メインアリーナ [バスケットボール (知)] ○宇都宮市清原体育館 [バレーボール (身)] ○宇都宮市体育館 [バレーボール (知)] ○宇都宮市屋板運動場運動広場 [グランドソフトボール (身)] 【足利市】 ○足利スターレーン [ボウリング (知)] ○足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場 [フットベースボール (知)] 【栃木市】 ○栃木市総合運動公園陸上競技場 [フライングディスク (身・知)] 【佐野市】 ○佐野市アリーナためま [バレーボール (精)] 【鹿沼市】 ○TKCいちごアリーナ [卓球 (身・知・精)] (サウンドテーブルテニス (身) を含む) 【小山市】 ○栃木県立県南体育館 [車いすバスケットボール (身)] 【真岡市】 ○真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場1 [サッカー (知)] 【大田原市】 ○美原公園野球場・第2球場 [ソフトボール (知)] 【那須塩原市】 ○三和住宅にしなすのスポーツプラザ体育館 [ボッチャ (身)] 【那須烏山市】 ○那須烏山市緑地運動公園多目的競技場 [アーチェリー (身)] ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実

		<p>施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(活動要領)

第 12 条 大規模災害等の対策については、第 2 章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第 5 章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第 13 条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第 14 条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特別緊急本部の組織編成に関すること。
- (2) 本実施計画の周知及び大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- (3) 大規模災害等情報の収集、伝達及び通信要領に関すること。
- (4) 救出救護、避難誘導及び広報活動に関すること。
- (5) その他大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

第 6 章 雑則

(委任)

第 15 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

特別緊急災害対策本部編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班 編 成	業 務 内 容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部の指揮、運用、総括 ○ 火災、その他災害の情報分析、被害予測 ○ 避難指示 ○ 被害状況、応急措置等の記録
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、その他災害の情報収集 ○ 会場施設の被害情報収集 ○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整 ○ 実施本部各部各班内の実施本部員及び警戒員への連絡調整
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場施設の被害状況の確認 ○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安全管理
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救助活動 ○ 負傷者の搬送
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
交 通 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各 班 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援 ○ その他特命事項の処理

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等会場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開・閉会式、冬季大会の開始式・表彰式（以下「開・閉会式等」という。）の会場における秩序の保持と式典の円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開・閉会式等関連会場

開・閉会式等を実施するため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が使用する区域をいう。

(2) 入場管理エリア

開・閉会式等関連会場のうち、IDカード、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。

(3) 式典会場

開・閉会式等の式典が行われる区域をいう。

(管理運営者)

第3条 開・閉会式等関連会場の管理運営者は、県委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(持込禁止物)

第4条 開・閉会式等関連会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させる物（銃砲の威力のない銃器を含む。）
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物、その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類、その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図面、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他の開・閉会式等の運営に支障を及ぼすおそれのある物

- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機（以下「無人航空機」という。）
- (11) 動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）
- (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

2 式典会場に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。該当物については持込禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) ペットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類（スプレー缶を含む。）、凍結物、その他の投てき又は破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカー、その他の大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス、旅行用カバン、ベビーカー、その他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他開・閉会式等の式典の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

（禁止行為）

第5条 開・閉会式等関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 機器を使用するなどして、むやみに大音量を発すること。
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること。
- (8) アルコール、薬物、その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする
- こと。
- (9) 県委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、開・閉会式等関連会場に自動車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること。
- (11) たき火、電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること。

- (12) テント、小屋掛け、その他工作物を設けること。
 - (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
 - (14) 文書、図書、図面、印刷物、その他の物を配布し、又は掲出すること。
 - (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧嘩にわたる行為をすること。
 - (16) 本人名義以外の I Dカード等を使用して入場管理エリアに入る目的で I Dカード等を所持し、又は入場しようとする事。
 - (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
 - (18) 開・閉会式等関連会場の上空において、無人航空機を飛行させること。
 - (19) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 式典会場において、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (1) 式典会場内で傘を使用すること。
 - (2) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
 - (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。

(遵守事項)

第 6 条 入場者等は、開・閉会式等関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。

- 2 入場管理エリアに入場し、又は入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) I Dカード等を外部から視認できるように県委員会から指定された方法により携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
 - (2) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート等写真付きの身分証明書又は健康保険被保険者証、その他の本人であることを確認できるものを携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
 - (3) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- 3 式典会場に入場し、又は入場しようとする者は、前項各号に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 式典会場の入口において、県委員会が指定する方法による本人確認に応じること。
 - (2) 式典会場における秩序の保持と大会の円滑な運営のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
 - (3) 指定された席又はスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。

(入場制限等)

第 7 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開・閉会式等関連会場への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 会長の許可なく、第 4 条に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
- (2) 会長の許可なく、第 5 条に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者

(3) 正当な理由なく、前条に掲げる事項を遵守しない者

(適用除外)

第8条 第4条及び第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- (1) 県委員会又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実施本部が、開・閉会式等の会場設営及び運営並びに式典行事を行う場合
- (2) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会が、競技のため会場設営及び運営を行う場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4（2022）年1月23日から施行し、令和4（2022）年10月31日をもって、その効力を失う。

いちご一会とちぎ国体の概要

- (1) 大会名 **第77回 国民体育大会**
- (2) 大会愛称 **いちご一会とちぎ国体**
- (3) スローガン **夢を感動へ。感動を未来へ。**

- (4) 開催期間
- (5) 総合開・閉会式の期日及び会場

令和4(2022)年10月1日(土)～11日(火)

- (6) 実施競技 正式競技:37競技/特別競技:1競技/公開競技:5競技/デモンストラーションスポーツ:31競技
- (7) マスコットキャラクター

総合開会式 : 令和4(2022)年10月1日(土)
 総合閉会式 : 令和4(2022)年10月11日(火)
 総合開・閉会式会場 : カンセキスタジアムとちぎ
 (栃木県総合運動公園陸上競技場)



「環境に配慮したいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」の推進を宣言しています。

式典の概要

- (1) 式典テーマ **夢を感動へ。感動を未来へ。**

- (2) 式典の基本的な考え方
 - 県民総参加のもと、簡素な中にも創意工夫を凝らしながら、感動を共有し、すべての人々の記憶に残る式典
 - 美しい自然や優れた歴史・文化、豊かな食文化などの栃木の魅力を全国に発信する式典
 - 訪れる人々を心のこもった「おもてなし」で迎え、出会いと交流により人々の絆が深まる式典

次第

総合開会式

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	9:00
2	オープニングプログラム開始	11:00
3	入場締切	12:10
4	オープニングプログラム終了	12:50
5	天皇皇后両陛下下御着席	12:59
6	式典前演技開始	13:00
7	式典前演技終了	13:30
8	天皇皇后両陛下下御退席	13:31
9	天皇皇后両陛下下御着席	13:50
10	開式通告	13:51
11	役員・選手団入場開始	13:53
12	役員・選手団整列完了	14:18
13	開会宣言	14:19
14	国旗儀礼	14:22
15	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:24
16	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	14:25
17	天皇杯・皇后杯返還	14:27
18	大会会長あいさつ	14:30
19	文部科学大臣あいさつ	14:33
20	天皇陛下おことば	14:36
21	炬火入場・点火	14:39
22	選手代表宣誓	14:44
23	閉式通告	14:47
24	天皇皇后両陛下下御退席	14:48
25	役員・選手団退場開始	14:49
26	役員・選手団退場完了	15:04
27	エンディングプログラム開始	15:05
28	エンディングプログラム終了	15:34
29	終了	15:35

総合閉会式

順	次第	時刻
	実施態度決定	7:00
1	開場	12:20
2	オープニングプログラム開始	13:00
3	オープニングプログラム終了	13:45
4	皇族御着席	13:59
5	開式通告	14:00
6	役員・選手団入場開始	14:01
7	役員・選手団整列完了	14:11
8	成績発表	14:12
9	表彰状授与	14:17
10	天皇杯・皇后杯授与	14:27
11	大会会長あいさつ	14:31
12	スポーツ庁長官あいさつ	14:34
13	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	14:37
14	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:39
15	国旗儀礼	14:40
16	炬火分火・納火	14:42
17	国体旗引継	14:46
18	鹿児島県旗儀礼	14:48
19	閉会宣言	14:50
20	閉式通告	14:51
21	皇族御退席	14:52
22	役員・選手団退場開始	14:53
23	役員・選手団退場完了	15:09
24	終了	15:10

※次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会との協議のうえ、正式決定します。

オープニングプログラム

総合開会式

基本的な考え方

- 多彩な出演団体によって「栃木の魅力」を発信し、全国の人々が感動と喜びを共有できるような内容とします。
- 出演者・観覧者が一体となって盛り上がり、「いちご一会とちぎ国体」の開幕を飾るにふさわしい内容とします。

内容構成

- 栃木の文化・伝統芸能団体の活動や地域の特色を生かした活動などの発表
- 県内で行われているスポーツイベントやニュースポーツの紹介 等

総合閉会式

基本的な考え方

- 繰り広げた熱戦を振り返り、選手たちの健闘と国体を支えたすべての方々への感謝の気持ちを伝える内容とします。
- 引き続き開催される「いちご一会とちぎ大会」への期待が高まるものとします。

内容構成

- 国体のハイライト映像、本県ゆかりの出演者によるパフォーマンスや障害者スポーツデモンストラーション 等

式典前演技（総合開会式のみ）

タイトル **人*むすぶ*大地 人*つくる*未来** ～とちぎとの出会い いちご一会物語～

演技構想

- ナビゲーターたちが、対話形式で栃木県の魅力である「バランスの取れた豊かさ」とその背景を紹介していくストーリー。
- 栃木の魅力や実力を発信し、夢・感動があふれる物語を展開します。
- 参加するすべての人びとが一体感をもち、日本全国に“元気”と“希望”を届ける内容とします。



エンディングプログラム（総合閉会式のみ）

基本的な考え方

- これから始まる競技会への期待感と応援ムードを高揚させる内容とします。
- 式典終了後、会場周辺の混雑を緩和させ、役員・選手団や観覧者などが円滑に退場できるよう配慮します。

内容構成

- 本県ゆかりの出演者によるパフォーマンスやミニスポーツ大会

式典音楽

栃木ゆかりの楽曲を取り入れ、全員で感動を共有することのできる式典音楽とします。

式典音楽使用楽曲

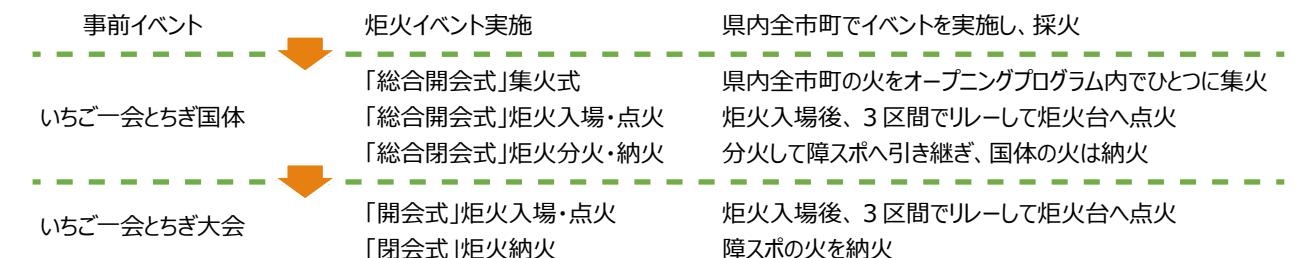
- ファンファーレⅠ～Ⅴ
- いちご一会マーチ
- 栃木ゆかりの童謡メドレー
- 栃木ゆかりのポップスメドレーマーチ
- 行進曲「ふるさと栃木」
- 炬火曲Ⅰ・Ⅱ 等

音楽隊編成

区分	出演者	人数
吹奏楽隊	高等学校、栃木県警察音楽隊	150名程度
合唱隊	高等学校、大学・一般団体等	200名程度
	合計	約350名

炬火計画

炬火イベントの実施イメージ



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、十分に対策いたします。
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況に応じて、内容に変更が生じる場合があります。



いちご一会とちぎ大会の概要

- (1) 大会名 第22回 全国障害者スポーツ大会
- (2) 大会愛称 いちご一会とちぎ大会
- (3) スローガン 夢を感動へ。感動を未来へ。
- (4) 開催期間 令和4(2022)年10月29日(土)～31日(月)
- (5) 開・閉会式の期日及び会場
開会式：令和4(2022)年10月29日(土)
閉会式：令和4(2022)年10月31日(月)
開・閉会式会場：カンセキスタジアムとちぎ
(栃木県総合運動公園陸上競技場)
- (6) 実施競技 正式競技：14競技 / オープン競技：3競技
- (7) マスコットキャラクター



「環境に配慮したいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」の推進を宣言しています。

式典の概要

- (1) 式典テーマ 夢を感動へ。感動を未来へ。
- (2) 式典の基本的な考え方
 - 県民総参加のもと、簡素な中にも創意工夫を凝らしながら、感動を共有し、すべての人々の記憶に残る式典
 - 美しい自然や優れた歴史・文化、豊かな食文化などの栃木の魅力を全国に発信する式典
 - 訪れる人々を心のこもった「おもてなし」で迎え、出会いと交流により人々の絆が深まる式典

次第

開会式

順	次第	時刻
	実施態度決定	5:00
1	開場	7:30
2	オープニングプログラム開始	8:50
3	入場締切	9:20
4	オープニングプログラム終了	9:50
5	皇族御着席	9:59
6	開式通告	10:00
7	役員・選手団入場開始	10:01
8	役員・選手団整列完了	10:31
9	開会宣言・大会会長あいさつ	10:32
10	国旗儀礼	10:35
11	大会旗・栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	10:37
12	文部科学大臣あいさつ	10:40
13	皇族のおこぼ	10:43
14	炬火入場・点火	10:46
15	選手代表宣誓	10:51
16	歓迎演技開始	10:55
17	歓迎演技終了	11:10
18	閉式通告	11:11
19	皇族御退席	11:12
20	役員・選手団退場開始	11:13
21	役員・選手団退場完了	11:29
22	エンディングプログラム開始	11:30
23	エンディングプログラム終了	11:58
24	終了	11:59

閉会式

順	次第	時刻
	実施態度決定	5:00
1	開場	14:00
2	オープニングプログラム開始	15:00
3	オープニングプログラム終了	15:20
4	皇族御着席	15:29
5	開式通告	15:30
6	大会会長あいさつ	15:31
7	スポーツ庁長官あいさつ	15:34
8	皇族のおこぼ	15:37
9	大会旗・栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	15:40
10	国旗儀礼	15:43
11	大会旗引継	15:45
12	炬火納火	15:48
13	閉会宣言	15:51
14	ファイナルステージ開始	15:58
15	ファイナルステージ終了	16:28
16	皇族御退席	16:29
17	役員・選手団退場開始	16:30
18	役員・選手団退場完了	16:45
19	終了	16:46



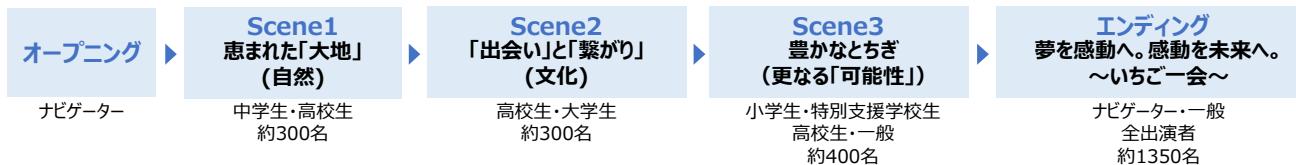
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、十分に対策いたします。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況に応じて、内容に変更が生じる場合があります。

● オープニングプログラム

- 開会式 基本的な考え方**
 - 多彩な出演団体によって「栃木の魅力」を発信し、全国の人々が感動と喜びを共有できるような内容とします。
 - 出演者・観覧者が一体となって盛り上がり、「いちご一会とちぎ大会」の開幕を飾るにふさわしい内容とします。
- 内容構成**
 - 栃木の文化・伝統芸能団体の活動や地域の特徴を生かした活動などの発表
 - 県内で行われているスポーツイベントやニュースポーツの紹介 等
- 閉会式 基本的な考え方**
 - 繰り広げた熱戦を振り返り、選手たちの健闘と大会を支えたすべての方々への感謝の気持ちを伝える内容とします。
 - 大会の素晴らしさを振り返り、世代を超えて集う楽しさや心のふれあいが、未来へつなげる内容とします。
- 内容構成**
 - 大会を振り返る選手インタビュー、大会のハイライト映像

● 歓迎演技 (開会式のみ)

- タイトル** 人*むすぶ*大地 人*つくる*未来 ～とちぎとの出会い いちご一会物語～
- 演技構想**
 - ナビゲーターたちが、対話形式で栃木県の魅力である「バランスの取れた豊かさ」とその背景を紹介していくストーリー。
 - 栃木の魅力や実力を発信し、夢・感動があふれる物語を展開します。
 - 参加するすべての人びとが一体感をもち、日本全国に“元氣”と“希望”を届ける内容とします。



● エンディングプログラム (開会式のみ)

- 基本的な考え方**
 - これから始まる競技会への期待感と応援ムードを高揚させる内容とします。
 - 式典終了後、会場周辺の混雑を緩和させ、役員・選手団や観覧者などが円滑に退場できるよう配慮します。
- 内容構成**
 - 本県ゆかりの出演者によりパフォーマンス、ミニスポーツ大会

● ファイナルステージ (閉会式のみ)

- 基本的な考え方**
 - 繰り広げられた熱戦を振り返り、選手たちの健闘と大会を支えたすべての方々への感謝の気持ちを伝える内容とします。
 - 大会の素晴らしさを振り返り、世代を超えて集う楽しさや心のふれあいが、未来へつなげる内容とします。
- 内容構成**
 - 本県ゆかりの出演者によるプログラム

● 式典音楽

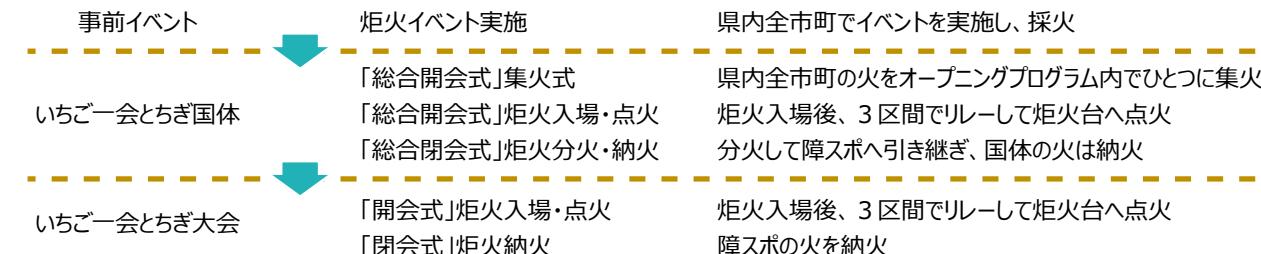
- 栃木ゆかりの楽曲を取り入れ、全員で感動を共有することのできる式典音楽とします。
- 式典使用楽曲**
 - ファンファーレ I～V
 - いちご一会マーチ
 - 栃木ゆかりの童謡メドレー
 - 栃木ゆかりのポップスメドレーマーチ
 - 行進曲「ふるさと栃木」
 - 炬火曲 I・II 等

音楽隊編成

区分	出演者	人数
吹奏楽隊	高等学校、栃木県警察音楽隊	150名程度
合唱隊	高等学校、大学・一般団体等	200名程度
	合計	約350名

● 炬火イベント計画

炬火イベントの実施イメージ



いちご一大会とちぎ国体冬季大会の概要

- (1)大会名 第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会
- (2)大会愛称 **いちご一大会とちぎ国体**
- (3)スローガン **夢を感動へ。感動を未来へ。**
- (4)開催期間 令和4(2022)年1月24日(月)～30日(日)

(5)開始式・表彰式の期日及び会場

開始式：令和4(2022)年1月24日(月)
 表彰式スケート：令和4(2022)年1月28日(金)
 アイスホッケー：令和4(2022)年1月30日(日)
 開始式会場：日光市今市文化会館
 表彰式会場：観光ホテル日光千姫物語

(6)実施競技 正式競技：2競技

(7)マスコットキャラクター



「環境に配慮したいちご一大会とちぎ国体・とちぎ大会」の推進を宣言しています。

式典の概要

(1)式典テーマ **夢を感動へ。感動を未来へ。**

■ 県民総参加のもと、簡素なもの、簡素なものにも創意工夫を凝らしながら、感動を共有し、すべての人々の記憶に残る式典
 ■ 美しい自然や優れた歴史・文化、豊かな食文化などの栃木の魅力を全国に発信する式典
 ■ 訪れる人々の心のこもった「おもてなし」で迎え、出会いと交流により人々の絆が深まる式典

(2)式典の基本的な考え方

次第

開始式

次第	時刻
実施態度決定	5:00
1 開場	8:30
2 歓迎アトラクション開始	9:35
3 歓迎アトラクション終了	10:04
4 参加都道府県旗入場・選手団紹介	10:05
5 開式通告	10:30
6 競技会開始宣言	10:31
7 国旗儀礼	10:34
8 大会旗・日本スポーツ協会旗・ 実施競技団体旗儀礼	10:36
9 栃木県旗・参加都道府県旗・ 日光市旗儀礼	10:37
10 大会会長トロフィー返還	10:39
11 日本スポーツ協会あいさつ	10:43
12 スポーツ庁あいさつ	10:45
13 中央競技団体あいさつ	10:47
14 歓迎のことば	10:49
15 選手代表宣言	10:55
16 閉式通告	10:58
17 役員・選手団解散	10:59
18 終了	

表彰式

次第	時刻
実施態度決定	7:00
1 開場	14:00
2 開式通告	15:00
3 成績発表	15:01
4 表彰状授与	15:04
5 大会会長トロフィー授与	15:12
6 競技会会長閉会あいさつ	15:14
7 会場地代表歓送のことば	15:17
8 国旗儀礼	15:19
9 競技会終了宣言	15:25
10 閉式通告	15:26
11 役員・選手団解散	15:27
12 終了	15:23

※次第・時刻については現時点での案であり、公益財団法人日本スポーツ協会との協議のうえ、正式決定します。

歓迎アトラクション (開始式のみ)

基本方針

- 秋の本大会へ繋がる、国体 year の幕開けを飾るにふさわしいものとなるよう、期待感と応援ムードを高揚させる内容とします。
- 会場地帯である日光市に関わりのある人物、団体等を活用します。
- 既存の演目、素材等を活用します。
- 本大会へと繋がる内容とします。

内容

- 日光市ゆかりの出演者によるパフォーマンス
- 映像プログラム
- いちご一大会ダンス

式典音楽

栃木ゆかりの楽曲を取り入れ、全員で感動を共有することのできる式典音楽とします。

式典使用楽曲

- 「ファンファーレⅠ～Ⅳ」 ■ 栃木ゆかりの童話メドレー ■ いちご一大会マーチ
- 行進曲「ふるさと栃木」 ■ 栃木ゆかりのポップスメドレーマーチ等

音楽隊編成

区分	出演者	人数
吹奏楽隊	高等学校	40名程度
合唱隊	高等学校	50名程度
	合計	約90名

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、十分に対策いたします。
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況に応じて、内容に変更が生じる場合があります。

いちご一会とちぎ国体セーリング競技会 おもてなし実施計画

いちご一会とちぎ国体セーリング競技会開催基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「競技会参加者等」という。）に対し、「おもてなしの心」で温かく迎えるとともに、栃木県、千葉県及び千葉市の情報・魅力を積極的に紹介し、両県の活性化につながるよう、次のとおり競技会場等でのおもてなしを実施する。

1 案内所の設置

競技会場に案内所を設置し、受付、競技、輸送、交通、観光等の案内を行う。

2 休憩所の設置

競技会参加者等の憩いの場、交流の場として、競技会場に休憩所を設置する。

3 売店等の設置

競技会参加者等の便宜を図るとともに、栃木県、千葉県及び千葉市の特産物等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

4 歓迎装飾の実施

競技会全体を盛り上げるため、競技会場及びその周辺に、のぼり旗、装花等を設置する。

5 観光情報の発信

競技会参加者等に対し、栃木県、千葉県及び千葉市の観光パンフレット等を配布するとともに、インターネット等を有効に活用しながら、多彩な魅力の発信と情報提供を行う。

6 接遇意識の向上

競技会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇できるよう、競技会運営に携わる者の意識の高揚に努める。

いちご一会とちぎ国体セーリング競技会 宿泊・医事衛生実施計画

第77回国民体育大会宿泊基本方針、第77回国民体育大会医事・衛生基本方針及びいちご一会とちぎ国体セーリング競技会開催基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体セーリング競技会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「競技会参加者」という。）の宿泊並びに競技会参加者及び一般観覧者（以下「競技会参加者等」という。）の医事衛生について、関係機関・団体等と緊密に連携し、次のとおり実施する。

1 宿舎

- (1) 競技会参加者の宿舎は、原則として千葉市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配宿

- (1) 競技会参加者の配宿は、いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（仮称）が行う。
- (2) 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督の宿舎とは別とする。

3 宿泊料金

競技会参加者の宿泊料金は、（公財）日本スポーツ協会が決定したものを適用する。

4 食事

競技会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスの良いものとする。

5 医療救護

- (1) 競技会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、競技会場に救護所を設置し、応急処置、医療機関への移送等に必要な医療救護体制を整える。
- (2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の利用に係る費用を除き、医療費は受診者が負担するものとする。

6 感染予防対策

競技会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、感染予防に関する知識の普及及び意識の啓発を図る。

7 食品衛生対策

競技会参加者等の食の安全・安心を確保するため、競技会期間中に提供する飲食物の衛生対策に努める。

8 環境衛生対策

競技会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、競技会場の美化、廃棄物の適切な処理、リサイクル推進等の環境衛生対策を実施する。

いちご一会とちぎ国体セーリング競技会 輸送交通・警備消防防災実施計画

第77回国民体育大会輸送・交通基本方針、いちご一会とちぎ国体 警備・消防防災基本方針及びいちご一会とちぎ国体セーリング競技会開催基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体セーリング競技会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「競技会参加者」という。）並びに一般観覧者に対し、関係機関・団体等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送をするため、また競技会場等における事故・災害の防止と治安の確保を図るため、輸送交通及び警備消防防災対策は次のとおりとする。

1 輸送対策

（1）競技会参加者の輸送

競技会参加者の輸送については、来会意向調査等を踏まえ、必要に応じて計画輸送を行う。

（2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、バス、鉄道等の公共交通機関を利用することとし、必要に応じてシャトルバスを運行するなど円滑な輸送に努める。

（3）指定集合地等の設定

競技会参加者及び一般観覧者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地等を設ける。

2 交通安全対策

競技会場及びその周辺において、安全かつ円滑な通行を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、適切な交通安全対策を講じる。

3 駐車場対策

競技会場及びその周辺における駐車場については、十分な確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し効率的な利用に努めるとともに、運営上必要と認められる車両には、事前に駐車許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

4 交通渋滞対策

競技会期間中における交通混雑を緩和するとともに、環境への負荷の軽減を図るため、交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

5 警備対策

自主警備体制を確立し、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図る。また、関係機関・団体等と密接な連携を図る。

6 消防防災対策

関係機関及び団体等と連携を図り、消防防災体制を確立し、火災その他災害の予防並びに発生時の情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

7 大規模災害・突発重大事案対策

競技会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時には、関係機関・団体等と連携のもと、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

8 関係機関等との連絡調整

輸送交通及び警備消防防災対策に係る実施業務を円滑に行うため、関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに情報連絡体制を確立する。

報告事項38

令和3年1月28日 第4回全国障害者スポーツ大会専門委員会決定事項

令和3年2月9日 文部科学省及び（公財）日本障がい者スポーツ協会協議済

いちご一会とちぎ大会 競技別会期

1 いちご一会とちぎ大会 競技別会期

式典	会場地	会 場	第1日	第2日	第3日
			10/29	10/30	10/31
			土	日	月
開 会 式	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	◎		
閉 会 式					◎

【正式競技】

競技	障害区分	会場地	競技会場	競技 日数	第1日	第2日	第3日	
					10/29	10/30	10/31	
					土	日	月	
個人 競 技	陸上競技	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	3	●	●	●	
	水泳	宇都宮市	栃木県総合運動公園屋内水泳場	3	●	●	●	
	アーチェリー	那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	1		●		
	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身・知・精	鹿沼市	TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	3	●	●	●
	フライングディスク	身・知	栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場	3	●	●	●
	ボウリング	知	足利市	足利スターレーン	2	●	●	
	ボッチャ	身	那須塩原市	三和住宅にしなすのスポーツプラザ (にしなすの運動公園) 体育館	2	●	●	
団体 競 技	バスケットボール	知	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	2	●	●	
	車いすバスケットボール	身	小山市	栃木県立県南体育館	2	●	●	
	ソフトボール	知	大田原市	美原公園野球場・第2球場	2	●	●	
	グラウンドソフトボール	身	宇都宮市	宇都宮市屋板運動場運動広場	2	●	●	
	バレーボール	身	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	2	●	●	
		知	宇都宮市	宇都宮市体育館	2	●	●	
		精	佐野市	佐野市アリーナたぬま	2	●	●	
	サッカー	知	真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場・運動 広場1	3	●	●	●
フットベースボール	知	足利市	足利市総合運動場硬式野球場・軟式野 球場	2	●	●		

【オープン競技】

競技	障害区分	会場地	競技会場	競技 日数	第1日	第2日	第3日
					10/29	10/30	10/31
					土	日	月
卓球バレー	身・知・精	宇都宮市	わかくさアリーナ (とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター)	1	10/2 (日)		
車椅子ダンス	身	栃木市	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	1		●	
スポーツウエルネス吹矢	身	さくら市	さくら市氏家体育館	1	●		

2 いちご一会とちぎ大会リハーサル大会 競技別会期

【正式競技】

競技	障害区分	会場地	競技会場	競技 日数	第1日	第2日
					5/21	5/22
					土	日
個人 競技	陸上競技	身・知	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	1	●
	水泳	身・知	宇都宮市	栃木県総合運動公園屋内水泳場	1	●
	アーチェリー	身	那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	1	●
	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身・知・精	鹿沼市	TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	1	●
	フライングディスク	身・知	栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場	1	●
	ボウリング	知	足利市	足利スターレーン	1	●
	ポッチャ	身	那須塩原市	三和住宅にしなすのスポーツプラザ (にしなすの運動公園) 体育館	1	●
団体 競技	バスケットボール	知	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	2	● ●
	車いすバスケットボール	身	小山市	栃木県立県南体育館	2	● ●
	ソフトボール	知	大田原市	美原公園野球場・第2球場	2	● ●
	グラウンドソフトボール	身	宇都宮市	宇都宮市屋板運動場運動広場	1	●
	バレーボール	身	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	2	● ●
		知	宇都宮市	宇都宮市体育館	2	● ●
		精	佐野市	佐野市アリーナたぬま	2	● ●
	サッカー	知	真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場 1	2	● ●
フットベースボール	知	足利市	足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場	1	●	

※団体競技については、申込み状況に応じて期日が変更になる場合がある。

いちご一会とちぎ大会 情報保障体制整備基本方針

1 趣旨

この基本方針は、第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」（以下「大会」という。）において、選手・役員及び観客等が障害のあるなしに関わらず、大会や競技の情報が得られるよう、情報保障を行うための体制の整備について、基本的な事項を定めるものとする。

2 整備体制

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会の情報保障体制を整備する。

なお、実行委員会は整備にあたり、会場地市、競技運営主管団体、情報支援スタッフ養成協力団体等の関係団体と相互に連絡調整を図り、協力を得る。

3 整備内容

実行委員会は、情報保障体制の整備として、次のとおりボランティアの配置や機器等の整備を行う。

なお、整備箇所については、競技会場施設等の状況、選手・役員及び観客等の特性、経費等を総合的に勘案して選定する。

（1）主に視覚障害者への情報保障

ア 点字・音声案内

会場内の施設の位置等に関する情報を伝えるため、大会運営上必要と認められる会場に、点字による表示に加え、音声誘導装置を設置する。

イ FMラジオ実況放送

競技の経過等がわかるよう、大会運営上必要と認められる会場において、アナウンサー等によるFMラジオ実況放送を実施する。

ウ 点字・音声訳及び音声コード入り資料の作成

大会運営上必要と認められる会場における大会パンフレットや競技関係資料等について、点字版及び音声訳版を作成するとともに、音声コードを刷り込む。

（2）主に聴覚障害者への情報保障

ア 情報支援スタッフ

手話、要約筆記（パソコン）、要約筆記（手書き）及び筆談の技術を用いて聴覚障害のある人への情報保障を図るとともに、すべての人にわかりやすい情報提供を行うため、開・閉会式会場及び各競技会場等（以下「会場」という。）に、手話等各種情報支援スタッフを配置する。

イ 映像装置（大型映像装置、仮設モニター）

情報支援スタッフによる情報保障活動が効果的かつ効率的に行えるよう、大会運営上必要と認められる会場に、手話及び文字情報を表示するための映像装置を設置する。

ウ ヒヤリンググループ

会場内の放送内容等を誘導コイル付補聴器で聞き取りやすくするため、大会運営上必要と認められる会場に、ヒヤリンググループを設置する。

エ 情報保障席

会場内の観客席において、上記ア、イ及びウによる複合的な情報保障が得られるよう、聴覚障害者のための優先席として情報保障席を設置する。

(3) その他

ア 実施本部員等によるサポート

実施本部員、大会運営ボランティア等においても、必要に応じて、聴覚障害者に対する筆談等のサポートに努めるものとする。

イ サイン表示・ふり仮名表記

わかりやすい情報提供を行うため、案内看板や大会パンフレット等に大型ピクトサインによる表示やふり仮名表記を行う。

ウ インターネットを活用した大会情報の提供

選手・役員及び観客等が随時大会関連情報を得られるよう、大会情報や競技結果等を大会ホームページで配信する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、情報保障に関し必要な事項は、別に定める。

いちご一会とちぎ大会 競技開始式・表彰式実施要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ大会開催基本計画に基づき、各競技の開始式及び表彰式の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会及び競技運営主管団体が会場地市と協議のうえ、会場の特性や選手のコンディション、その他の諸条件を考慮し、必要に応じて簡素に実施する。

3 実施内容

競技開始式及び表彰式の内容は概ね次のとおりとする。

(1) 競技開始式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場
- ウ 開会宣言
- エ あいさつ
- オ 歓迎のことば
- カ 選手宣誓
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場
- ウ 成績発表
- エ 表彰
- オ あいさつ
- カ 閉会宣言
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場

4 表彰について

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱第14項に基づき次のとおりとする。

- (1) 個人競技については、各組単位で、原則として、同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議のうえ決定する。

審 議 事 項

第1号議案

令和3年1月28日 第4回競技運営専門委員会審議事項

いちご一会とちぎ国体 デモンストレーションスポーツ 競技会場の変更（案）

1 趣旨

いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツの2競技について、会場地市町村及び関係競技団体からの申請を受け、下記のとおり変更するもの。

2 競技会場の変更（案）

(1) ドッジボール

会場地	競技名	競技会場	
佐野市	ドッジボール	変更前	佐野市アリーナためま
		変更後	佐野市運動公園市民体育館
【変更理由】 会場変更により、観戦スペースが確保され、保護者等の観戦者が安全に競技を観戦できるため。			

(2) フライングディスク

会場地	競技名	競技会場	
市貝町	フライングディスク	変更前	城見ヶ丘運動公園
		変更後	城見ヶ丘運動公園 市貝町農業者トレーニングセンター
【変更理由】 競技を2種目※実施するにあたり、より円滑な競技運営を行うため、競技会場を追加し、種目ごとに会場を分けて実施することとしたため。 ※・ディスクゴルフ：城見ヶ丘運動公園 ・ドッジビー：市貝町農業者トレーニングセンター			

3 今後のスケジュール

令和3(2021)年3月 (公財) 日本スポーツ協会へ変更（案）提出
(公財) 日本スポーツ協会国体委員会 正式決定

第2号議案

令和3年1月28日 第4回競技運営専門委員会審議事項

いちご一会とちぎ国体 大会実施要項総則（案）

1 概要

国民体育大会開催基準要項第26項及び同細則第9項に基づき、開催県実行委員会が作成する。

2 構成

大会実施要項【項目】

1	大会日程と会場地一覧表
2	総則
3	各競技実施要項
4	天皇杯・皇后杯授与規定
5	大会会長トロフィー授与規定
6	参加人数及び競技得点分類等一覧
7	日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表
8	開催県体育・スポーツ協会加盟競技団体一覧表
9	開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
10	参加選手・監督交代（変更）届・棄権届

総則

- ・開催の趣旨
- ・実施方針
- 1 実施競技
- 2 会期及び会場地
- 3 競技方法
- 4 ドーピング検査の実施
- 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準
- 6 各正式競技の総合成績決定方法
- 7 表彰
- 8 参加申込方法
- 9 棄権手続
- 10 大会参加負担金
- 11 宿泊申込
- 12 都道府県選手団本部役員編成
- 13 視察員
- 14 大会参加章、記念章及び視察員章の交付
- 15 参加上の注意
- 16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い
- 17 都道府県大会及びブロック大会
- 18 国民体育大会参加者障害補償制度
- 19 その他

【備考】

- (1) 総則
競技別プログラムにも掲載される。
- (2) 各競技別実施要項
会場地市町村及び関係競技団体が中央競技団体と調整の上、作成中。

3 総則（案）

「いちご一会とちぎ国体 大会実施要項総則（案）」参照

4 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|---|
| 令和3（2021）年3月 | （公財）日本スポーツ協会へ総則（案）を提出 |
| 令和3（2021）年6月 | （公財）日本スポーツ協会国体委員会で総則（案）審議 |
| 令和3（2021）年11月 | 県実行委員会にて、各競技別実施要項等の取りまとめ |
| 令和3（2021）年12月 | （公財）日本スポーツ協会へ大会実施要項（案）提出 |
| | （公財）日本スポーツ協会国体委員会で大会実施要項（案）審議 |
| 令和4（2022）年3月 | （公財）日本スポーツ協会国体委員会で大会実施要項最終決定
※（案）からの修正の承認を得る |

いちご一会とちぎ国体 大会実施要項 総 則 (案)

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

栃木県で開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」は、「夢を感動へ。感動を未来へ。」のローガンのもと、「県民総参加で感動を創出する国体」、「栃木の魅力を発信する国体」、「生涯にわたりスポーツ活動を推進する国体」、「地域スポーツの活性化につながる国体」を大きな柱として掲げ、環境への配慮というテーマを共有しながら、県民の総力を結集して、夢や希望、感動を与える大会とするとともに、栃木に集う多くの方々をおもてなしの心で温かくお迎えし、さらには、国体を契機とした「新しいとちぎづくり」につながる大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技 (37 競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技 (5 競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

(3) デモンストラーションスポーツ (31 競技)

アームレスリング、インディアカ、ウォーキング、エアロビック、オリエンテーリング、カローリング、キッズトライアスロン、キンボールスポーツ、クリケット、さいかつぼーる、3B体操、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、スマートフェンシング、3x3、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、タグラグビー、ダンススポーツ、ドッジボール、長ぐつアイスホッケー、バウンドテニス、パークゴルフ、フォークダンス、フットサル、フットベースボール、フライングディスク、ふれあいトランポリン、ペタンク、ママさんバレーボール、リレーマラソン

(4) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球

2 会期及び会場

(1) 正式競技・特別競技（15市、8町：計23市町）

会 期	会 場 地
2022年10月1日(土) ～10月11日(火) 〔11日間〕	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、那須町、千葉県千葉市
2022年9月10日(土) ～9月19日(月) 〔10日間〕	宇都宮市、足利市、小山市、市貝町 ※ 水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、 体操（体操競技、新体操）、弓道競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（2市、3町：計5市町）

会 期	会 場 地
2022年6月25日(土) ～9月25日(日)	鹿沼市、大田原市、芳賀町、高根沢町、那珂川町、

(3) デモンストラレーションスポーツ（14市、10町：計24市町）

会 期	会 場 地
2022年5月7日(土) ～9月25日(日)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町、那珂川町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2022年4月1日から2022年12月31日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）」の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第77回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の

解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第75回又は第76回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第75回又は第76回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者 [注]a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選

手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2022年4月30日以前から本大会終了時（2022年10月11日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2004年4月1日以前に生まれた者とする。
 - (イ) 少年種別に参加する者は、2004年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者とする。
 - (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2022年4月1日を基準とする。
- イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2007年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員(監督を含む)の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員(監督を含む)の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日

締切日	競技
2022年 8月24日(水) 【13競技】	水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、弓道、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2022年 9月7日(水) 【26競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

ウ いちご一会とちぎ国体各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0円

(注) 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

- (2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2022年9月7日（水）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20名以内とする。

イ 参加選手 300名以上 500名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15名以内とする。

ウ 参加選手 300名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2022年9月7日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2023年以降の国民体育大会または国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、鹿児島県 100名以内、佐賀県及び滋賀県 60名以内、青森県及び宮崎県 40名以内とする。

- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2022年9月7日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

14 大会参加章、記念章及び視察員章の交付

大会参加章、記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
- (2) 記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、いちご一会とちぎ国体各競技会場地市町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、栃木県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会

に参加することができる。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり 1,000 円)を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

いちご一会とちぎ国体冬季大会 実施要項総則（案）

1 概要

国民体育大会開催基準要項第26項及び同細則第9項に基づき、開催県実行委員会が作成する。

2 構成

冬季大会実施要項【項目】

1 競技会日程と会場地一覧表
2 実施要項総則
3 各競技実施要項
4 式典次第
5 宿泊要項
6 輸送交通要項
7 医療救護要項
8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程
9 国民体育大会会長トロフィー授与規程
10 関係団体事務局一覧表
参加選手・監督交代（変更）届・棄権届
参加選手・監督交代（変更）届・棄権届にあたっての留意事項

総則

- ・開催の趣旨
- ・実施方針
 - 1 実施競技
 - 2 会期及び会場地
 - 3 競技方法
 - 4 ドーピング検査の実施
 - 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準
 - 6 各正式競技の総合成績決定方法
 - 7 表彰
 - 8 参加申込方法
 - 9 棄権手続
 - 10 大会参加負担金
 - 11 宿泊申込
 - 12 都道府県選手団本部役員編成
 - 13 視察員
 - 14 大会参加章及び視察員章の交付
 - 15 参加上の注意
 - 16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い
 - 17 都道府県大会及びブロック大会等
 - 18 国民体育大会参加者傷害補償制度
 - 19 その他

【備考】

- (1) 総則
競技会プログラムにも掲載される。
- (2) 各競技別実施要項
会場地市町村及び関係競技団体が中央競技団体と調整の上、作成中。

3 総則（案）

「いちご一会とちぎ国体 冬季大会実施要項総則（案）」参照

4 今後のスケジュール

令和3（2021）年3月 （公財）日本スポーツ協会へ冬季大会実施要項（案）提出
 令和3（2021）年6月 （公財）日本スポーツ協会国体委員会 決定

いちご一会とちぎ国体 冬季大会実施要項総則（案）

開 催 の 趣 旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

雄大な自然と歴史・文化が調和するまち、栃木県日光市で開催する第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会は、「夢を感動へ。感動を未来へ。」のスローガンのもと、氷上競技の普及・発展に寄与するとともに、多くの来県者をおもてなしの心で温かくお迎えし、いちご一会とちぎ国体の幕開けとして、栃木の魅力・実力を全国に発信する大会を目指して開催する。

実 施 方 針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競 技 会 名	会 期	会 場 地
スケート競技会	2022年1月24日（月）～1月28日（金）5日間	日光市
アイスホッケー競技会	2022年1月26日（水）～1月30日（日）5日間	日光市

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 77 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2022年1月6日(木)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

[注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同様に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第75回又は第76回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第75回又は第76回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会の参加資格の特例措置」による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加することができる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2021年4月30日以前から各競技会終了時(2022年1月30日)まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りでない。

[成年種別]

- a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2003年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2003年4月2日から2006年4月1日に生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2021年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2006年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第77回国民体育大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

- (3) 参加申込締切日は、2022年1月6日(木)とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項●ページ)にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

[注] スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。

なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項●ページ)を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人あたり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参加区分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000円

[注] 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2022年1月6日(木)

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申し込むものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。
なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団の本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。
ただし、2023 年以降の国民体育大会または国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定または内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章または視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、第 77 回国民体育大会日光市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体(以下「国体関係機関・団体」という。)は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果(記録)等

競技結果(記録)については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

- (ア) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真(写真撮影企業等)

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

本大会の予選として次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。
なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。
なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。
なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(1人あたり1,000円)を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別の年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における潜在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなくてはならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項(1)～(3)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項(1)～(3))に抵触しないものとする。
 - (1) 本特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けられることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に、下記2(1)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

(4) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項一(1)ー1)ー③の通りとする。

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリート」の国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)を次のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第23回オリンピック冬季競技会(2018年・平昌)に参加した者。
- (2) 2021年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国体ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定め強化指定選手

[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。

ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (7) 2021年4月30日以前から大会終了時(2022年1月30日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (4) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (7) 2021年4月30日以前から大会終了時(2022年1月30日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくても、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2021年4月30日以前から各競技会終了時「2022年1月30日」まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第75回及び第76回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

(7) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(4) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2021年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる

公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していることと日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第77回大会に参加した者が、2023年開催の特別大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

第4号議案

令和3年1月19日 第2回施設整備専門委員会審議事項

いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案)

1 趣旨

第77回国民体育大会の競技施設の整備を計画的かつ円滑に推進するため、「第77回国民体育大会競技施設整備基本方針」及び「同競技施設基準」に基づき、中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、会場地市町村との協議を基に、全体的な整備計画を策定するものである。

2 対象施設

- ・国体本大会正式競技（オリンピック対策追加競技を含む。）及び特別競技の競技施設
- ・国体冬季大会正式競技の競技施設

3 会場変更及び名称変更

(1) 会場変更

会場地	競技名	競技施設名（変更前）	競技施設名（変更後）
栃木市	なぎなた	学校法人國學院大學栃木学園四十周年記念館	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)

(2) 名称変更

会場地	競技名	競技施設名（変更前）	競技施設名（変更後）
宇都宮市	陸上競技	(仮称)総合スポーツゾーン新スタジアム	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)
	水泳	(仮称)総合スポーツゾーン新屋内水泳場	栃木県総合運動公園屋内水泳場
	バスケットボール 体操	(仮称)総合スポーツゾーン新体育館	栃木県総合運動公園メインアリーナ
	柔道 剣道 弓道	(仮称)総合スポーツゾーン新武道館	栃木県総合運動公園武道館
栃木市	ハンドボール	栃木市総合運動公園総合体育館	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館)
那須塩原市	ソフトテニス	那須塩原市くろいそ運動場テニスコート	石川スポーツグラウンドくろいそ (那須塩原市くろいそ運動場) テニスコート

4 施設整備区分一覧（令和2年12月現在）

	新設	改修	仮設	既設	計
県	4 (4)	9 (9)	1 (1)	3 (3)	17 (17)
市町村	4 (4)	30 (29)	10 (10)	8 (8)	52 (51)
民間	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (7)	8 (9)
計	8 (8)	41 (40)	11 (11)	17 (18)	77 (77)

※（ ）は【第4次】の施設数

5 用語の説明

(1) 整備区分は次のとおりとする。

新設	新たに常設の競技施設を整備するもの。
改修	既存の競技施設を改修するもの（通常の維持修繕を行うものを含まない。）。
仮設	国体に合わせて臨時的に競技施設を整備するもの（競技施設基準に基づき競技に直接必要な部分を仮設するものに限る。）。
既設	既存の競技施設をそのまま使用するもの（通常の維持修繕を行うものを含む。）。

(2) 施設の概要は、新設は整備後の数値、改修及び既設は現状の数値、仮設は競技施設基準の数値を記載した。

(3) 整備年度は、設計等の期間を除き、工事期間のみを記載した。

いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案)

会場地 市町村	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	整備年次計画						付帯施設等		
				構造・表層	縦(m)	横(m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席 (固定席)					H29	H30	R1	R2	R3	R4			
宇都宮市	陸上競技	全種別	カンセクスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	日本陸連第1種公認陸上競技場 400mトラック 9レーン						1,500	25,000	県	新設	スタジアムの新設	H28-R1	⇒	⇒	⇒				更衣室、シャワー室、 救護室、放送室、 会議室等
	サッカー	成年男子	栃木県グリーンスタジアム	天然芝	105	69	1	1,500	10,013	県	改修	天然芝の張替、トイレ改修、エレベーター設置等	R1,R3			⇒	⇒			会議室、医務室、更衣室、 放送操作室、貴賓室、 大型映像装置等		
			宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	天然芝	105	68	1	-	342	市	既設	-	-							会議室、医務室、更衣室、 シャワー室等		
	水泳	競泳・全種別 飛込・全種別 AS・少年女子	栃木県総合運動公園屋内水泳場	日本水泳連盟公認プール 50m、10レーン 25m、8レーン/飛込兼用						2,000		県	新設	屋内水泳場の新設	H30-R2	⇒	⇒	⇒			控室、更衣室、シャワー室、 救護室、役員室、 放送室、会議室等	
	テニス	全種別	栃木県総合運動公園テニスコート	砂入り人工芝コート16面				500 (6面)	569	県	改修	人工芝の張替、夜間照明設置、観客席増設	R1			⇒				ロッカー室、更衣室、 シャワー室等		
			宇都宮市屋根運動場庭球場	砂入り人工芝コート12面				500	-	市	改修	人工芝の張替、クラブハウス新設、夜間照明改修	R2				⇒			屋外トイレ等		
	バレーボール	6人制 少年男子 少年女子	宇都宮市清原体育館	RC造	54	38	2	1,700	1,438	市	改修	競技場床塗装、空調設置、 トイレ改修、手すり・スロープ改修	R2-R3				⇒	⇒		会議室、更衣室、シャワー室、 救護室、役員室、 放送室、柔剣道場等		
			宇都宮市体育館	RC造	50	38	2	1,300	2,114	市	改修	床支柱穴設置、競技場床塗装	R1,R3			⇒	⇒		会議室、医務室、 控室、更衣室、シャワー室、 救護室、役員室、 幼児体育室等			
	バスケットボール	全種別	栃木県立宇都宮工業高等学校体育館	RC造	37	29	1	630	-	県	既設	-	-							更衣室等		
			栃木県総合運動公園メインアリーナ	RC造	47	76	4 1	1,400	3,000	県	新設	体育館の新設	H30-R2	⇒	⇒	⇒				サブアリーナ、控室、更衣室、 シャワー室、救護室、 役員室、放送室、 会議室等		
	体操	体操競技 全種別																				
	高等学校野球	硬式	宇都宮清原球場	土 人工芝	中堅 122	両翼 97.6	1	2,000 ~ 4,000	18,000	市	既設	-	-							会議室、役員室、 ロッカー室、医務室等		
	軟式野球	成年男子																				
	高等学校野球	軟式	栃木県総合運動公園硬式野球場	土 天然芝	中堅 122	両翼 98	1	750	15,365	県	改修	夜間照明設置、メインスタンド 耐震改修、内野スタンド解体・ 新築等	H28-R1	⇒	⇒	⇒				控室、更衣室、シャワー室、 救護室、役員室、 放送室、会議室等		

いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案)

会場地 市町村	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	整備年次計画						付帯施設等	
				構造・表層	縦(m)	横(m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席 (固定席)					H29	H30	R1	R2	R3	R4		
宇都宮市	自転車	トラック・レース 成年男子 少年男子 少年女子	宇都宮競輪場	1周500m						2,815	市	既設	-	-							応接室等
	柔道	成年男子 少年男子 少年女子		RC造	47.8	37	6	750	1,500	県	新設	武道館の新設	H29-R3	⇒	⇒	⇒	⇒			サブ武道場、控室、 更衣室、シャワー室、 会議室等	
	剣道	全種別	栃木県総合運動公園武道館	RC造	近的6人立ち×2 遠的6人立ち×1			300	200												
	弓道	全種別																			
	ライフル射撃	25m 成年男子	栃木県警察学校射撃場	RC造	25.16	22.95	16射座	470~ 610	96	県	改修	固定標的装置改修、照明改修、 防弾壁改修	H30-R2	⇒	⇒	⇒				指揮所、控室、倉庫 ※国改修	
		50m、10m 全種別	栃木県ライフル射撃場	スモールホエアライフル射撃場 28射座 エアライフル射撃場 26射座						-	県	改修	射撃場改修	R1-R3			⇒	⇒		審査室、控室、更衣室、 銃器手入室等	
	BR、BP 少年男子 少年女子	栃木県総合教育センター体育館	RC造 一部S造	31	28	1	733	-	県	既設	-	-							更衣室、シャワー室、 研修室		
足利市	バレーボール	ビーチバレーボール 少年男子 少年女子	足利市特設ビーチバレーボール会場	砂コート4面						-	市	仮設	コート増設	R4					⇒		
	レスリング	成年男子 少年男子 少年女子	足利市民体育館	RC造 一部S造	39	43	4	745	1,005	市	改修	耐震改修、トイレ改修	H29,R2	⇒			⇒		放送室、補助競技場、 会議室、幼児室、更衣室等		
	ソフトボール	少年男子	足利市総合運動場硬式野球場	土 天然芝	中堅 122	両翼 98	1	1,145	2,670	市	改修	スタンド改修、諸室等天井 床改修、スコアボード改修、 トイレ改修、グラウンド改修	H30-R2	⇒	⇒	⇒			会議室、医務室、本部室、 放送室、貴賓室、審判員室、 報道室、更衣室等		
			足利市総合運動場軟式野球場	土 天然芝	80	112	1	800	-	市	改修	フェンス改修、グラウンド改修	R2			⇒					
ボウリング	全種別	足利スターレーン	S造 一部RC造	36	48.5	40レーン	600	-	民間	既設	-	-							会議室		
栃木市	ボート	全種別	谷中湖特設ボートコース	コース長1,000m、6レーン							市	仮設	コース、棧橋等の設置	R3-R4				⇒	⇒		
	ハンドボール	全種別	マルワアリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館)	RC造	46	35	1	960	772	市	改修	給排水設備改修、床張替	H30-R2	⇒	⇒	⇒			サブアリーナ、更衣室、 シャワー室、放送室、 医務室、幼児室、 研修室等		
学校法人國學院大學栃木学園第二体育館			RC造	46	26	1	470	-	民間	既設	-	-							第1アリーナ、救護室、 会議室、トレーニング場、 シャワー室等		

いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案)

会場地 市町村	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	整備年次計画						付帯施設等
				構造・表層	縦(m)	横(m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席 (固定席)					H29	H30	R1	R2	R3	R4	
栃木市	ハンドボール	全種別	日立栃木体育館	RC造	44	28	1	930	-	民間	既設	-	-						ロッカー室、シャワー室、会議室、放送室等	
	カヌー	スプリント 全種別	谷中湖特設カヌー競技場	コース長500m以上、9レーン						市	仮設	コース、桟橋等の設置	R3-R4					⇒	⇒	
	なぎなた	成年女子 少年女子	関東ホーネキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	RC造	41	36	2	800	216	市	既設	-	-						サブアリーナ、会議室、研修室、トレーニングルーム、更衣室、シャワー室	
佐野市	バレーボール	6人制 成年男子	佐野市アリーナたぬま	RC造 一部S造	32	48	2	1,000	384	市	改修	競技場床改修	R2				⇒		控室、更衣室、シャワー室、看護室、役員室、放送室、会議室等	
	ラグビーフットボール	少年男子	佐野市運動公園陸上競技場	天然芝	106	73	1	-	1,400	市	改修	天然芝の張替、トイレ改修	R2				⇒		コンタクトホール、会議室、放送室、事務室、シャワー室、更衣室等	
			佐野市運動公園多目的球技場	人工芝	117	80	1	-	200	市	改修	防球ネット改修	R1				⇒		シャワー室、ロッカールーム等	
		成年男子 女子	(仮称)佐野市運動公園運動広場	人工芝	125	90	1	-	500	市	新設	ラグビー場の新設	R1-R2				⇒	⇒	シャワー室、ロッカールーム等	
鹿沼市	バレーボール	6人制 成年女子	TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	RC造 一部S造	35	47	2	1,500	1,514	市	改修	照明改修、空調改修、床支柱穴設置、トイレ改修等	R1-R2				⇒	⇒	控室、更衣室、多目的室、放送室、会議室等	
	卓球	全種別																		12
日光市	ホッケー	全種別	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場	人工芝	109	76	1	-	270	民間	改修	人工芝張替、トイレ改修、更衣シャワー室設置	R1-R2				⇒	⇒	ホッケー場(クレーン、天然芝、研修室)	
			日光市ホッケー場	人工芝	114	78	1	200~400	400	市	既設	-	-						管理棟	
	ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	日光市大沢体育館	RC造 一部S造	47.2	34.6	2	1,200以上	-	市	改修	照明改修	R1				⇒		会議室、研修室等	
	軟式野球	成年男子	日光市日光運動公園野球場	土 天然芝	中堅 120	両翼 92	1	410	400	市	改修	天然芝の張替、フェンス等 フェール設置、フェールボール改修、トイレ改修	R1-R3				⇒	⇒	⇒	管理棟、記録室等
	スケート	スピード 全種別	日光市霧降スケートセンター	400m公認基準 ダブルトラック			1	300	756	市	改修	冷凍機・冷却塔改修、リンク路面改修、諸室防水改修等	R1-R3				⇒	⇒	⇒	管理棟、記録室等

いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案)

会場地 市町村	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	整備年次計画						付帯施設等
				構造・表層	縦(m)	横(m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席 (固定席)					H29	H30	R1	R2	R3	R4	
日光市	スケート	フィギュア 全種別	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	SRC造	60	30	1	3,224	1,604	県	改修	漏水対策工事、製氷設備改修、リンク凍上対策工事、空調設備改修、音響設備工事、暖房設備改修、トイレ改修	R1-R3				⇒	⇒	⇒	選手控室、競技役員控室、審判員控室、放送室、会議室等
	アイスホッケー	全種別																		
	スケート	ショートトラック 全種別	今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク	S造	60	30	1	694	-	民間	改修	リンクフェンス改修、照明改修、天井膜設置、キュービクル更新	R2-R3				⇒	⇒	ロッカールーム、控室、トイレ等	
	アイスホッケー	全種別	日光市細尾トームリンク	S造	61	30	1	1,500	60	市	改修	冷凍機・冷却塔改修、スコアボード改修、観客席改修等	R2-R3				⇒	⇒		
小山市	水泳	水球 少年男子 女子	栃木県立温水プール館	RC造 一部S造	50	25	1	1,500	1,000	県	改修	照明改修、送風機改修、音響設備改修、中央監視装置改修、トイレ改修等	R3-R4					⇒	⇒	会議室、放送室、監視員室、控室、医務室、更衣室、シャワー室、シャワールーム、探検室等
	体操	新体操 少年女子	栃木県立県南体育館	RC造 一部S造	50	38	1	1,700	1,460	県	改修	照明改修、トイレ改修、中央監視装置改修、吸収冷温水発生機改修	R1-R4				⇒	⇒	⇒	サブアリーナ、柔道場、剣道場、会議室、放送室、控室、医務室、更衣室、シャワー室等
	空手道	全種別																		
	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	小山市立体育館	RC造 一部S造	38	49.5	1	1,511	702	市	新設	体育館の新設	R1-R3				⇒	⇒	⇒	サブアリーナ、研修室、多目的ホール、トレーニング室、ロッカー室、シャワー室、医務室、放送室等
軟式野球	成年男子	小山運動公園野球場	土 天然芝	中堅 115	両翼 95	1	750	3,000	市	改修	夜間照明設置、内外野防護マット改修、スコアボード改修	H29	⇒						本部室、放送室、審判員室等	
真岡市	サッカー	少年男子	真岡市総合運動公園陸上競技場	天然芝	105	68	1	-	576	市	改修	更衣室・シャワー室増設	H30	⇒						本部室、放送室、看護室、更衣室、シャワー室、トイレ等
			真岡市総合運動公園運動広場1	人工芝	105	68	1	200	252	市	新設	サッカー場の新設	R2-R3				⇒	⇒		
大田原市	相撲	成年男子 少年男子	栃木県立県北体育館	SRC造 一部S造	50	40	1	1,500	1,500	県	改修	遮光カーテン改修、照明改修、吊物設備改修、トイレ改修、中央監視装置改修	H30-R3				⇒	⇒	⇒	事務室、研修室、放送室、控室、医務室、更衣室、シャワー室等
	バトミントン	全種別																		
	ソフトボール	成年女子	美原公園野球場	土 天然芝	中堅 116	両翼 95	1	-	3,000	市	既設	-	-						本部室、放送室	

いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案)

会場地 市町村	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	整備年次計画						付帯施設等
				構造・表層	縦(m)	横(m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席 (固定席)					H29	H30	R1	R2	R3	R4	
大田原市	ソフトボール	成年女子	美原公園第2球場	土	中堅 95	両翼 91	1	1,000	800	市	改修	壁防護マット設置、グラウンド 排水改修	R2				⇒		本部室、会議室、 放送室、更衣室等	
		少年女子	大田原グリーンパーク	土 天然芝	中堅 65	両翼 65	2	A面 1,000	—	市	既設	—	—					会議室、更衣室兼 シャワー室等		
		成年男子	黒羽運動公園多目的運動場	土	中堅 85	両翼 85	2	A面 1,000	—	市	既設	—	—					会議室、更衣室、 シャワー室		
矢板市	サッカー	少年女子	矢板運動公園陸上競技場	天然芝	112	72	1	—	700	市	改修	天然芝の張替、トイレ改 修、放送室等改修、フェン ス改修	R2-R3				⇒	⇒	放送室、更衣室、 器具庫等	
			矢板運動公園サッカー場	天然芝	140	80	1	—	—	市	改修	天然芝の張替、トイレ改修	R1-R2				⇒	⇒	更衣室等	
	軟式野球	成年男子	矢板運動公園野球場	土 天然芝	中堅 122	両翼 97.6	1	—	1,000	市	改修	スコアボード改修	R1				⇒		本部室、放送室、 審判控室、会議室 等	
那須塩原市	サッカー	少年女子	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB	人工芝	120	81	1	—	1,215	市	改修	人工芝への張替等	H30		⇒				管理棟、体育館	
	ソフトテニス	全種別	石川スポーツグラウンドくろいそ(那須塩 原市くろいそ運動場)テニスコート	砂入り人工芝コート20面				500	960	市	改修	コート増設等	H30		⇒				管理棟、体育館、 武道館	
	馬術	成年男子 成年女子 少年	地方競馬教養センター	障害馬術競技場1面 馬場馬術競技場1面						市	仮設	馬術競技場整備	R2-R4				⇒	⇒	⇒	
	ゴルフ	女子	塩原カントリークラブ	18ホール						民間	既設	—	—							控室、更衣室、浴 室、ドライビングレ ンジ
			ホライカントリー倶楽部	18ホール						民間	既設	—	—							控室、更衣室、浴 室、コーン、ドライ ビングレ
			西那須野カントリー倶楽部	18ホール						民間	既設	—	—							控室、更衣室、浴 室、コーン、ドライ ビングレ
	トライアスロン	成年男子 成年女子	戸田調整池周辺特設コース	スミ1.5km、バイク40km、ラン10km						市	仮設	コース設営	R3-R4					⇒	⇒	
さくら市	サッカー	成年男子	さくら市総合公園さくらスタジアム	天然芝	105	68	1	200	312	市	改修	トイレ改修	R3					⇒	更衣室兼シャワー室、 救護室、会議室	
那須烏山市	アーチェリー	全種別	那須烏山市緑地運動公園多目的競 技場	射程距離70m						市	仮設	アーチェリー場設営	R3-R4					⇒	⇒	
下野市	サッカー	少年男子	下野市大松山運動公園陸上競技場	天然芝	107	75	1	200	348	市	新設	サッカー場の新設	H29-H30	⇒	⇒				更衣室、シャワー室、 本部室、放送室、 会議室、救護室等	

いちご一会とちぎ国体 競技施設整備計画【第5次】(案)

会場地 市町村	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	整備年次計画						付帯施設等
				構造・表層	縦(m)	横(m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席 (固定席)					H29	H30	R1	R2	R3	R4	
下野市	ハンドボール	全種別	下野市石橋体育センター	SRC造 一部RC造	44.1	30.8	1	600	—	市	改修	照明改修、防護マット設置 等	R2				⇒		更衣室、放送室、 会議室等	
上三川町	フェンシング	全種別	上三川町体育センター	RC構造 一部S造	42	34.5	8	400	—	町	改修	耐震改修、体育館増築 等	R1-R2				⇒	⇒	ロビー、更衣室、シャワ ー室、トレーニング室、卓 球室、トレーニングルーム等	
益子町	サッカー	少年男子	益子町南運動公園陸上競技場	天然芝	105	68	1	—	364	町	改修	トイレ改修、天然芝の張替	H30,R3		⇒			⇒	更衣室、シャワー室、 放送室等	
	軟式野球	成年男子	益子町北公園野球場	土 天然芝	中堅 120	両翼 99	1	560~ 1,170	630	町	改修	トイレ改修、BSO表示設置 等	H30, R2-R3		⇒			⇒	更衣室、会議室等	
茂木町	体操	トランポリン 男子 女子	茂木町民体育館	RC造 一部S造	34	48	2	1,000	444	町	改修	トイレ改修	R3					⇒	サブアリーナ、会議室、 更衣室等	
市貝町	水泳	オープンウォータ ー スイミング 男子 女子 リット	塩田調整池特設オープンウォータースイ ミング競技場	オープンウォータースイム5km						町	仮設	コース設営	R4					⇒		
壬生町	スポーツクライミング	ボルダリング 全種別	壬生町総合運動場特設会場	リットウォール2面 ボルダリングウォール2基						町	仮設	ウォール設置等	R3-R4					⇒	⇒	
	銃剣道	成年男子 少年男子	栃木県立壬生高等学校体育館	RC造	31.7	27.7	1	600	—	県	既設	—	—							更衣室等
野木町	ハンドボール	全種別	野木町立野木中学校体育館	RC造	58	30	1	800	—	町	改修	照明改修、遮光カーテンの 設置、競技場床研磨塗 装、トイレ改修	H29,R2	⇒			⇒		更衣室等	
塩谷町	カヌー	スラローム ワイルドウォーター 成年男子 成年女子	鬼怒川特設カヌー競技場	コース長1,500m						町	仮設	コース設営	R2-R4					⇒	⇒	⇒
那須町	自転車	ロードレース 成年男子 少年男子 女子	那須町特設ロードレースコース	1周10km以上						町	仮設	コース設営	R3-R4					⇒	⇒	
千葉市	セーリング	全種別	千葉市稲毛ヨットハーバー	2海面						県	仮設	コース設営	R3-R4					⇒	⇒	

そ の 他

その他（1）

いちご一会募金（寄附金）・企業協賛の状況について

1 いちご一会募金（寄附金）

(1) 応募の状況について（令和3（2021）年1月25日現在）

- 平成31(2019)年4月1日から募集開始
- 1万円以上を寄附していただいた個人、10万円以上を寄附していただいた企業・団体については、カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）に銘板を設置し顕彰（希望者に限る。）

区 分		募金・寄附金額	備 考
募 金		約 80 万円	
寄 附 金	個 人	約 1,940 万円	約 1,100 名
	企業・団体	約 3,250 万円	約 220 社
合 計		約 5,270 万円	

(2) いちご一会募金キャンペーンの実施について

令和2（2020）年10月から令和2（2020）年12月の期間を「いちご一会募金キャンペーン」として、募金活動や募金グッズの販売等を実施した。

県庁舎募金活動：県庁本館を含む各合同庁舎12カ所

街頭募金活動：県内5カ所（各市町と連携して実施。）

県央 JR宇都宮駅・ベルモール（宇都宮市）

県北 道の駅きつれがわ（さくら市）

県南 道の駅どまんなかたぬま（佐野市）

おやまゆうえんハーヴェストウォーク（小山市）



2 企業協賛の状況（令和3（2021）年1月25日現在）

○令和元(2019)年8月5日の実行委員会設置を契機として本格募集開始

○いちご一会とちぎ国体本大会・いちご一会とちぎ大会に係る協賛制度及びいちご一会とちぎ国体冬季大会に係る協賛制度の2つの協賛制度を運用

(1) いちご一会とちぎ国体本大会・いちご一会とちぎ大会

区 分		協 賛 金 額	協賛社数
協賛金	国体パートナー	1,000万円以上	8社
	オフィシャルスポンサー	500万円以上 1,000万円未満	5社
	オフィシャルサポーター	100万円以上 500万円未満	20社
協賛物品	オフィシャルサプライヤー	100万円相当額以上	20社
	大会協力企業	10万円相当額以上	3社
合 計			56社

(2) いちご一会とちぎ国体冬季大会

区 分		協 賛 金 額	協賛社数
協賛金	冬季国体パートナー	180万円	6社
	冬季国体スポンサー	60万円	6社
	冬季国体サポーター	50万円	2社
	プログラム等印刷物広告協賛	30万円以下	1社
合 計			15社

その他（２）

いちご一会ダンスキャラバン隊活動状況について

イメージソング「いちご一会」に合わせて振り付けた「いちご一会ダンス」の普及と、両大会の開催機運の醸成を図るため、令和２（2020）年10月より県内の幼稚園、保育園、小・中学校等に「いちご一会ダンスキャラバン隊」を派遣して活動を行っている。

○申込・訪問件数

申込件数	訪問件数	
	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度（予定）
95	74	21

○月別訪問件数

令和２（2020）年度月別訪問件数				
10月	11月	12月	1月	2・3月（予定）
10	18	15	12 ※	19

※特定警戒期間中のため訪問見合わせ



令和２（2020）年10月15日訪問
矢板市立川崎小学校



令和２（2020）年10月19日訪問
宇都宮市陽南幼稚園

参 考 资 料

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員名簿

【会長】1名 【副会長】8名 【常任委員】46名 【監事】2名 計57名

令和2年11月10日現在

(敬称略)

No.	役職	選出区分	機関・団体名及び役職	氏名	
1	会長	県関係	栃木県知事	福田 富一	
2	副会長	県議会関係	栃木県議会議長	相馬 憲一	
3		県関係	栃木県副知事	北村 一郎	
4		県関係	栃木県副知事	岡本 誠司	
5		県教委関係	栃木県教育委員会教育長	荒川 政利	
6		市町村関係	栃木県市長会長	佐藤 栄一	
7			栃木県町村会長	古口 達也	
8		スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会理事長	小祝 章二	
9			(特非)栃木県障害者スポーツ協会会長	麦倉 仁巳	
10		県議会関係	栃木県議会副議長	山形 修治	
11	栃木県議会県政経営委員会委員長		日向野 義幸		
12	栃木県議会生活保健福祉委員会委員長		池田 忠		
13	栃木県議会農林環境委員会委員長		中島 宏		
14	栃木県議会経済企業委員会委員長		琴寄 昌男		
15	栃木県議会県土整備委員会委員長		佐藤 良		
16	栃木県議会文教警察委員会委員長		阿部 博美		
17	県関係		栃木県総合政策部長	阿久澤 真理	
18			栃木県経営管理部長	茂呂 和巳	
19			栃木県県民生活部長	千金 楽 宏	
20			栃木県環境森林部長	鈴木 英樹	
21			栃木県保健福祉部長	海老名 英治	
22			栃木県産業労働観光部長	小竹 欣男	
23			栃木県農政部長	鈴木 正人	
24			栃木県県土整備部長	熊倉 一臣	
25			栃木県企業局長	矢野 哲也	
26		栃木県警察本部長	野井 祐一		
27	市町村関係	栃木県市議会議長会会長	福田 洋一		
28		栃木県町村議会議長会会長	薄井 博光		
29		栃木県市町村教育委員会連合会会長	森島 仁		
30	常任委員	スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会副会長	丸茂 博	
31			栃木県レクリエーション協会会長	坂本 宏夫	
32			栃木県スポーツ推進委員協議会会長	柳田 利夫	
33			栃木県スポーツ推進審議会会長	月橋 春美	
34			栃木県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	清水 武治	
35			栃木県小学校教育研究会体育部会 部会長	手塚 洋	
36			栃木県中学校体育連盟会長	星 和人	
37			栃木県高等学校体育連盟会長	丸茂 博	
38			(公財)栃木県民公園福祉協会理事長	森澤 隆	
39			学校関係	栃木県高等学校長会会長	軽部 幸治
40				栃木県中学校長会会長	初谷 憲一
41				栃木県小学校長会会長	栗原 武夫
42	栃木県私立中学高等学校連合会会長	船田 元			
43	産業・経済関係	(一社)栃木県経営者協会会長	青木 勲		
44		(一社)栃木県商工会議所連合会会長	藤井 昌一		
45		栃木県商工会連合会会長	福田 徳一		
46		栃木県中小企業団体中央会会長	齋藤 高藏		
47		(公社)栃木県経済同友会筆頭代表理事	中津 正修		
48		通信・運輸関係	(一社)栃木県バス協会会長	手塚 基文	
49	宿泊・観光関係	(公社)栃木県観光物産協会会長	新井 俊一		
50	医療・福祉関係	(一社)栃木県医師会会長	稲野 秀孝		
51		(福)栃木県社会福祉協議会会長	菊池 康雄		
52	社会団体関係	栃木県地域婦人連絡協議会会長	柳田 京子		
53		栃木県女性団体連絡協議会会長	梅澤 啓子		
54		(一社)栃木県子ども会連合会会長	内藤 進		
55		栃木県PTA連合会会長	金田 淳		
56	監 事	県関係	栃木県会計管理者会計局長	國井 隆弘	
57	市町村関係	栃木県市長会事務局長・町村会常務理事	水沼 忠雄		

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を栃木県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 両大会における実施競技及び会場市町村に関すること
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 両大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の事業に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 8名以内 |
| (3) 常任委員 | 70名以内 |
| (4) 監 事 | 3名以内 |

(役員を選任)

第6条 会長は、栃木県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参加)

第9条 実行委員会に、顧問及び参加を置くことができる。

2 顧問及び参加は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参加は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参加の任期等について準用する。

6 顧問及び参加は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 募金・企業協賛推進委員会

(4) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 両大会の開催に必要な方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) 常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関すること
- (6) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（募金・企業協賛推進委員会）

第13条 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員を持って構成する。

2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。

3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

6 第11条第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会にて準用する。

7 第8条の規定は、募金・企業協賛推進委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、

その結果を常任委員会に報告する。

- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

- 第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（平成26年5月19日）から施行する。
- 2 準備委員会の平成26年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成27年3月31日までとする。

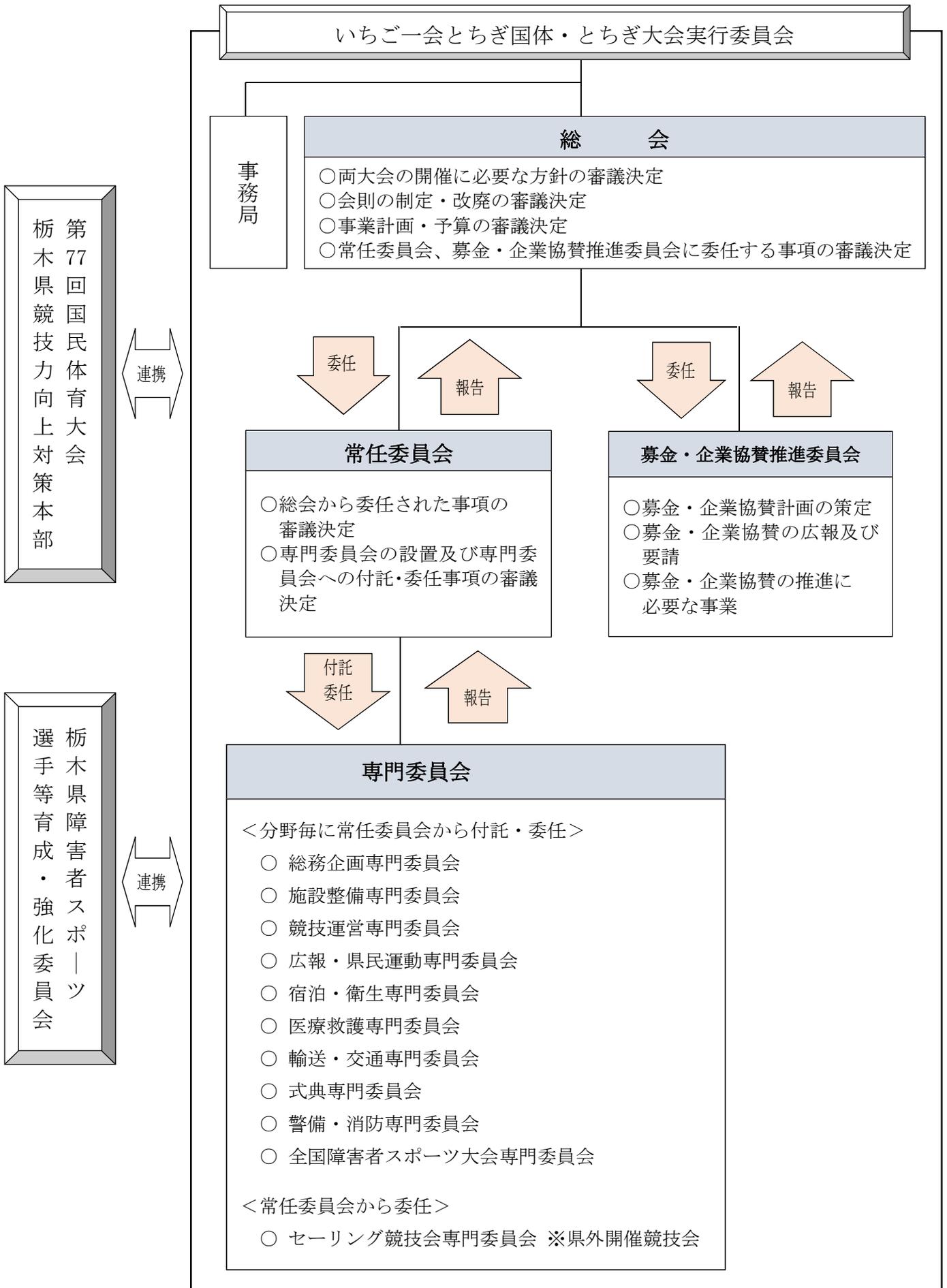
附則

この会則は、平成28年7月13日から施行する。

附則

- 1 この会則は、実行委員会設立の日（令和元年8月5日）から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第77回国民体育大会栃木県準備委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第77回国民体育大会栃木県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第77回国民体育大会栃木県準備委員会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会」と、「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」と、「公益財団法人日本体育協会」とあるのは「公益財団法人日本スポーツ協会」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第22回全国障害者スポーツ大会栃木県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会組織図



総会から常任委員会等への委任事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会への委任事項は、次のとおりとする。

(常任委員会への委任事項)

- 1 両大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 7 広報及び県民運動に関すること
- 8 宿泊及び衛生に関すること
- 9 輸送及び交通に関すること
- 10 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 11 式典の企画及び運営に関すること
- 12 その他開催準備に関すること

(募金・企業協賛推進委員会への委任事項)

募金及び企業協賛の推進に関すること

「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」 推 進 宣 言

- 1 スポーツの素晴らしさとともに、環境というテーマを幅広く共有し、県民、企業、団体、行政が一体となった「オールとちぎ」によって、様々な場面で環境に配慮した両大会を実現すること
- 2 県内産業の技術力を生かし、「メイド・イン・とちぎ」による環境配慮の製品・サービスを積極的に活用した両大会を開催することで、本県の実力を県内外にアピールすること
- 3 両大会を通じて得られた環境に配慮した取組に関する成果を「次世代のとちぎ」へと引き継ぎ、幅広い取組につなげていくこと

令和2（2020）年8月6日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

会長

福田富一





いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県国体・障害者スポーツ大会局

TEL 028-623-3517 / FAX 028-623-3527

e-mail : somukikaku@pref.tochigi.lg.jp

HP アドレス : <https://www.tochigikokutai2022.jp>
